

令和6年

七ヶ浜町議会会議録

9月会議 9月2日 開会
 9月13日 閉会

七ヶ浜町議会

令和6年9月2日（月曜日）

七ヶ浜町議会定例会9月会議会議録

（第1日目）

令和6年七ヶ浜町議会定例会9月会議会議録第1号

令和6年9月2日（月曜日）

出席議員（13名）

1番	鈴木洋市君	2番	鈴木篤君
3番	佐藤信輝君	5番	鈴木博君
6番	鈴木恵子君	7番	佐藤直美君
8番	熊谷明美君	9番	佐藤壮一君
10番	遠藤喜二君	11番	岡崎正憲君
12番	歌川渡君	13番	仁田秀和君
14番	安倍敏彦君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長兼デジタル推進室長	藤井孝典君
防災対策室長	石井直紀君
企画財政課長	青木ゆかり君
税務課長	遠藤衛君
町民生活課長	宮下尚久君
まちづくり振興課長	鈴木昭史君
建設課長兼復興推進室長	鈴木英明君
国際村事務局長	我妻幸弘君
子ども未来課長	菅井明子君
健康福祉課長	関本英児君
長寿社会課長	沼倉隆弘君

会 計 管 理 者	鈴 木 正 実 君
上 下 水 道 事 業 所 長	後 藤 謙 一 君
教 育 長	須 藤 清 君
教 育 総 務 課 長	稲 妻 和 久 君
生 涯 学 習 課 長	遠 藤 弘 次 君
代 表 監 査 委 員	稲 妻 敏 行 君
監 査 委 員 事 務 局 長	佐々木 祐 一 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	佐々木 祐 一 君
同 書 記	鈴 木 一 叶 君

議事日程 第1号

令和6年9月2日（月曜日） 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 諮問第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 議案第42号 教育委員会の委員の任命について
- 日程第 8 議案第43号 監査委員の選任について
- 日程第 9 議案第44号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第10 議案第45号 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第46号 工事請負契約の締結について「令和6年度七ヶ浜縦断線舗装工事」
- 日程第12 議案第47号 和解について
- 日程第13 議案第48号 和解について
- 日程第14 議案第49号 和解について

- 日程第15 議案第50号 和解について
- 日程第16 議案第51号 和解について
- 日程第17 議案第52号 令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第53号 令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第54号 令和6年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第55号 令和6年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第56号 令和6年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第57号 令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第23 認定第1号 令和5年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第2号 令和5年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第3号 令和5年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 認定第4号 令和5年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 認定第5号 令和5年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 認定第6号 令和5年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第29 認定第7号 令和5年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について
- 日程第30 報告第5号 令和5年度七ヶ浜町の健全化比率及び賃金不足比率の報告について
- 日程第31 議案第58号 令和5年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会議日程の決定
- 日程第3 一般質問

午前10時00分 開会

○議長（安倍敏彦君） おはようございます。

本日9月2日は休会の日ですが、議事の都合により令和6年七ヶ浜町議会定例会を再開し、9月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安倍敏彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長において、5番鈴木 博議員、6番鈴木恵子議員を指名いたします。

日程第2 会議日程の決定

○議長（安倍敏彦君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。令和6年七ヶ浜町議会定例会9月会議の日程は、本日から13日までの12日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、9月会議の日程は、本日から13日までの12日間と決しました。

諸般の報告

○議長（安倍敏彦君） ここで、諸般の報告をいたします。

前回の8月会議から9月の会議の開始までにおける諸般の報告についてはお手元に配付した資料のとおりであります。

この際、説明は省略させていただきます。

これをもって諸般の報告を終わります。

行政報告

○議長（安倍敏彦君） 次に、平山良一副町長へ行政報告を求めます。平山良一副町長、御登壇

願います。

〔副町長 平山良一君 登壇〕

○副町長（平山良一君） おはようございます。

それでは、令和6年七ヶ浜町議会定例会9月会議の開会に当たり、令和6年定例会6月会議以後における行政報告を申し上げます。

6月9日、第一スポーツ広場で七ヶ浜町消防団消防演習が行われました。演習では、2日に行われた第54回宮城県消防操法大会で演技した「ポンプ車操法」が披露されました。地域を知り尽くした消防団の果たす役割は極めて大きく、団員一人一人のリーダーシップの高さと地域を守る使命感の強さが随所に見られる非常に迫力のある演技でした。近年頻発している自然災害に備えるには、日頃から訓練をすることの大切さを再認識することができました。

6月27日、七ヶ浜国際村でわくわくシニアフェスティバルを開催いたしました。ここ数年は、感染症の不安を抱えながらの開催となっておりますが、最近はその不安も薄らぎつつあり、今回は165人の方にお集まりいただきました。フェスティバルには、健康運動指導士の阿部先生をお招きし、講話をいただきました。会場の皆様には先生の御指導で軽い運動をしていただき、このような簡単な動きでもフレイル予防になるということを実感していただくことができました。人生100年時代と言われる中、健康で長生きするには、フレイル予防が鍵となります。町民の皆様が幾つになっても健康で生き生きと暮らしていけるよう、これからも工夫を凝らした事業に取り組んでまいります。

6月30日、記念すべき30回目を迎えたみやぎ国際トライアスロン仙台ベイ七ヶ浜大会が開催されました。今回は、会場をこれまでの湊浜から菖蒲田海浜公園に移しての開催となりました。会場が変わり応援はしやすくなったものの、開催日が早まったことやオリンピックイヤーということもあり、選手の参加は例年より少ない規模となりました。とは言え競技は盛り上がり、あいにくの曇り空ではあったもののそれを吹き飛ばすような迫力で、自らの限界に挑む334人の選手の皆さんが、初夏の七ヶ浜をバイク・スイム・ランで駆け抜けました。

7月11日、海水浴場開設に向け安全祈願祭が行われました。海水浴場の開設期間は7月13日から8月18日までの37日間で、期間中の来場者数は3万5,009人と、前年度の約56.4%で、寂しい夏となりました。猛暑であったことも要因の1つですが、人々の行動変容も見逃せません。バカンスに対する考え方が変化してきているものと思われます。台風の影響などにより海水浴場に不向きな日もありましたが、開設期間中は事故もなく無事に終えることができました。

7月30日から8月8日まで姉妹都市でありますアメリカマサチューセッツ州プリマス町に、

町長はじめ議長、子供たち、先生方の22名で10日間の親善訪問をいたしました。新型コロナウイルス感染症の影響から、本町からの訪問は実に6年ぶりということになります。これまで七ヶ浜町からプリマス町を訪れた人は、今回の22名を含めて延べ325名となりました。プリマス町からの来訪者は、延べ289名となっております。今回の訪問では、プリマス町特別来町者委員会をはじめ、プリマス町議会、教育委員会など町の主要な方たちやホストファミリーなど、いつにも増して多くの方々に温かな歓迎を受けました。出発時には緊張していた団員も、ホストファミリーの皆さんの気遣いもあり、日を重ねるごとに笑顔を見せるようになり、自ら積極的に英語でのコミュニケーションにチャレンジする姿を見ることができました。グローバル人材育成の効果が始まってきているものと考えられます。今回の訪問では、これまで築いてきた太い絆を改めて感じることができましたし、海を越えた遠いアメリカの地にもすてきな友人がいることを誇りに感じる旅ともなりました。来年は、プリマス町の皆様を七ヶ浜町にお迎えする年です。両町の友好関係をさらに強いものにしていかなければなりません。これからの一年をかけ早めに準備をしていきたいと思っております。

8月12日で、令和3年11月16日から継続しておりました交通死亡事故ゼロ1,000日を達成することができました。23日には、塩釜警察署長が来町し祝意を述べるとともに、町長へ交通死亡事故ゼロ1,000日間達成賛辞が伝達されました。これは、関係団体の皆様が日頃から交通安全の推進や啓発に御尽力をいただいていることで達成できたことであり、町民一人一人の交通安全に対する意識の高さの表れでもあります。この先も死亡事故ゼロが2,000日、3,000日と続き、これまでの最高3,278日を超える日が来ることが望まれます。ドライバーの皆様方にはさらに安全運転に努めていただくよう、引き続き交通安全の啓発に取り組んでまいります。

これからも町民の皆様が心豊かに生き生きと暮らせる七ヶ浜町の「健幸で心かようまちづくり」に向け、職員一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位の格段の御理解と御協力をお願い申し上げ行政報告といたします。

ありがとうございました。

〔副町長 平山良一君 降壇〕

提案理由の説明

○議長（安倍敏彦君） 次に、寺澤 薫町長へ提案理由の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） おはようございます。

それでは、令和6年七ヶ浜町議会定例会9月会議に提案いたしました議案等について、説明をさせていただきます。

提案いたしました議案等につきましては、諮問が3件、また、議案第42号から議案第58号までの17議案、令和5年度各種会計の決算認定が7件、そして報告が1件であります。

詳細につきましては、後ほど担当課長から説明申し上げますので、私からは要点のみを説明をさせていただきます。

初めに、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原田武さんの任期満了に伴い、人権擁護委員として再推薦することについて議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、現委員の任期満了に伴い、新たな人権擁護委員として船木明子さんを推薦することについて議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、現委員の任期満了に伴い、新たな人権擁護委員として斉藤和枝さんを推薦することについて議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第42号教育委員会の委員の任命については、齋藤絵梨香さんの任期満了に伴い、教育委員として再任することについて議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第43号監査委員の選任については、稲妻敏行さんの任期満了に伴い、監査委員として再任することについて議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第44号固定資産評価審査委員会の委員の選任については、現委員の任期満了に伴い、新たな委員として赤間長一さんを選任することについて議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第45号個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第46号令和6年度七ヶ浜縦断線舗装工事の工事請負契約の締結については、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第47号から議案第51号までの和解については、地方自治法第96条第1項第12号の

規定により、各種委託事業における消費税額の未払い及び過払いが判明したことに係る和解をすることについて議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第52号は、令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第2号）であります。補正の額は3億4,812万9,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ80億8,947万2,000円とするものであります。

歳出の主な内容としましては、自転車用ヘルメット購入費補助金、AIチャットボット導入事業、遠山保育所登降園等管理システム導入事業、財政調整基金積立金への追加、置き型授乳室設置事業、花淵浜町営住宅水道栓設置工事、吉田浜野山避難経路整備工事、小中学校電気設備更新工事等であります。主な財源としましては、森林環境整備基金繰入金、繰越金、地方債等を充当しております。また、債務負担行為補正を3件、地方債補正を2件計上しております。

次に、議案第53号は、令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。補正の額は3,004万円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ23億8,299万3,000円とするものであります。主な内容としましては、令和5年度決算に伴う整理等で、繰越金への追加、出産育児一時金への追加、財政調整基金積立金への追加等であります。

次に、議案第54号は、令和6年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）であります。補正の額は339万3,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ2,035万2,000円とするものであります。主な内容としましては、令和5年度決算に伴う整理等で、繰越金への追加、施設修繕料への追加、一般会計繰出金への追加等であります。

次に、議案第55号は、令和6年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。保険事業勘定における補正の額は1億3,996万円の追加で、補正後の総額は、歳入歳出それぞれ21億2,996万円とするものであります。主な内容としましては、令和5年度決算に伴う整理等で、繰越金への追加、財政調整基金積立金への追加、国県等に対する返還金への追加、一般会計繰出金への追加等であります。サービス事業勘定における補正の額は26万3,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ706万8,000円とするものであります。主な内容としましては、令和5年度決算に伴う整理であります。

次に、議案第56号は、令和6年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。補正の額は452万1,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ2億7,152万1,000円とするものであります。主な内容としましては、令和5年度決算に伴う整理で、繰越金への追加、後期高齢者医療広域連合納付金への追加等であります。

次に、議案第57号は、令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第2号）であります。

3条予算、収益的支出の特別損失に189万3,000円を追加するものであります。補正の内容としましては、消費税等納付に係る費用の追加であります。

次に、認定第1号から認定第7号までの令和5年度、各種会計の決算については、私からの説明は省略させていただきますが、後日開催が予定されている決算審査特別委員会におきまして、各課長等から説明を申し上げます。

次に、報告第5号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律で規定されております令和5年度七ヶ浜町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。普通会計は、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は算出されず、また、水道事業会計及び下水道事業特別会計のいずれも資金不足比率は算出されないことから、良好な状態にあると認められております。

次に、議案第58号令和5年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和5年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金を建設改良積立金に積み立てることについて議会の議決を求めるものであります。

以上、提案いたしました議案等について説明をさせていただきましたが、慎重審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

[町長 寺澤 薫君 降壇]

日程第3 一般質問

○議長（安倍敏彦君） これより一般質問を行います。

質問の通告がありますので、通告順に許可いたします。

最初に、12番歌川 渡議員の質問を許可いたします。発言席に御登壇願います。

[12番 歌川 渡君 登壇]

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡でございます。議長より質問の許可をいただきましたので、3点について質問を伺います。

質問する前に、私、議員活動を33年やってしょっぱなというのは初めてなんです。私的な都合でちょっと初めにしなきゃいけないことになったので、皆さんも驚いているかと思いますが、よろしく願いいたします。

第1の質問は、会計年度任用職員の処遇改善に向けた取組について伺います。

総務省は6月28日、会計年度任用職員の事務処理マニュアルから「3年目公募」に関する記述を削除いたしました。これは、人事院が国の非正規職員である期間業務職員について「公募

によらない採用は、同一の者について連続2回を限度とするよう努める」との文言を削除したことを踏まえ、地方自治体の会計年度任用職員の事務処理マニュアルも改正したものであります。これにより2年を超える連続任用も可能となり、雇用の安定化につながることから、本町の対応について2点を伺うものであります。

1つは、総務省の改定マニュアルの「3年目公募」削除に関する通知内容の説明を求めるものであります。

2つ目は、本町のこれらに対する対応はどのようになるのか説明を求めるものであります。

第2の質問は、湊浜海岸休憩所及び湊浜緑地の維持管理の状況と改善を求めるため、以下の3点を伺うものであります。

1つは、湊浜緑地海岸休憩所維持管理委託金に係る宮城県との委託事業の説明を求めるものであります。その内容は、委託期間、委託業務内容、委託区域（図面にて）などについてであります。

2つ目は、令和5年度77万5,000円及び令和6年度同額77万5,000円の県との委託に伴う町と同業務内容の説明を求めるものであります。

3つは、防潮堤上の松及びビツツジ等が植栽されておりますが、剪定等の管理責任者はどこになるのか伺うものであります。

第3の質問は、令和7年度以降も被災入居者の家賃軽減措置の継続を求めるものであります。

6月議会一般質問に続き、被災入居者の家賃軽減措置の継続を求めるに当たり、以下の7点について伺います。

1つは、町営住宅（災害公営住宅）建設に係る費用で、東日本大震災復興交付金率について、一般公営住宅としての建設した場合の国の補助率についての説明を求めるものであります。

2つは、東日本大震災特別家賃低減化事業における令和2年度から令和6年度までの補助率の説明を求めます。

3つ目は、町営住宅（災害公営住宅）建設に係る公債費7億2,780万円の償還に関わる令和5年度から令和28年度までの年度別元利償還額及び未償還元利額実績と計画を求めるものであります。

4つ目は、軽減措置の継続について、6月会議の一般質問で「継続せず、終了する」との答弁をしております。令和元年1月16日の河北新報の記事を読みますと、当時の町建設課の担当者は10年目までの軽減継続実施の際、「生活再建には時間がかかる。町内で再建を進めてほしい」と話しておりました。現在入居されている方々の再建状況、例えば収入状況、健康状況、

就業状況などの報告を求めるものであります。

5つ目は、平成27年度以降、年度別の災害公営住宅維持管理基金積立金の内訳と施設修繕及び改良等々の費用額を求めるものであります。

6つ目は、改めて同管理基金の活用で、被災入居者の家賃軽減措置の継続を行う考えはないか求めるものであります。

7つ目は、「継続を終了」した場合、「七ヶ浜町町営住宅家賃減免及び徴収猶予事務取扱要綱」の第7条は廃止すると理解してよろしいのか伺うものであります。

以上、第1回目の質問として、町長等々の説明を求めるものであります。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、会計年度任用職員の処遇改善に向けた取組を、第2問、湊浜海岸休憩所及び湊浜緑地の維持管理の状況等を改善、第3問、被災入居者の家賃軽減措置の延長を図れについて回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、12番歌川議員の1問目の御質問、会計年度任用職員の処遇改善に向けた取組をにつきましてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、総務省の改定マニュアルの3年目公募削除に関する通知内容の説明を求めますということについてお答えをさせていただきます。

御質問の総務省のマニュアル改定の根拠となる総務省通知ではありますが、こちらは令和6年6月28日付総務省自治行政局公務員部から発出されたものとなります。会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）の改正についてという通知になります。

内容は、国の期間業務職員の採用について、公募によらない採用を人事院が定めるものとしており、その人事院による期間業務職員の適切な採用が一部改正され、任命権者は公募によらない採用は同一の者について連続2回を限度とするよう努めるという文言が削除されました。これに伴い、議員御指摘のとおり総務省の改正前マニュアルにありました問6の2の中の、例えば国の期間業務職員については、平等取扱いの原則及び成績主義を踏まえ、公募によらず従前の勤務実績に基づく能力の実証により、再度の任用を行うことができるのは同一の者について連続2回を限度とするよう努めるものとしている。その際の実証の方法については、面接及び従前の勤務実績に基づき、適切に行う必要があるとされているという国での扱いについて例示した部分を削除するという旨が通知された内容となります。

次に、2点目の御質問、本町の対応はどうなるのかについてお答えをさせていただきます。本町におきましては、更新回数について、当初から期限は設けていない運用をしております。

また、本町では会計年度任用職員の皆様には様々な業務を担っていただいております、その貢献も大きいと認識しております。今後も雇用の安定に関しましては重要な点でもあり、業務の継続性を確保できるよう引き続き努めてまいります。

以上、回答とさせていただきます。

次に、2問目の御質問、湊浜海岸休憩所及び湊浜緑地の維持管理の状況と改善についてお答えをさせていただきます。

1点目、湊浜緑地海岸休憩所維持管理委託金に係る宮城県との委託事業の説明を求めますについてお答えをさせていただきます。

湊浜海岸休憩所及び湊浜緑地の維持管理につきましては、本施設の管理者である宮城県仙台塩釜港湾事務所と七ヶ浜町が維持管理に関する基本協定書を5年ごとに締結し、その基本協定に基づき各事業年度において必要な事項を定めた年度協定書を取り交わし維持管理を行っております。

現協定は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とされ、本業務に係る事業年度及び会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までが委託期間とされております。

業務内容は、業務仕様書に明記された7つの項目により実施しているもので、1つは、一月につき1回以上の巡回点検による施設の安全性を確認する予防保全ということでございます。

2つ目が、異常が見られた場合の報告及び応急処置などの事後保全。

3つ目が、自然災害等により施設に危険や異常箇所が生じた場合の報告などの臨時保全。

4つ目が、使用した際の海岸休憩所の清掃。

5つ目が、町所有のビーチクリーナーを活用した年間6回以上の海岸部の湊浜緑地清掃。

6つ目が、海岸漂流物やごみなどの廃棄物等の処理。

7つ目が、その他ということで、ボランティア団体等から清掃活動等の意向が示された場合、管理者へ連絡すること。

以上が業務内容となっております。なお、委託区域につきましては、協定書に添付された平面図にて管理対象範囲が定められており、海岸、砂浜及び防潮堤部分の湊浜緑地と、海岸休憩所が維持管理の対象範囲とされております。

2点目の御質問、下記年度の委託に伴う町の同業務内容の説明を求めますと。令和5年度77万5,000円、令和6年度77万5,000円についてお答えをさせていただきます。

令和5年度につきましては、湊浜緑地海岸の清掃業務委託、廃棄物処理委託、ビーチクリーナー点検整備修繕、消耗品購入代に77万5,000円の委託金を充当しております。また、令和6

年度でも同様の業務内容として、町の当初予算に計上しております。

3点目、防潮堤上に松、ツツジ等が植栽されているが、剪定等の管理責任者はどこになるのですかについてお答えをさせていただきます。

町が宮城県仙台塩釜港湾事務所と取り交わしている協定書では、松、ツツジ等の植栽の剪定について明記されておらず、維持管理業務仕様書の対象外となっております。よって、防潮堤上の松、ツツジ等の植栽の剪定については、施設管理者である宮城県仙台塩釜港湾事務所が管理者となっております。

以上、2問目の回答とさせていただきます。

次に、3問目の御質問、被災入居者の家賃軽減措置の延長を図れについてお答えいたします。

1点目の御質問、町営住宅建設に係る費用で、東日本大震災復興交付金率は幾らですか。一般の公営住宅として建設した場合の国の補助率は幾らですかについてお答えをさせていただきます。

町営住宅、災害公営住宅建設に係る当時の東日本大震災復興交付金率は8分の7、87.5%でございます。一般の公営住宅の補助率は2分の1、50%となっております。

以上、1点目の回答とさせていただきます。

次に、2点目の御質問、東日本大震災特別家賃低減事業における令和2年度から令和6年度までの補助率はについてお答えをさせていただきます。

年度別毎の補助率は、管理開始年月日の関係で地区ごとに計算が異なりますので、概要を回答いたします。

補助率は、管理開始年月日の翌月から起算して5年間は事業費の4分の3、5年間は事業費の4分の3。続く6年目、7年目は4分の3に4分の3を乗じ、続く8年目9年目は、2分の1に4分の3を乗じ、10年目は4分の1に4分の3を乗じたものが適用されて、管理開始6年目から10年目まで段階的に補助率が減少することになります。

以上、2点目の回答とさせていただきます。

次に、3点目の御質問、町営住宅、災害公営住宅建設に係る公債費、計7億2,780万円償還の令和5年度から令和28年度までの年度別元利償還額及び未償還元利額実績と計画を求めますについてお答えさせていただきます。

町営住宅、災害公営住宅建設に係る借入額7億2,780万円については、償還期間を20年または30年利率を10年利率見直しという条件で借り入れております。そのため、10年前の利率見直しの後には元利償還額が変更になることを御承知おき願います。

元利償還額は、それぞれちょっと申し上げます。令和5年度令和6年度が3,226万1,000円、3,226万1,000円。令和7年度が3,520万円、令和7年度が3,520万円。令和8年度が4,043万9,000円、令和8年度が4,043万9,000円。令和9年度から令和15年度が4,040万円、令和9年度から令和15年度が4,040万円。令和16年度が3,992万6,000円、令和16年度が3,992万6,000円。令和17年度が3,279万2,000円、令和17年度が3,279万2,000円。令和18年度が3,280万4,000円、令和18年度が3,280万4,000円。令和19年度から令和25年度が3,278万2,000円、令和19年度から令和25年度が3,278万2,000円、3,278万2,000円。令和26年度が3,150万5,000円、令和26年度が3,150万5,000円。令和27年度が2,137万7,000円、令和27年度が2,137万7,000円となっております。

未償還元利額は、令和5年度末で7億7,857万8,000円。令和5年度末で7億7,857万8,000円です。令和6年度末が7億4,631万7,000円、令和6年度末が7億4,631万7,000円。令和7年度末が7億1,111万7,000円、令和7年度末が7億1,111万7,000円。令和8年度末が6億7,067万8,000円、令和8年度が6億7,067万8,000円。令和9年度末が6億3,027万8,000円、令和9年度末が6億3,027万8,000円。令和10年度末が5億8,987万8,000円、令和10年度末が5億8,987万8,000円。5 8 9 8 7 8 です。令和11年度末が5億4,947万8,000円、令和11年度末が5億4,947万8,000円。令和12年度末が5億907万8,000円、令和12年度末では5億907万8,000円。令和13年度末が4億6,867万8,000円、令和13年度末が4億6,867万8,000円。令和14年度末が4億2,827万8,000円、令和14年度末が4 2 8 2 7 8 です。4億2,828万8,000円です。

続けます。令和15年度末が3億8,787万8,000円です、3億8,787万8,000円です。令和16年度末が3億4,795万2,000円、令和16年度末が3億4,795万2,000円。令和17年度末が3億1,516万円、令和17年度末では3億1,516万円。令和18年度末が2億8,235万6,000円、令和18年度末では2億8,235万6,000円。令和19年度末が2億4,957万4,000円、令和19年度末では2億4,957万4,000円。令和20年度末では2億1,679万2,000円、2億1,679万2,000円。令和21年度末が1億8,401万円、令和21年度末は1億8,401万円。令和22年度末が1億5,122万8,000円、令和22年度末が1億5,122万8,000円。令和23年度末が1億1,844万6,000円、1億1,844万6,000円。令和24年度末が8,566万4,000円、令和24年度末が8,566万4,000円。令和25年度末が5,288万2,000円、5,288万2,000円。令和26年度末が2,137万7,000円、令和26年度末が2,137万7,000円。令和27年度で償還終了となっております。

以上、3点目の回答とさせていただきます。

次に、4点目の御質問、軽減措置の継続については継続せず、終了すると答弁した。町建設

課の担当者は、10年目までの軽減継続実施の際、生活再建には時間がかかると。町内での再建を進めてほしいと述べ、令和元年1月16日の河北新報が報じている。現在入居者の再建状況の報告を求めますについてお答えをさせていただきます。

建設当時より、令和6年6月末までに退去した被災世帯は50世帯で、現在入居している被災者世帯は133世帯で、うち生活保護の世帯は6世帯となっております。

以上、4点目の回答とさせていただきます。

次に、5点目の御質問、平成27年度以降年度別の災害公営住宅維持管理基金積立額の内訳と、施設修繕及び改良等費用額を求めますについてお答えをさせていただきます。

まずは、災害公営住宅維持管理基金積立額になります。平成27年度では、積立額4,417万5,000円、4,417万5,000円。平成28年度2億2,849万7,000円、平成28年度2億2,849万7,000円。平成29年度2億195万9,000円、29年度2億195万9,000円。平成30年度3億209万4,000円、平成30年度3億209万4,000円。令和元年度では2億6,064万2,000円、令和元年度2億6,064万2,000円。令和2年度2億6,608万4,000円、令和2年度2億6,608万4,000円。令和3年度2億2,634万6,000円、令和3年度2億2,634万6,000円。令和4年度2億6,907万2,000円、令和4年度は2億6,907万2,000円。令和5年度2億6,824万3,000円、令和5年度2億6,824万3,000円。合計20億6,711万2,000円、合計20億6,711万2,000円となっております。

次に、施設修繕費及び改良等費用額になります。工事発注を行い契約した修繕及び改良等の件数は、平成27年度から令和5年度まで15件ございます。年度別の件数内訳につきましては、平成27年度1件、これは49万6,800円。平成28年度も1件、10万8,000円。平成29年度も1件、38万8,800円。平成29年度も1件、38万8,800円です。令和3年度8件、令和3年度8件、金額が3,113万7,700円、金額が3,113万7,700円。令和4年度4件、1,163万3,600円、令和4年度4件、1,163万3,600円。合計4,376万4,900円です。合計4,376万4,900円です。

以上、5点目の回答にさせていただきます。

次に、6点目の御質問、改めて同管理基金の活用で、被災入居者の家賃軽減措置の継続を行う考えはありませんかについてお答えをさせていただきます。議会定例会6月会議でお答えしたことと同様になりますが、現時点では継続せず令和7年度末で終了する考えでございます。

以上、6点目の回答とさせていただきます。

次に、7点目の御質問、継続を終了した場合、七ヶ浜町営住宅家賃減免及び徴収猶予事務取扱要綱の第7条は廃止すると理解してよいのですかについてお答えをさせていただきます。令和5年11月の全員協議会で説明させていただきましたが、割増賃料減免についての経過措置が

令和11年度に終了しますので、それ以降に配置する予定としております。

以上、一般質問への回答とさせていただきます。

〔町長 寺澤 薫君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） ここで、暫時休憩いたします。午前11時5分再開いたします。11時5分再開いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

歌川議員、再質問をよろしく申し上げます。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 再質問させていただきます。第1問の改定に、会計年度任用について質問させていただきます。

質問の項目は、2点目の本町の対応についてはどうなるのかというところで、再度伺いたいと思います。説明の中では、当町については期限を設けていないというような答弁でありました。

そこで、町の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の規則等々も含めて、会計年度任用職員の期限を設けていない文言というのは、条文等々でどこに示されているのか説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） では、ただいまの御質問回答いたします。

期限につきましては、あえて明示はしておりません。ないことで期限がないという理解でよろしいかと思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 次の2問目の質問に移ります。

港浜緑地海岸休憩所等々についてであります。この委託については、答弁のとおり2つの協定があります。そこで伺いたいと思います。

特に年度協定書の中のこの業務委託内容の協定書の中の第11条、ここに1つは、それぞれ県と町との甲乙という文言で委託されております。そこで、この鍵の適正管理というのが設けられております。本施設の管理に必要な鍵の保管及び使用に当たり、当該鍵の保管責任者を置くとともに、乙はね。乙というのは町になります。置くとともに保管帳簿を備え付け、適正に管

理しなければならないというのが設けられているんですね。そこで、この施設を管理する上での鍵の保管または管理帳簿の保有というのはしているのかどうか、その点を伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） ただいまの御質問に御回答申し上げます。

現時点で休憩所が施錠する施設に値するかと思うんですが、震災後においては、現時点ではこの鍵の施錠というものは、常時鍵が施錠されている状態で町が管理は行っておりません。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 先ほど町長が説明された基本協定書と年度協定書とそれぞれあるんですね。この基本協定書というのは、今回の協定については今回審議しようとしている令和4年度、前年度から令和10年度までの5年間なんですよ。要するに前年度の事業からやっているんですね。震災後という話しされましたけれども、この協定の中では去年度からこの鍵の保有というのは町が管理して、そして利用者のあとは清掃に伴うと記載等々の管理帳簿をつけなきゃいけないんですね。

改めて、この鍵の保有というのは、保有していない保持していない管理保管帳簿等についても保有していないということに理解しているのかどうか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 御回答申し上げます。

まず鍵は所有しておりません。帳簿についても現時点ではございません。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 要するにこれ協定書違反じゃないですか。要するに協定に基づいて事業を進めていないということに理解せざるを得ないんですけれども、何のための協定書なんですか。何のための条項なんですか。その点伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） こちらにつきましては、以前様々な修繕要望等を行った際に修繕対応していただけないこともありまして、甲乙協議によって現在の状態となっております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 要するにこの協定書というのは絵に描いた餅で、約束を守らなくてもい

いという協定書として理解せざるを得ないんですけれども、よろしいですね。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） この協定の第20条に、疑義等の決定というのがございまして、管理上疑義が生じたということで甲乙協議の上、そのような対応としてございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） であれば、こういう項目というのは、時点で、もう震災前からそういう管理しているんだから、この11条については削除すべきではなかったんですか。どうでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） この辺は県の対応あるいは利用者の状況によって変わる可能性があるということで、現時点では削除しておりません。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 要するに、先ほどの説明、震災後もう13年経過しているんですよ。その間も鍵を持っていないということですよ。持ったり持たないという過去があったのかどうか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 震災前は、一時期イベント等で商工会青年部さんが管理棟を使っていろいろな展開をされたということで、その時代はあったようなんですが、震災後においては鍵を持っていないという状況でございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 今回の協定の前は、これ5年後ごとにやっているんですね。ということは前回の5年度もやっていない。その前の5年度も持っていないということですよ。だったら今回の協定の中ではそういうことを削除するということが当然担当課は必要ではなかったのかなということを述べて、次に移ります。

2つ目は、令和5年度、6年度の県との委託に伴う事業内容についてであります。説明の中で当然のごとく説明がありました。海岸休憩所及び緑地維持管理業務仕様書の6項目を述べていただきました。その中で令和5年度の、今後審議する令和5年度の主要な成果等の中で同事業について前年と同じようにこのような表記がされております。

湊浜緑地海岸清掃業務委託と宮城県と維持管理に関する協定を結んで頑張っていますということです。そして、金額については実質金額が49万5,000円、これ令和4年度と同じです。委託内容は、ビーチクリーナーを駆使しての海岸清掃及び分別処理ということで書かれておりま

す。

そこで、改めて伺いたいと思います。要するに先ほど説明された6項目の中のこのビーチクリーナーを駆使しということで文言されています。これ令和5年度は何回ビーチクリーナーを稼働したのかどうか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） これは6回になります。年6回でございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 要するに、6回やっていますよね。そしてこういうものは、当然県に報告しなきゃいけないんですよ、事業内容として。そういうものが当然、先ほどの管理帳簿、保管帳簿、こういうものが保有していないということで理解したんですけれども、そういう点での県との報告の仕様書というのは実際にあるのかどうか、その点を伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 年度協定に基づきまして、業務完了報告書というのを四半期ごとに宮城県に提出しております。

その内容については、業務日報のコピー、現場の写真、あとは支出伝票、契約書のコピーなどを提出しております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 令和5年度についても事業実施金額については49万5,000円です。

そこで伺いたいと思います。77万5,000円の委託金を頂きました。そこでのこの差金については、どのような扱いをしているのか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 歌川議員の御質問の中で49万5,000円という数字がございましたが、このほかに廃棄物処理委託に15万6,000円、ビーチクリーナー修繕点検等に10万5,000円、その他清掃活動に必要な消耗品に充当しております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） その点については、この主要な施策の成果等には明記されておりませんが、議会に対してそのような説明は過去について1回もしたことがありません。今後については、そういう77万5,000円については、詳細な説明を今後すべきと思いますが、その考えはないか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 今回皆様にお示ししております主要な施策の成果の中に、内訳等が入っております（「全部は入っていないですよ。廃棄物と処理しか入っていないよ」の声あり）ビーチクリーナーのほうも入って明記されております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員いいですか。今、答え……。

○12番（歌川 渡君） ここで主要な施策には清掃業務と廃棄物処理費のみですよ。要するに、ビーチクリーナーの維持管理とかそういうものは明記されていないと理解しているんですけども、そういうところの説明については、今後詳細な説明をしていくのかどうかということです。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 必要があれば説明したいと思います。これまで決算のほうでは主な内容ということで御説明しておりまして、御質疑等いただければその部分で細かな内容を御説明したつもりでございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 次に移ります。

3点目の防潮堤上の松、ツツジ等の植栽についての管理の問題についてであります。当然、この協定書の中では明記されておられません。これについては県の担当者でもこれについては明記していないんだということを認めております。

そこで、現況、担当課では毎回見ていると思うんですけども、あの現況において、休憩所からENEOSのほうに行ったりとか、あと反対側に行ったり、菖蒲田のほうに行った場合に、その景観というのが森林保全、緑地保全としてはいいんですよ、緑あること自体は。しかし、緑地としての要するにその環境美化との関係では、妥当な状況だということで理解しているのか、今の状況が。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 議員の御指摘のとおり、いい条件とは担当課としても思っておりません。したがいまして、都度県に協議、要望はさせていただいております。ただし、現状ではあのような状況となっているところです。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 県との話し合いはしているということですが、新年度または昨年度においてあの状況というのは、最低でもこの五、六年はあの状況ですね。あと一部は松の木は枝が伐採されているんですよ。これは多分個人的に伐採したのかなと理解するんですけども。

よほどひどいので、住民の方が無許可で、公有財産ですから。ということで、県との話合いというは、新年度及び昨年度でどのような低木等植栽についての管理の在り方について話合いをどのような形で持ったのか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 松の枝が伐採された時点で、まず砂浜に自生する松の存在の考え方であるとか、あとはツツジの伸び具合が異常に大きいというところもありまして、要望は昨年度も今年度もしているところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 仙台港湾管理事務所についてもるる認識している状況ですので、あくまでもあそこは町の敷地なんです。だから利用されている方は町が管理しているのかなという誤解というか、誤解なのかそういう表現いいのかどうか分かりませんが、そういう点ではやはり町が責任を持って、県に剪定するように、県もその点は反省しているようですので、ぜひ対応を進めていただきたいと求めて、次の質問に移りたいと思います。

3点目、町営住宅の問題であります。1点目については了解しました。

2点目についてであります。それぞれ令和27年度で終了するということでもあります。

そこで、まずこれは年度別の説明がありましたけれども、町営住宅の建設起債償還状況と住宅維持管理基金積立状況ということでしておりますが、ここの主に真ん中左であります。これまでの起債の額は7億2,780万円ですが、令和6年度末で未償還元利が7億2,870万3,252円という状況、この説明のとおりであります。ということで確認させていただきました。

4点目、軽減措置の継続についてであります。河北新報の記事であります。要するに今の債権者というのは、被災者が入居されている戸数のみのことでもあります。私は被災された方が入居されていること自体が、生活再建に10年かかるのかということですよ。違うでしょう。入居はもうしていれば、それが再建になるということであれば、10年待たなくたって再建しているんですよ。だからこの10年かかるというのはどういうことなのか、改めて。

例えば被災された方の所得と就労先が確保されて、今はゼロの収入から年収が300万になったとか250万になったとか、あとは健康的には被災されたときには心身的な疾病があったけれども、公営住宅にいたことによってコミュニケーションがつけられたので、身体的な向上が図られたとかそういうことを言っているのではないかなということで期待して質問したんですけども、単なる入居世帯の増減だけでは再建という意味では到底理解できない状況なので、改めて説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 生活の再建に関してなんですけれども、確かに震災過ぎてから13年ほどたっちはおるんですけれども、生活が、個々の生活、そういった調査、そういったことをまず行っておりませんけれども、ある程度入居から経年もたっておりますので、落ち着いてはいるんじゃないかなとは考えている状態であります。確かに町のほうで生活調査、そういったことは建設課では行っていない状況でありますので、詳しくはちょっと分かり得ない状況でありますけれども経年もたっております、落ち着いているものと建設課では考えております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 町では社協とか等々に見守り訪問しているわけでしょう。これまで2つの事業をやっていますよ。そういうところでの把握をして心身的なストレスの軽減がどうなのか、民間の事業所等なんかについては、訪問してアンケートを取ってやっていますよ。そういうことを私、町として把握しているのかどうかということは何ったつもりですけれども、残念で仕方がありません。

次に移ります。5点目、平成27年度以降の維持基金の積立金の内訳と施設改修改良についてであります。ここで聞きたかったのは、20億の中の東日本低減化と災害公営住宅低廉化、そしてその他のこの20億の内訳を聞きたかったんですけれども、これについて聞くと時間ないので省かせていただきます。

先ほどの説明がありました基金については、現在20億6,711万2,000円、そして令和6年度の予算等々を見込めば、なんと23億4,871万も基金が積み立てられているんですね。有効活用していただきたいと思います。このことを述べていただきたいと思います。

あと修繕費については4,376万4,900円、しかしその中の約3,200万円については、災害復旧費なんですね。単純に住宅の維持管理ではなくて自然災害による復旧ということなので、経年劣化、使用等に伴う工事ということではないことだけを理解していただければなと思います。

次に移らせていただきます。6点目です。改めて、基金の活用で入居者の家賃軽減措置を継続する考えはないかということでもあります。そこで、改めてこの1を示して、まずこれから建設に伴う借金返済は7億約三千万もある、しかない、どう捉えるか。しかし、この積立管理基金が二十三億円近くが積み立てようとされている。そこだけを認識していただいて、その中の町営住宅年度別運営事業費、歳入歳出、上の歳入については、町営住宅を維持管理する上で収入、家賃と駐車場収入です。あとその他の共用部というのは別口でなっているので、町の歳入

には入りません。その歳入というのは大体4,000万近く、年間。ところが、歳出について、施設の管理代行業務委託については約二千万円近くであります。そしてその他の住宅管理維持、先ほどの4,300万円の中の一部です、その三千万は除いて。そういうものを含めると年間2,000万円です。要するに、この現在でも町営住宅の維持していく上では、毎年一千万円から二千万円の黒字だということを理解していただきたいと思います。

そして、この次の3つ目は、震災被災世帯入居者状況の推移ということで、令和2年の1月31日、当初は平成27年28年は全世帯入居状況です。要するに100%近く。ところが5年後6年後の令和2年の1月31日では157世帯、震災の方ですよ。要するに74.1%しか入居されていません。そして、今年度の1月20日では、118世帯、被災されている方、55.7%。要するに、高齢化または家族等々への移動、子供とかお孫さんのところに高齢になったのでお世話になるとか、あとは死亡されているとかあるんですけども、このことを考えれば、あと5年、10年先を見ると、もう40%、30%近くになるんですよ。そうすると、先ほど言った住宅の収入4,000万、これが一般入居者が増えるので、当然一般入居家賃になるので、さらに増えるんですよ。要するに4,000万が5,000万とか、6,000万までいかないと思うけれども、4,500万、5,000万になるんですね。維持管理費は同じですよということになると、1つは住宅の収入、現状の維持管理でも黒字、あとはこの基金の活用、この約15億ぐらいが借金返済しても残るんですよ。その残ったお金を活用して充当して、軽減継続する考えはないか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 町営住宅の耐用年数、こちらも木造は30年なんですけれども、RCとかですと70年の耐用年数ということに変わって、今はまだ新しいから維持修繕の費用、こちらにはかかってはいないんですけども、今後その経年が増えてくれば屋根の補修だったり、あとはドアのボイラーだったりそういった部分の経年で交換する部分、こちらが大きな費用を増えてかかっていくということもありますので、今、基金を回して家賃に軽減するような考えは今のところございません。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そもそも担当課の認識の誤りですよ。建物というものは一般企業とは違うんですからね。建物というのは借金で半分交付されて、その返済のために40年50年かけて家賃収入で起債の部分を償還するというのが一般的なんです。普通の企業というのはお金を最初から出して、その減価償却を差し引いて積み立てて新たな起債をするんです。ところが、行政の仕事というのは、減価償却をだんだんと減らしていく中で新たに借金をつくってそして建

てていくんですよ。その借金の返済というのは家賃から取っていくというような考え方なんです。そういうところの認識の違いを改めて説明させていただきました。

そこで、平成29年11月21日復興庁、被災3県災害公営住宅担当課に当たった災害公営住宅の家賃について、こういうことが述べられていました。東日本大震災特別家賃低減事業の対象者の家賃について、東日本大震災の災害公営住宅については、特に収入のない入居者の家賃について、地方公共団体が家賃を低減する場合については、国が東日本大震災特別家賃低減事業により支援を行っている。そこで、本事業の事業期間は10年で、6年以降上がるんだと。しかし、これらについては、地方自治体独自の家賃を減免することが可能ですということなんです。この文言は、取りあえず6年以降ということで10年までと書いていないんですよ。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員、時間になりましたので、最後に質問。

○12番（歌川 渡君） ということで、その点改めて、この余分な基金等々のお金を活用して引き続き軽減する考えはないか伺うものであります。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） それでは私から回答申し上げたいと思います。そもそも家賃の考え方、これはちょっと歌川議員さんとは違う部分がございます。家賃については、本来、建物を建てればその分を何で回収するかといいますと、当然ながら家賃で回収するというようなことがございます。ただこれに補助が入っているから、ただそれをどこまで補助が入っているかとか、そういったものの部分については、それから今後の維持管理にどのくらいかかるか、その辺の考え方がちょっと歌川議員さんとは違うんでございます。

ですから家賃で利益というのは出ておりません。家賃で利益というようなことは出るわけがないんです。出ないように国のほうで標準家賃、それで国のほうで標準家賃を決めておまして、それにいかない部分については、低廉として国のほうから交付金があって、それを現在は積み立てているというようなことございまして、必ずしも低減ということの家賃を安くするための交付金ではございませんで、その辺のことについては御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） ここで、暫時休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前11時38分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、8番熊谷明美議員の質問を許可いたします。熊谷議員、発言席に御登壇願います。

〔8番 熊谷明美君 登壇〕

○8番（熊谷明美君） 8番熊谷明美でございます。

ただいま、議長より許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

成年後見制度利用促進についてと、生涯学習センター利用サービスについての2問について質問をさせていただきます。

1問目、成年後見制度利用促進についてでございます。成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない場合、財産管理や契約行為、身上監護等を本人に代わって行う後見人などを選任し支援する制度であります。平成12年4月1日に創設されているこの制度は、住み慣れた地域で本人らしい尊厳ある生活を保護し、支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていない状況から、国は平成29年に成年後見制度利用促進基本計画を策定しております。

さらに、令和4年度策定の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」で、利用促進の総合かつ計画的に講ずべき施策を第一期計画の課題を挙げながら、改善策や権利擁護支援策の総合的な充実も含め対応策を出しております。本町の「第4期地域福祉計画」の中にも成年後見制度の利用促進が掲載されております。国が策定した「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を受けて、「七ヶ浜町第4期地域福祉計画」の中で、令和8年度までにさらなる充実を図っていくと捉えております。そこで、以下の点を伺います。

1点目、この制度が創設されてから、何人の町民がこの制度を利用しているのか伺います。

2点目、国は「第二期利用促進基本計画」を令和4年に出しており、既に2年が経過しております。その間、本町でも「七ヶ浜町成年後見制度利用促進基本計画」を作成していたのか伺います。

3点目、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画で出している考え方を基に、地域連携ネットワーク等の整備等は進んでいるのか伺います。

4点目、高齢者や支援対象者の中に成年後見の潜在的ニーズがどれだけあるのかを把握するための調査を考えないか伺います。

5点目、担い手の確保・育成等の推進の考えを伺います。

6点目、後見人等に関する苦情の対応や不正防止等の対策を伺います。

次に2問目、生涯学習センター利用サービスについてでございます。

本町の生涯学習センターは、町内外、老若男女を問わず利用されております。サービスを充

実させることでさらに利用しやすくなると考え、以下の点を伺います。

1点目、生涯学習センター入り口のぐるりんこバス停側の階段に、高齢者や視覚障害者等が階段の段差がよく分かるように点字ブロックのようなマーキングをし、転倒やけがをしないよう対応する考えはないか伺います。

2点目、この数年地球温暖化が急速に進み、今年も7月に入った頃から気温が上がり、30度超えの真夏日が続いたり、猛暑日に近い日があったりと連日熱中症対策が呼びかけられております。来年以降もシーズンの初めから早め早めの熱中症対策は必要となると考えられます。ほかの自治体では、今シーズンから暑さをしのぐサービスを公共施設などで実施しているところもございます。地球温暖化に伴い来年の夏も高温の日が続くと予想されますので、生涯学習センターの中で涼を楽しむ場所の提供を考えるべきと思うが、その考えはないか伺います。

3点目、真冬や夏の暑いときに、ぐるりんこのバス停でバスを待つのも大変であります。生涯学習センター内で待てるような環境整備と、センター内でバス待ちをする際、バスに乗り遅れないように、ぐるりんこの到着時刻案内バスロケーションシステムの二次元コードをセンター内の各所に設置する考えはないか伺います。

以上、町長と教育長の回答を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 第1問目、成年後見制度利用促進について回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、8番熊谷議員の1問目の御質問、成年後見制度利用促進についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の御質問、この制度が創設されてから何人の町民が利用しているのか伺うについてお答えさせていただきます。

成年後見制度は、判断能力が不十分である認知症高齢者や知的障害者、精神障害者の方々が地域で安心して生活していくために、先ほど熊谷議員さんがおっしゃいましたけれども、平成12年に制度化されました。これについては、これまでの累計人数について町では把握しておりませんが、宮城県に確認したところ令和6年8月1日現在で19の方が利用されております。

次に、2点目の御質問、七ヶ浜町成年後見制度利用促進基本計画は策定しているのか伺うについて、お答えをさせていただきます。

地域共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和6年度から5か年間の七ヶ浜町第4期地域福祉計画において一体的に作成しております。

次に、3点目の御質問。国の第二期利用促進基本計画で出している考え方を基本に、地域連携ネットワーク等の整備等は進んでいるのか伺うについてお答えさせていただきます。

成年後見制度の利用については、町地域包括支援センターを中心に、利用者や後見人等からの相談や支援に当たっております。本町においては、町地域包括支援センターを核とした地域包括ケアシステムの体制を推進しながら、関係機関との連携体制の構築に取り組み、第二期成年後見制度利用促進基本計画に示されている地域や福祉、行政等に司法を加えた多様な分野、主体が連携するネットワークの整備を進めていきたいと検討しております。

次に、4点目の御質問、高齢者や支援対象者の中に成年後見の潜在的ニーズがどれだけあるのかを把握するため、調査する考えはについてお答えをさせていただきます。

今後、認知症高齢者や独り暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度のニーズも高まることが考えられます。次期高齢者福祉計画、第10期介護保険事業計画の策定に当たり、令和7年度に実施予定の高齢者福祉施策等のニーズ調査において、調査内容等を検討してまいりたいと考えております。

次に、5点目の御質問、担い手の確保・育成等の推進の考えはについてお答えをさせていただきます。成年後見制度の利用ニーズの高まりや、成年後見人による支援が必要な方が増加していくことにより、後見事務の担い手の確保・育成に係る取組を県、家庭裁判所、専門職団体等各種関係機関と連携・協力しながら推進していきたいと考えております。

次に、6点目の御質問、後見人等に関する苦情等の対応や不正防止の対応策はについてお答えをさせていただきます。後見人等に関する苦情等の対応については、町地域包括支援センターとして調整すべきものかを確認し、必要に応じて県、家庭裁判所、専門職団体、金融機関等と連携を図りながら対応してまいります。

また、不正防止の対応策につきましては、各種関係機関と情報共有を図り、不正の未然防止、早期対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、1問目の回答とさせていただきます。

〔町長 寺澤 薫君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 第2問、生涯学習センター利用サービスについて回答を求めます。須藤教育長、御登壇願います。

〔教育長 須藤 清君 登壇〕

○教育長（須藤 清君） 次に、2問目の御質問、生涯学習センター利用サービスについてお答えします。

1点目の御質問、生涯学習センター入り口における点字ブロックのようなマーキングをし、転倒やけがをしない対応をする考えはについてお答えします。

御質問の階段部分での転倒やけが防止については、利用者の安全確保のため黄色のラインテープをバス停側階段部分へ貼付させていただきました。

次に、2点目の御質問、熱中症対策で来年以降、生涯学習センターロビーで涼を楽しむ場所の提供を考えないかについてお答えいたします。

御質問の涼を楽しむ場所の提供として、センター、ロビーへエアコン等を設置する考えはございません。ただし、現状におきましても夏の暑さに限らず風雨や寒さ、降雪のある際などには町民交流室等でお待ちいただける旨、バス停に掲示案内させていただいております。センター開館中の町民交流室は、バス利用者等に限らず、どなたでも無料でご利用いただけるスペースとなっておりますので、上記のことについては積極的に周知してまいりたいと考えております。

次に、3点目の御質問、センター内でバスを待てるような対応と乗り遅れのないようバスロケーションシステムの二次元コードを設置する考えはないかについてお答えします。

2点目で回答させていただきましたが、町民交流室などにおいて自由にお待ちいただける旨を周知してまいります。また、バスロケーションシステムの二次元コードの設置につきましては、バス利用者の中で乗り遅れた方がいるという事実がありましたので、センターロビー、町民交流室に二次元コードを掲示させていただきましたので、御活用いただきたいと考えております。

以上、熊谷議員の一般質問の回答とさせていただきます。

〔教育長 須藤 清君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では1点目から再質問をさせていただきます。

本町だけに限らず全国的にこの制度利用者は少ないと見ております。だからこそ国では第一期計画の問題点を洗い出して、第二期で見直しに向けた対応策と支援策の充実を提示していると考えております。

まず、利用促進といっても町民への周知が大切と思いますが、今までの制度の周知方法はどのようにされていたのか伺います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 成年後見制度の周知ということでございますけれども、今年度

第4期町の地域福祉計画を作成しております。それで、そちらを今年の春先に全戸配布させていただいております。その中に町の成年後見制度の利用についてということで明記させていただいております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 私もその福祉計画は見させていただきました。私、7月に大分県の竹田市に高齢者福祉の充実と成年後見制度の先進的な取組について視察研修に行っていました。竹田市の人口は令和6年の3月の時点で1万9,138人です。これは何かうちの町と同じような感じの……、市ですけども1万9,000人ということで。高齢化も進んでいることから、早くから後見制度の利用促進に力を入れているところでした。国の計画に沿って、利用促進計画を立て実施しておりました。その中で、竹田市権利擁護・成年後見支援センターを開所し、後見通信などを発行し情報を発信したり、相談体制の充実を一般住民向けに成年後見セミナーの開催などを開くお知らせをするなど、広く町民に制度の周知を図っておりました。このような工夫をすることによって、この取組、成年後見制度そのものがあるということを周知することができたようでございます。これで令和5年度は、竹田市においては122件の相談実績を出し利用者も徐々に増えてきているというような実績をお伺いいたしました。

本町においても、今計画の中に載せましたというような御答弁でございましたけれども、やはりもっと周知方法を広く町民の方々が分かるような方法で周知方法を考えることによって、この利用拡大、利用促進につながるのではないかなと思います。その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 議員おっしゃるとおり、成年後見制度、なかなか難しい、理解が難しいような制度でございますので、今後住民の方に分かりやすいような形で広報等をさせていただきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） やっぱこの制度は、特別な方というよりも私たちが将来だんだん年を重ねていく中で、認知症になったり、それから独り暮らしになったりとなったときに、この制度が大変助けになる制度になるのではないかなと思いますので、若いときからこの制度があるということをやはり周知させるということが利用促進につながるのではないかなと思います。その利用促進に関しまして、やはり基本計画というものは、計画というのを立てていくということは大事なことでございます。

先ほど御答弁の中に、福祉計画の中にこの制度を計画を入れさせていただいているということでございますけれども、この第二期成年後見制度の利用促進の一つとして、地域共生の実現に向けて権利擁護支援を推進するとしております。権利擁護支援を充実することで、成年後見制度の利用を必要とする人が適切に日常生活自立支援事業から移行できるように、体制の強化を図っていくというようなそういう目標もあるようでございます。制度の利用を必要とする人が尊厳ある本人らしい生活を継続することが、この体制整備として本人の地域社会の参加の実現を目指すものと捉えております。国は第一期における課題を挙げて第二期の中で見直しに向けた検討を改善し、それを提示しているということで、第一期を捉えて第二期のこの国の計画をしっかり基にしながら、町としての基本計画は必要ではないかなと。福祉計画の中だけではなくて、一つの後見制度の利用促進に対する計画というものをしっかり立てるべきではないかなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 現在の計画の中では、成年後見制度の利用の促進や基本方針、また、成年後見制度の運用のイメージということで、計画を載せさせていただいております。今後、高齢化、そして核家族化、そういったものが進むに当たって成年後見制度を利用される方、そういった方もおっしゃるとおり増えてくるかと思っております。ですので、そういったことで、今後課題として取り組んでいくことを検討したいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 検討していただくということでございますが、また、ちょっと竹田市、せっかく私九州まで行きましたので、竹田市の勉強したことをちょっと御紹介させていただきたいと思っております。竹田市さんはしっかりとこのように、これコピーなんですけれども、利用促進の計画を立てているようでございます。さきに紹介いたしました竹田市では、市独自の利用促進基本計画を策定しており、その内容は制度の背景や趣旨、状況、基本理念や考え方、具体的な推進事項として権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、体制整備、それからこの成年後見制度の周知、広報、相談体制の構築、担い手育成、不正防止などの具体的な取組、計画の評価と進行管理も含め、しっかりと作成されておりました。

このようにすることによって利用者が増え、支援が行き渡ると思いますが、先ほど課長からは検討していくということでございますけれども、やはりこの計画をしっかり立てることによって、利用促進というのをされていくのではないかな、また周知も町民の方々に分かりやすい周知の仕方ができるのではないかなと思いますが、この辺を早急にする考えはないかど

うかお伺いたします。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 現在は、地域福祉計画の中で一体的に策定しているというような現状であります。今後そういった先進地の事例等を収集しながら考えていきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） ぜひ、先進地をいろいろ勉強していただくと目からうろこのこともたくさんあると思いますので、ぜひ勉強していただきたいなと思います。

続いて、3点目に移ります。成年後見制度の利用促進に当たって、国は第二期計画で市町村長申立て成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討や権利擁護支援策を充実するための検討を行い、成年後見制度の運用改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを積極的に取り組むとしております。今までの支援活動のネットワークの内容は、本町としましてはどのような形で支援体制をしていたのか。先ほど町長も若干お話をしていただきましたけれども、そのような綿々でよろしかったのかどうか伺います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 現在は、町の長寿社会課の中の地域包括支援センター、そちらのほうで様々な関係機関の方々、そういった方々から御助言いただいたりとか、あと関係機関から情報提供いただいた上で成年後見を利用される方に対しての御支援、また後見人に対する方の支援等を行っている実情でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） やはり計画に戻りますけれども、私もその福祉計画の中の成年後見のところを見させていただきましたけれども、やはりそこにはネットワークのメンバーのところも書いてはございましたけれども、やはりそこにはネットワークのメンバーのところも書いてはございましたけれども、やはり成年後見制度利用促進計画をしっかりと本町といたしましてもつくった中で、その支援体制だったり、先ほど申し上げましたように具体的なものを載せることによって、利用促進が進めることができると思っております。

やはり利用される方は、地域連携ネットワークといっても一体どんな感じの人がネットワークの中において、どういう対応をしてくれるのかということも、ただ何と申しますか絵みたいな形ではなくて、きちんとやはりこういう役割の人がこういうふうに関わりますみたいなものもしっかり入れながらの計画を立てるべきではないかなと思っております。

国の地域連携ネットワークの趣旨は、地域社会への参加の支援という観点も含めて、地域包

括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存の仕組み、地域共生社会実現のための支援体制や地域福祉の推進など、有機的な結びつきを持って地域における多様な分野、主体が関わる包括的なネットワークにしていく取組を進める必要があるとしております。今の社会情勢を見たとき、2040年には高齢者の6.7人に1人が認知症になると推計される中で、身内が近くにいない単身の高齢者や保護者がいない、障害をお持ちの方、将来的には親がギャンブル依存やアルコール依存などで子供への支援金にまで手をつけるようなそのような保護者や、それから訳があつて子供と生活できない保護者がいる子供さん、そういう方々を支援する未成年後見も見据えると、必ず必要になるこの制度でございます。また、利用者も確実に増えてまいります。その中で、福祉計画の中で載せておりますというものだけではやはり対応が難しいのではないかなと思っております。そのような現状の中で適切な支援体制が必要となってくるということは明白でございます。この制度は本町だけの取組ではなかなか難しいです。やはり私が行った竹田市も大分県と大変連携を密にしているところでございますけれども、本町においても県やそれから圏域、近隣の市町村などの複数の市町村と連携をしながら、この福祉、行政、それから医療機関、それから法律専門家、裁判所など連携強化と充実を図りながら、このネットワークづくりをしていくということが必要と思っておりますけれども、現状のままではなくなっているような形での連携体制が必要ではないかなと思っておりますが、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） おっしゃるとおり、町だけではなかなか難しいテーマは多々ございます。県とか関係機関、そういったところとも連携しながら七ヶ浜町としてどういった枠組みがいいのかということをいろいろ検討していきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） そうしますと今の御回答ですと、この連携協定の中で権利擁護支援やそれから地域連携ネットワークづくり、これを充実させていくと、また、進めていくと捉えてよろしいのかどうか再度御回答を伺います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 今後、様々ないろいろな関係機関と情報の共有をしながら考えていきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では4点目に移ります。

調査のことでございますけれども、令和7年度にニーズ調査を行うということでございます。

調査の対象といたしまして、例えば、住民に対しては後見人制度、それから権利擁護、それから地域、このネットワークに関してはもう専門的なところでございますので、これに対するアンケート調査をしたり、それからあとは携わるほう、介護事業者、それからグループホーム、特別養護老人ホームなどなど、そのような方々を対象にしたニーズ調査、こちらも必要と思っておりますが、多方面からそのような調査をしながら情報を得ていくということも大事ではと思いますけれども、その対象者の考え方は今のところ令和7年度となっておりますので、来年だと思っておりますけれども、その辺は具体的に考えられているのかどうか伺います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 令和7年度に介護保険計画、地域の介護保険計画作成に当たります。一般の高齢者の方、また介護認定をお持ちの方、そういった方々からニーズ調査等の項目にどういった内容がいいのかということで考えていきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） そうしますと今申しあげましたように、介護関係の方とかグループホームの方々とかそういう方々、実際に携わっている方々に対するニーズ調査というのは今のところ考えていないと捉えてよろしいのかどうか伺います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 対象の方につきましては、どのような方になるかということでは今後検討していきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） この調査をすることによって、この制度の周知と制度を利用するに当たっての問題点、それから不安材料などが見えてくると思います。それによって改善策も見えてくると思います。また、制度内容を知ることによって、この支援を身近に感じて利用促進につながると思えます。さらに、県や関係機関と連携することで個々に合った適切な対応ができると思えます。ですから、やはり質問内容、アンケートの内容、そういうものもやはり利用促進につながるような、そのような内容をぜひ考えていただきたいと思っておりますが、その辺は考えていらっしゃるのかどうか伺います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 調査項目に関しましては、今後どのような形がふさわしいのか検討していきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では5点目に移ります。

担い手に関してでございます。また国のほうでございますが、担い手の確保、育成の推進の事項では、市民後見人、町民ですね、後見人等の育成、活躍支援は地域共生社会の実現のため、人材育成や参加支援、地域づくりという観点も重視して推進するとあり、都道府県は市民後見人の育成方針を策定し、市町村と連携して市民後見人養成研修を実施することを期待する。また、市町村には市民後見人の活動の支援や役割の周知、研修受講者の募集等を主体的に進めるとしております。今後、制度利用者が増えていくであろうことを考えますと、市民後見人、つまり町民後見人は必要であると考えます。

竹田市は社会福祉協議会と連携を図り、市民後見人養成講座を開講し、昨年10人の講座修了者を得ております。また、フォローアップ研修も実施し、人材育成の観点から、講座修了生の組織化も検討しているということでございますが、こちらも県と連携しながら、本町といたしましても町民後見人を考えていく必要があると思っておりますが、その考えはどのようになっているのか伺います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 担い手の確保とかあと育成、そういったものにつきましては成年後見制度の理解とか、あと住民に広めることのできる人材の裾野、そういったところを広げていくことで大変重要なことだとは考えております。ただ、県と町とそれぞれの役割、そういったところを踏まえて、今後そういったところも検討材料とさせていただきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） おっしゃるとおりで県と町の役割がそれぞれありますけれども、今申し上げたように、町としてはその役割をしっかりとしていきながら人材育成も必要ではないかなと思っております。養成講座を開講することで、最終的に住民後見人に例えばならなくとも、広くこの制度が周知され理解されることで、制度を自分のことと捉えられると思っております。受講者が必ず後見人になるとの考えではなくて、養成講座を受けることをきっかけに、例えばその補助、それから補佐方の人員になるとかサポーターになるとか、そのような考え方も広く考えればできるのではないかなと思っております。

ぜひ県と連携していただきながら、この人材育成もしていただきたいと思っております。

それで6点目に移ります。後見人制度に関する苦情の対応や不正防止に関する対応でございます。以前、制度があまり利用されていない要因として、成年後見人が一度選任されてしまうと利用者の判断能力が回復しない限り、制度を継続しニーズの変化に対応できないことや、

それから後見人が利用者の意思を尊重しない、途中で思うように動かないや気が合わないなどの理由では変えることができません。デメリットが目立つこのような状況でありましたので、第二期の改善策としては、適切な後見人の選任や状況に応じて柔軟な後見人の交代も推進するということが載っております。それからあと料金が幾らかかるのか分からないとか、いろいろ不安なことがあります、これを解消するにしてもやはり計画にのっとってのこちら側のアピールといえますか、周知方法が大事だと思っておりますけれども、このような問題が今まで本町としては寄せられていたのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 特にそのようなことは、これまではございません。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 幸いにもなかったということで、今後そういうことも考えられますので、ぜひその対応策も計画の中に入れていただきたいと思っております。何につけてもやはり利用促進をするとなりますと、周知方法、それから正しい理解が必要になってくると思っていますので、ぜひその周知方法を充実したものにしていただきたいと思っておりますし、またあと講演会とか講習会とかそういうものも、やはりぜひある一定の方だけではなくて、町民に対してのそのようなアクションも必要ではないかなと思っておりますけれども、その辺の前向きな考えはあるかどうか伺いたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 今後、様々な先進地とかほかのところでやっているそういった情報収集をしながら、どういった形で進めていけばいいのかということを検討していきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では期待いたしまして、2問目に移りたいと思っております。

生涯学習センターの階段のところのマーキングでございます。私が通告を出したときにはマーキングがなかったんですけども、通告の後につけていただいたということで大変うれしく思っております。昨年の12月の議会の際に、庁舎の階段のところとそれから水道庁舎のところの階段のところは本当にいろいろつけていただきましたし、水道庁舎のほうも進めていただいているということで、大変に利用者の方から喜びの声をいただいているところでございます。既に一般質問の中で生涯学習センターのことは言わなかったもので、つけていただけないんだなと思えば、つけていただいたということで大変に喜ばしいことだと思っております。

そこで2点目に移りたいと思います。

温暖化に関しまして、残念ながらフロアとかその入り口のところには冷房機器はつけることは考えていないという御答弁でございました。交流室ですか、そこに今大丈夫だということでございますけれども、やはりいろいろだんだん地球が温暖化になりまして、熱中症アラートとか今年に入っているいろんな熱中症のニュース等々が飛び交っているところでございます。仙台市におきましても、やはりクーリングシェルターというものを設けていらっしゃるしまして、公共施設77か所、それから民間施設11か所の88か所にクーリングシェルターを設置しているということでございます。名取市においても、市内24施設がクーリングシェルター設置しております、市役所の中にはウォーターサーバーもつけて涼をしのんでいただくというようなこともされているようでございます。本町において、今回通告にはありませんので、例えば役場内だっ国際センターも公共施設でございますので、今後考えられるのではないかなと思いますが、今回生涯学習センターといたしまして、やはり例えばバス待ちをしている人とかというと、なかなか二階に上がったり別の部屋に行ったりというのはなかなか難しいかなと思うんですね。どちらかというとやはりエントランスとかのロビーとかああいうところで涼んで、バスが来たならばそろそろゆっくり出ていくかなというような感じのことも考えられるんですけども、やはりほかのところではしっかりそういう対応をしておりますので、町といたしましても、この部屋があるからいいのではないかなというのではなくて、やはりいろんな方が利用できるように、また遠慮しないで利用できるような形の対策というか対応というか設置というか必要ではないかなと思いますけれども、再度、やはり入り口のところで整備をしていただくという考えはないか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） ただいまの御質問なんですけれども、教育長が回答したとおりロビーにつきましては現状のままという形になるかと思えます。ただ、回答にありましたとおり町民交流室、ただの開放ではなくてバス停で待っている方には積極的に声がけはさせて、今年についても積極的に声がけさせていただいておりますので、そういった対応で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 声がけ大切だと思いますけれども、例えば、仙台市はステッカーありますけれども、やはり中でお休みくださいとかそういうもののステッカーがいいのかどうかは分

かりませんけれども。それからあと、ちょっと私の知っている方で御夫婦で住まわれる方で、奥さんがクーラーが大嫌いで扇風機だけだと。それで旦那さんは暑がり、もう自分はどこに避難したらいいか分からないというお声があって、やはり気軽にその生涯学習センターに足が運べるような向けるような、そのような雰囲気づくりといいますか、環境づくりというの大切だと思いますけれども、お声がけだけじゃなくてそういうアイデアも考えられるかどうか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 町民交流室の御利用をということで、バス停には貼らせていただいております。そちらロビー、エアコンがないんですけれども扇風機は用意できるかと思えますので、そちらはちょっと対応考えたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） ぜひしっかり来年予算をつけて、どちらかにやはりロビーにもできません、交流室にもできませんではやはり涼めないと思います。ですから、やはりクーリングシェルトターのことを言うのであれば、やはりこの暑い中で少しでも涼んでいただけるようなスペースをぜひ考えたときに、やはりエアコンはつけていただいたほうがよろしいのではないかなと思います、その辺町長いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 今すぐ奥に交流室があるものですから、やはりそういったところを利用していただくと、そして扇風機とかそういったもの置けるのであれば対応したいと思います。あそこのロビーの中に簡単にエアコンといっても、効率の悪い、なかなか設置は難しいかなと思うので、あとは例えばバスが来たときにその看板を出しておいて、乗降客待っていますよというようなこと言って出しておいて、それで暑いところにはいないようにとかそういったことも人的な対応にもなりますけれども、そういった工夫も加えながらやれないかなと今考えていたところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 本町は海風が入って涼しいところもあるかもしれませんが、やはり熱中症に関しては、浜風が入ってくるとかというような問題ではなくて、やはりぜひエアコンを考えていただきたいと思っております。

最後3点目でございますが、まずQRコードを設置しているということでございますが、これも1か所ではなくて、それぞれの生涯学習センターには部屋がありますので、そういうとこ

ろで利用されている方が、何時に下りていけばバス停に行けば乗り遅れないなというような形で対応は親切ではないかなと思いますけれども、先ほど設置されているというのは全館にされているのか、全館というかお部屋にされているのか、それとも一部のところにされているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） こちらのほうにつきましては、センターのロビー、玄関付近、そちらと町民交流室、そちらの2か所に設置しております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） あとは図書センターの中にもやはり設置が必要ではないかなと思います。あと奥のほうの一番広いところは第一ですかね、（「そうです」の声あり）ああいうところもやはり利用されている方が夢中になってバス遅れちゃったということもあると思いますので、ぜひ利用頻度が多い部屋にはQRコード必要ではないかなと思いますけれども、その辺設置する考えはないか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） こちらにつきましては今は既にもう出来上がっているものですので、場所を考えながら設置考えていきます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） いずれにしても、今の、来年に向けてもそうですけれども、やはりそういう事業のことをやっているということをぜひ町民の方々にも広く周知することが大事だと思います。本当に知らなかったこととかはたくさんあると思いますので、その辺の広報の仕方、あらゆるSNSとかそれから広報、ホームページ、ポスターなども表示しながら周知の仕方もあるべきではないかなと思いますけれども、その周知の方法として何か考えていらっしゃるか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） ただいまの御質問にあったQRコードの周知と、ほかの事業も含めて広く住民にとって分かりやすいような案内に心がけていきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 以上、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。午後2時再開いたします。

午後 1時46分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、5番鈴木 博議員の質問を許可いたします。鈴木議員、発言席に御登壇願います。

〔5番 鈴木 博君 登壇〕

○5番（鈴木 博君） 5番鈴木 博です。ただいま議長から許可を得ましたので、通告に従い、一般質問させていただきます。大枠で1問になります。

ながすか多目的広場及び周辺の空き地の利活用についてです。

近年、日本の人口減少・少子高齢化が進行しており、2050年には人口は1億人まで減少し、高齢化率は37.7%に達する見込みです。当町でも子供や子育て世代に関する施策についても様々な取組が進められてきていますが、少子化や人口減少に歯止めがかからず、子供を取り巻く状況は深刻になっています。子供たちの健やかな成長のためにも安全で安心して社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することが必要であります。公園に期待される役割は非常に大きいと考え、以下3点をお伺いします。

1番、ながすか多目的広場の利用について、どのように評価をしているのか。また、再整備などの計画を検討しているのかを伺います。

2番、近年、一部のマナー違反者によってバーベキュー禁止の場所が多く見受けられます。多目的広場や周辺の空き地を利用しバーベキュー可能な有料のデイキャンプサイトにする考えはないか伺います。

3番、目玉となる大型遊具の設置または水遊びのできる設備を設置し誘客する考えはないかをお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、ながすか多目的広場及び周辺の空き地の利用について、回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 5番鈴木 博議員の御質問、ながすか多目的広場及び周辺の空き地の利活用について、お答えさせていただきます。

1点目の御質問。ながすか多目的広場の利用について、どのように評価をしているのか、また、再整備などの計画を検討しているのか考えを伺うと。

3点目の御質問。目玉となる大型遊具の設置または水遊びのできる設備を設置し誘客する考

えはないか伺うについては、関連がございますので併せてお答えをさせていただきます。

ながすか多目的広場の評価については、町内外の皆様方から家族連れや個人、団体で遊具等、開放的で広大な広場での多様な遊び方、くつろぐということで御利用をいただいております。令和4年度は約4万9,400人、5年度では約6万900人と利用が伸びており、七ヶ浜の魅力ある公園と考えております。

再整備計画の検討については、建設時は被災施設見合いということで以前あった施設とか遊具とかそういったものを復旧するという考え方で、被災見合いということで土地を集約し広場を設け、大型複合遊具2基、管理棟、トイレなどを整備をいたしました。以前あった物よりも大分大きな物にはなりましたが、そういった被災見合いということで設置をしたということでございます。

令和4年度にはネット製ジャングルジム2基、ロープスライダーなど大型遊具も増設整備し、利便性向上を図っているところでございます。多目的広場や周囲の空き地に町が新たな施設などを再整備する考えは現時点ではございませんが、利用しやすい環境を整えるため、維持管理に努めてまいりたいと考えているところでございます。

2点目の御質問。近年、一部のマナー違反者によってバーベキュー禁止の場所が多いと。多目的広場や周辺の空き地を利用し、バーベキュー可能な利用のデイキャンプサイトにする考えはないか伺うについて、お答えをさせていただきます。

先ほどの回答のとおり、多目的広場や周囲の空き地に町が新たな施設などを再整備する考えは現時点ではございませんが、民間事業者からの整備相談などがあれば土地貸付けなどで対応していきたいと考えておりますので、御理解をいただければと思います。

以上、一般質問への回答とさせていただきます。

〔町長 寺澤 薫君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 博議員。

○5番（鈴木 博君） 1点目再質問をさせていただきます。評価として町内外の方のくつろぎの場であったり、被災見合いでの整備ということでしたが、私、管理棟にお話を伺いに行ったときに、平日の午後だったんですけども、幼稚園バスが来て幼稚園の子供たちが来る姿を見て、私も仕事もしているものですから、そういう言い方悪いですけどもイレギュラー的な場面を見まして自分の視野の狭さにちょっと反省はしているところなんですけれども、ながすか多目的広場で開催されたイベント、令和5年度で6回、開催月の来園者数は合わせて約3万5,300人ほどだったと思います。年間来園者数が先ほど町長からの御説明あったとおり約6万

900人であります。来園者の半数以上がこの6回のイベントに集中していると思います。これは大きな数であります。にぎわいゾーンとしての花渕浜多目的広場に対し、ながすか多目的広場の町としての位置づけをお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 町としての位置づけということでもありますけれども、本当に被災見合いで広大な広場を整備しまして、町民内外の方がふらっと遊びに来てくつろいだり憩いの場ということ、その隣は海の海水浴場もありますし、そういった自然を楽しめるような形を利用して憩いの場を提供するというようなイメージの位置づけであります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○5番（鈴木 博君） ただいま、広大な広場でふらっと来て自由に遊んでいただける、そういう広場だと御説明ありましたが、町民の方の声やSNS等の口コミを見ると、遊具など好意的な意見も見られる反面、広い敷地がただの緑地と化しているとの声もあります。利用する方々の意見やアイデアを積極的に取り入れるため、または運営管理の改善のためにもアンケートの設置などの考えはないのかを伺います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 確かに会場にアンケート用紙とかそういったもの配置したことはありませんけれども、SNS、そういったものの声なんかも確認しておりますので、今のところはそのような利用のアンケートを会場に置く考えは今のところ持っておりません。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○5番（鈴木 博君） それでは2点目の再質問に移ります。

バーベキュー可能なデイキャンプサイトにする考えはの質問でしたが、現時点では考えてはいないと、民間からのお話があれば貸付けは可能だというお話でした。今回大枠に乗せていただいたのが、多目的広場及び周辺の空き地とさせていただいた場所は多目的広場西隣にある町有地なのですが、お話を伺うと町でバックヤード的に使用しているとのことでした。菖蒲田海水浴場の目の前です。まさしく一等地ではないでしょうか。町有地の有効利用の考えをお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） バーベキューのそういったする場所がないということですね。以前、議

員さんからもバーベキューとかそういった民間の施設でそういったところを利用したいというお話もありましたが、現実には設置できなかったということで、まずバーベキュー設置場を町が造るとするのは、1つの運営上も、あとは食べ物を扱う管理責任も含めて、そういったできれば専門の業者というか、その土地はお貸ししてもそういった業者がやっていただければいいのかなということで見えています。確かにどこでもなんですけれども、マナーが悪かったり海水浴場とかほとんどバーベキューは禁止、たばこを吸うのも禁止とだんだん厳しくなってきたりそういった場所がないというのもあれなんですけど、それでも、それだけの人が来ている場所にバーベキュー場を開設するという人も実はそれ以後町にも来ておりません。どちらかというと、キッチンカーとかそういった方が何かのイベントでということで来ておりましたが、あまりそういった話がうちには来ていないという。あとは利府の加瀬沼公園ですか、あちらだとキャンプ施設みたいなので火を使う場所があるということで、どうもうちには以前、砂浜で勝手にバーベキューやってきた人が自分の車を汚れるのが嫌いだからといって、DIYで買ったバーベキューセット、そのまま焼いたまま炭を火をおこしたまま帰っていった方も大分おまして、地区からは苦情が逆に出ていたものですから、あまりバーベキューということには固執していませんでした。最近はそのようなものは海岸部ではなくなっているようでございますけれども。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○5番（鈴木 博君） それでは、町長の思う七ヶ浜のポテンシャルとは、簡単でよろしいのでお聞かせいただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 二、三人の方でしたけれども、ここの広場をどう思いますかと実は防潮堤歩いたりなんだりするとき、見かけない人には声かけたりするんですけども、そのときに、逆に七ヶ浜は入って行くと狭い感覚があったのが、ここに来てすごく広い感覚で私はいいと思いますというのは二、三人ですけれども聞いたことがあります。N-1グランプリとかやったときなんかは、やはりイベント会場として広い、こういったところがあるということで延べ1万人くらいイベントで来たときも、やはりこういう広場というのはいいんだなということで、開放感があるということで。こういった場所というのは何もないんですけども、勝手に自分たちで芝生の中で寝転がったりこういった場所はいいんじゃないですかという話もいただきました。

あとは、私としてはあの広場ですから意外と仮設のステージを造っても、意外とイベントで

音楽とかいろんなことやらないのかなと思ったんですが、今のところはそういった話はないというのが現実でございます。

あと、私もいろいろ見て歩いて、東根とかあっちのほうを見て、エアみたいなので上をぼんぼん跳ねるだけなんだけれども、単純なそれなんだけれどもこういう遊具がうちにもあってもいいなと見たんですが、いかんせんあれはずっと機械を回してエアを送り続けなければならないというようなことで、大分いろいろ調べたんですけども、設置費も経費もかかるということ、あとは岩手こどもの森というところとかすごい噴水で水が上がるようなああいうのというのは子供たち喜ぶんだろうなと思うんですが、いかんせん費用と経費のバランスを考えますと、なかなか小さな町では継続的にやるというのは難しく、そこまで至らなかったというのがあります。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○5番（鈴木 博君） 今から再質問で言おうと思っていたのが今いろいろ答え出てしまいました、ちょっと今困っているところなんですけれども、私は七ヶ浜のポテンシャルといたら、まず気候を一番真っ先に思い浮かべます。今、外では雨降っちゃいましたけれども、その通年、冬でも遊べるのが七ヶ浜なのかなと思っています。そこでバーベキューが好きな人はたくさんいると思います。自宅の庭でできればいいのですが、煙やにおいでご近所トラブルにも発展しかねません。気兼ねなくバーベキューを楽しめる場所があれば、町内外からも利用があるのではという声もあります。菖蒲田海水浴場もちろんバーベキュー禁止です。海水浴場開設中であれば、家族、グループで来ても海水浴も楽しめる、バーベキューも楽しめる、後背地にある多目的広場は最高の立地にあると思われれます。色とりどりのテントやタープが立ち、バーベキューの煙と広場を走り回る子供たちの姿はまさしくにぎわい創出だと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 設置しないというのではなくて、民間でそういったスペースでこういったことをやりたいという計画みたいなものをいただいて、それで我々の条件と合致するのであれば決して反対するものではないということです。ただ、そういったことが、今、正直町には来ていませんし、ただ店舗として今度サーフショップみたいなのがまたできまして、ハンナファーム、そういった何か店舗ができているので、やはりニーズがどうなのか、あとはビジネスとして成り立たないから来ないのかどういったものなのか。我々がするイメージとまた違うものなのか、そういったことを見極めて、できればそういったいろんな利活用の中で町としても

決して全てが反対というわけじゃなくて、土地貸しとかそういった部分では検討していきたい
と思います。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○5番（鈴木 博君） 今回、若林区の海岸公園冒険広場と加瀬沼公園でお話を聞いたのですが、冒険広場の利用者数は、令和4年度になってしまいますが、約15万9,000人、デイキャンプサイト利用は延べ3,052サイト、約1万6,600人の利用があり、常設のかまどとテーブルがついて1区画500円で借りられます。また、加瀬沼公園は令和5年度約40万人の来園者数、月平均では3万3,000人の来園があります。無料の火気使用エリアは864件の利用があったそうです。今年度からは火気使用エリアを10区画に制限しているようですが、7月までで約210件の使用があったそうです。この数字を見ると、バーベキュー可能なサイトを整備すれば交流人口の増加が見込まれると思います。

町としてこういったものを計画しようとしたときに、懸念されることとはどういったことでしょうか。例えば住民理解、治安の維持、七ヶ浜のいいところでもある静観さとかあると思いますが、どうでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） バーベキューとかやればつきものが飲酒とかになりますけれども、そういった飲酒によるいろんな何でしょう、ちょっとあまりどうなのかという部分でもどんどん深酒することによっていろんな問題も出てきたり、以前、海水浴場の端のほうにあるお店の上でバーベキューやっていた人が酒を飲んで泳いだら亡くなった方が2名ほどおりましたけれども、そういったことにも発展しかねないし、また、対費用効果といえますか、そういったことをこの場所で交流人口を増やしたとしてもうちの町にいろんな部分で恩恵が被るのであれば、事業者が例えば町内の方々だったり食材なんかも全部町内で調達していろいろやっていただけるのであればいいんですけれども、そういったことも考えると、町が積極的に誘致活動とか設置活動をするという考えは私としては持っていないというのが本音でございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○5番（鈴木 博君） アウトドア、デイキャンプ、キャンプだとまたいいのですが、趣味にするよい点として、非日常での煮炊きなどのテクニックの習得のほか、非常時、災害時にも便利な道具がそろっているという点もあります。あと自然体験を豊富に得た子供たちは自主性や獨創性、コミュニケーション力も高いと感じます。その入り口を提供するという点でも有効だと感じるのですが、教育長いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 議員おっしゃるとおりのところが多分にあると思います。先ほど町長回答のとおりの部分もあり、子供視点、それから七ヶ浜の魅力視点からは本当にその点について、教育を預かる、子供たちを預かる立場としても進めていく方向がいいんじゃないかなと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○5番（鈴木 博君） それでは3点目に移ります。

遊具の設置についてでした。令和4年度に増設があり現時点では考えてはいないということでしたので、ながすか多目的広場の管理棟のコンセプトに大海原を悠然と泳ぐシロナガスクジラのようなシンボリックな建物形状としたとありました。鯨も1頭ではかわいそうです。ハナモモ広場に対となるようなふわふわドーム、先ほど町長が言ったあの立体的なトランポリンです。どこに行っても子供たちには大人気です。設置すれば目玉にもなると思うのですが、改めてお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 私もいろんなところを見ていて、ふわふわのトランポリンというんですか、ふわふわのあれが一番この遊具はいいなと思っていろいろ試算したりいろいろ見たり、これどういう機械が必要なのかとした結果、やはり断念せざるを得なかったと、やはりいろいろな財政事情の裕福な町が設置しているなというのが現実でしてちょっと難しいかなと。もっと規模の大きい自治体だったら可能かもしれませんが、うちでは私はちょっとこれは難しいなど、維持していくのが大変だなということで断念した経緯がございます。ということで、別な遊具には代えさせていただいた思いがございました。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○5番（鈴木 博君） では今後、遊具の増設などを考えたときには町民の声などを吸い上げる取組をしていただけるのかをお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 最初、被災見合いということで子供たちのやつ2つ遊具を復興事業の中の一環としてやらせていただきました。これではちょっと物足りないなということで遊具を追加させていただいて、数があればいいのかどうかは分かりませんが、今後どういったニーズがあるのか、どういったのが人気なのかはちょっとアンテナを高くして見てまいりたいと思います。すぐ設置という思いは今のところはございません。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○5番（鈴木 博君） 毎年異常な暑さと言われて久しいのですが、直射日光を浴びた遊具は熱過ぎて子供も寄りつかない状況です。私も先日行ったところ、スチール部分よりもかえって樹脂の部分のほうが熱いのではないかなと思ったくらいでした。そんな中、子供たちは水遊びが大好きです。安全管理、衛生管理も求められるものの徹底した管理の下であれば、海で遊べない子にも楽しんでもらえる。特に夏場は、クーリングシェルターのように逃げ場対策にもなるのではないかと思いますので、改めて水場の噴水が出るような水場の設置についてお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 本当は子供たちが喜ぶんですが、今、清流の中でもノロウイルスなのか何か分かりませんが、熊本のほうですが子供たちが嘔吐とか吐き気とかああいう清流でさえもそんな状況でございますので、今のところ水遊び場ということはまだ考えてはいるところでございます。大変回答としては後ろ向きなのですが、今のところ水遊びの関係については考えていないという回答になってしまいますが。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○5番（鈴木 博君） それでは冒険広場でやっていたのですが、駐車場の一部を閉鎖して水道からホースを伸ばし農業用のかん水ホースを利用して水を噴水のように出して子供たちに提供していました。夏場の水遊びの選択肢として小さなものから仕掛けていく考えはありませんか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） そういった水遊びの部分ということで、ちょっと担当課とか現状を聞きながら、今初めて私そちらの施設で水を利用した形でやっているというのを聞いたものですから、そういったことも含めてちょっと調べさせていただいて、今後どうなのかを検討したいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○5番（鈴木 博君） 以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。午後2時40分再開いたします。

午後2時28分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、7番佐藤直美議員の質問を許可いたします。佐藤議員、発言席に御登壇願います。

〔7番 佐藤直美君 登壇〕

○7番（佐藤直美君） 7番佐藤直美です。議長の許可を得ましたので、通告どおり3問質問いたします。そして今回は、教育民生常任委員会所管事務調査で取り上げている件を委員会を代表して質問いたします。

1問目、中学校の部活動について。中学校の部活動を取り巻く環境は毎年変化してきています。生徒が希望する部活で活動し続けられるようにするため、以下4点を伺います。

1、生徒数が減少する中、教職員数も減少しており部活動数も減り、生徒が希望する部活動に入部できないケースがある。以前のような活動を維持していくのが難しくなっている中、地域連携や地域移行を進める必要があるが、いまだに検討委員会や推進協議会が設置されていない。本当に進める考えはあるのか伺います。

2、他市町村の進め方の例を挙げると下記になるが、本町が実施済みのもの、今後実施予定のものを伺う。

1、先進地の調査研究。

2、教職員対象のアンケート実施。

小中学校児童・生徒、保護者対象のアンケート実施。

部活動指導者に関する調査。

七ヶ浜町立中学校が目指す姿についての意見集約。

検討委員会や推進協議会の設置。

ガイドラインの策定。

地域スポーツクラブ活動体制整備事業への申請。

運営団体、指導者の確保など。

3、生徒数減少や部活動任意参加に切り替わったこともあり、今後廃部になってしまう部活もある中、生徒が望む部活で活動できるよう、七ヶ浜中学校、向洋中学校間で地域連携を実施し、活動できる考えはないのか伺う。

中体連東北大会参加費補助金交付要綱について伺う。令和6年度宮城県中学校体育連盟登録団体は28団体あり、この28団体に所属している生徒については、令和6年度中総体・新人大会の参加区分で「地域クラブ」の選択が可能である。よって、学校名ではなく登録団体名で出場している選手も交付されるべきと考えるが、教育委員会の見解を伺う。

続きまして、放課後児童クラブについて。6月会議で放課後児童クラブについて質問したが、

待機児童問題はまだまだ課題が山積みのままである。待機児童問題と併せて放課後児童クラブの課題に関して、以下4点を伺う。

1、現在のはまぎく放課後児童クラブ、さくら放課後児童クラブ、まつかぜ放課後児童クラブの登録児童数と待機児童数を伺う。あわせて来年度の入所希望児童数も把握しなければ、待機児童問題は解決できないと考えるが、現在利用している児童や未就学児への聞き取り調査等はしているのかも伺う。

2、6月会議では「待機児童問題は解決に向けて取り組むべき重要な課題と認識している。各小学校や指定管理者などと協議を重ね、解消に向けた方策を検証していきたいと考えている。」との答弁だったが、進捗状況は。また、解決するための具体策を伺う。

3、放課後子ども環境整備事業等の交付金メニューに関して質問した際「交付金のメニューは出されており、使えるかどうか探っている。どういった策が取れるか検討していきたい。」とのことだったが、待機児童問題解消のために申請する予定の交付金メニューはあるのか伺う。

利便性向上のため、使用料の納入方法や開閉時間が今の時代に合っているかを検証し、改善する考えは。

3問目へ移ります。

小中学校での通級指導教室支援員の体制についてです。小学校、中学校での通級指導教室の現状と必要性を伺う。中学校には通級指導教室がないとなれば、通常学級での支援員の必要性が上がると考えられるが、現在の支援員の人数では、特別支援学級への配置のみで通常クラスへの配置は不可能ではないか。各学校からの要望に答えられているのか伺う。

以上になります。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、中学校の部活動について。第3問、小中学校での通級指導教室支援員の体制について回答を求めます。須藤教育長、御登壇願います。

〔教育長 須藤 清君 登壇〕

○教育長（須藤 清君） 7番佐藤直美議員の1問目の御質問、中学校の部活動についてお答えします。

1点目、地域連携や地域移行を進める必要があるが、いまだに検討委員会や推進協議会が設置されていない。進める考えはあるのかについてお答えします。

国が令和2年度に開始した部活動改革に伴って、教育委員会といたしましては、当時から県教育委員会並びに全国中体連の方針と軌を1つにしながら町の推進協議会の立ち上げを行う構えであります。現在もです。しかし、部活動改革は戦後77年間続いてきた中学校教育全体の抜

本の変容を伴うことから、改革に関わる課題が国全体で山積みになっています。現時点でも国、県とも改革が停滞しています。

加えて、直近の動向として、これは宮城県ですけれども、宮城県では2027年から学習指導要領の移行期に入っていくことを視野に入れて学指導要領改訂により、中学校教育から部活動が削除される可能性を視野に入れた検討に移行しているため、新たな課題が生まれています。よって、現時点でも構えを強く持っておりますけれども、立ち上げの適時ではないと判断しています。

次に、2点目の御質問、他市町の進め方の例の挙げると、先進地の調査研究、教職員対象のアンケートの実施などがあるが、本町が実施済みのもの、今後実施予定のものを伺うについてお答えします。

本町については、令和4年度以降に行われている文部科学省の実証研究、それから先進地の情報収集、教職員対象のアンケート、中学校生徒、保護者対象のアンケート、関係団体との意見交換について実施しております。

次に、3点目の御質問、学校間で地域連携を実施し活動できるようにする考えはについてお答えします。

部活動の発足、廃部、運営の仕方は校長に権限があります。よって2中の校長の考え方を聞き、2つの中学校の取組の中で、中長期的展望の基づいた実効性のある部活動ができると判断した場合には、教育委員会としては全面的に支援していきたいと考えています。

次に、4点目の御質問、町中体連東北大会等における地域クラブ登録の参加者への補助金交付についてお答えします。

まず、七ヶ浜町の中体連東北大会等参加費補助金交付要綱について説明します。この要綱は、学校教育の振興を目的に、中体連東北大会などに参加する生徒の保護者に対して負担軽減を図るものとして交通費、宿泊費、昼食代等及び参加料の一部を補助するものであり、平成14年7月に要綱を作成しております。また、この町の補助金は学校活動での参加を前提としていることから、引率する教員に対しても補助対象としております。

さて、本年度の中体連東北大会においては、議員御指摘のとおり地域クラブでの参加も可能となっております。ただここで1点区分けをしなければいけないのは、地域クラブ活動は法令上学校教育ではなく社会教育の一環としてスポーツ基本法に位置づけられています。スポーツクラブなどの団体が運営しているもので、学校教育における部活動とはそもそも主体が異なるものであります。中体連東北大会等参加費補助金については、前述したとおり学校教育の振興

を目的にしていることから、引率教員が伴う参加を対象としており、一方、地域クラブ主体の参加については交付対象外としております。なお、地域クラブ活動主体では活用できるものはないのかということにつきましては、七ヶ浜町スポーツ振興奨励金があることを併せて御理解願います。

以上、1問目、中学校の部活動についての回答とさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 3点目。

○教育長（須藤 清君） 3点目、小中学校での通級指導教室支援員の体制について、小中学校での通級指導教室の現状と必要性を伺う。支援員の通常クラスへの配置について学校からの要望に応えられるのかについてお答えします。

まず、小中学校の通級指導教室の現状と必要性についてお答えします。本年度は、本町では小学校へは5教室設置しており、中学校での設置はありません。通級による指導を必要とする児童生徒の数は、全国的に増加の一途、これ激しい増加の一途をたどっておりますが、本町でも小中とも同じ傾向にあります。ただ、通級指導教室を担当する教員数の確保が国として確保されないため、通級指導に当たる教員不足が常態化しています。特に2010年以降、これはもう何十人という数で足りない状態が各市町にあります。県としては小学校への配置を優先せざるを得ない状況にあります。

次に、町が配置する支援員ですが、これは学校から要望があった場合、児童生徒の実態と学校の特別支援教育の指導体制、校長をリーダーとして全職員でその子をどう見るかの実情に応じて配置することと考えています。

支援員は最も教育ニーズの高い子供と関わるため適切な配置が肝要となります。本町では、教育支援委員会専門委員など就学指導関係職員と学校によるケース会議を丁寧に行い、支援員の配置が当該児童生徒の成長に本当に資するかどうかの検討を経て配置することとしています。

以上、佐藤直美議員への私からの一般質問の回答とさせていただきます。

〔教育長 須藤 清君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 第2問、放課後児童クラブについて回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 2問目の御質問、放課後児童クラブについてお答えさせていただきます。

1点目の御質問、初めに現在のはまぎく放課後児童クラブ、さくら放課後児童クラブ、まつかぜ放課後児童クラブの登録児童数と待機児童数についてお答えをさせていただきます。この

件については6月会議でもご質問いただきました。

まず初めに、令和6年9月1日時点における登録児童数と待機児童数について説明をさせていただきます。はまぎく放課後児童クラブが登録児童数、9月1日現在で86人、待機児童数は19人でございます。さくら放課後児童クラブが登録児童数65人、待機児童は発生しておりません。まつかぜ放課後児童クラブが登録児童数56人、待機児童数が7人となっております。

次に、現在利用している児童や未就学児への聞き取り調査等はしているのかとの御質問については、利用している児童や未就学児の保護者に対して来年度の放課後児童クラブの入所希望についての調査等は行ってはおりません。その代わり入所希望者の把握については、現在保育所に入所している児童や幼稚園等の預かり保育を利用している児童の人数を把握し、次年度の放課後児童クラブ利用者を推計しているところでございます。

次に、2点目の御質問、待機児童解消に向けての進捗状況は。また、解決するための具体策はについてお答えをさせていただきます。待機児童解消に向けては、小学校の空き教室などを利用した場合におけるセキュリティ上の問題や光熱費の負担区分など、管理運営上の問題、併せて設備の改修や安全面などの課題を洗い出し、関係機関と協議を重ねているところであります。また、あわせて支援員等の人材確保についても、指定管理者と調整を図っているところでございます。現在、各小学校の敷地内において運営できるように準備を進めているところでございます。

次に、3点目、待機児童問題解消のために申請する予定の交付金メニューはあるのかについて、お答えさせていただきます。議員御承知のとおり、放課後児童健全育成事業を新たに実施するために行う放課後児童クラブ環境改善事業に対し、放課後子ども環境整備事業の交付金メニューが令和6年5月21日付で国から示されております。

前段で回答を申し上げたとおり、現在解消に向けて、空き教室などを利用する場合の設備の整備、修繕及び備品の購入費等の経費を整理しているところでありますので、今後のスケジュール等を確認しながら今年度の交付申請に向けて準備を進めていきたいと考えております。

次に、4点目、利便性向上のため使用料の納入方法や開閉時間について検証し改善する考えはについてお答えをさせていただきます。放課後児童クラブの使用料については、口座振替及び納付書により納入いただいております。令和4年度からは口座振替依頼書を町税等などと一本化し利用者の利便性を図っているところでありますので、まずは口座振替を推進してまいりたいと考えております。

次に、開閉時間については、放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準による開所時

間以上を原則とし、当町では小学校の休業日以外の日は放課後から午後6時半まで、土曜日や長期休みなど小学校の休業日については、午前8時から午後6時30分までとしております。放課後児童クラブの開閉時間については、利用児童の保護者の就労時間や小学校の授業の終了時刻などを踏まえた受入れ時間であり、適正であると認識しております。そのため、現段階で開閉時間を変更する考えはありませんが、今後の保護者の就労状況や子育て世帯の環境の変化に応じ対応を検証していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、2問目の回答とさせていただきます。

〔町長 寺澤 薫君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 1問目の部活動について再質問させていただきます。

答弁では行う考えではあるが、国全体で問題山積みと。前、予算も削られてということをおっしゃってありましたね。国、県でもいろいろと迷っているということでしたけれども、こちらもう教育長も課長も御覧になっていると思いますけれども、令和5年3月宮城県、宮城県教育委員会がつくられた学校部活動と地域クラブ活動等のガイドライン（第1版）、こちらは最新という認識でよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 文書としては公になっているものはそれが最新です。ただ、議員の最初の質問要旨にあるとおり、月ごとあるいは大会ごとに県がそれを出しても、例えば中体連側がそれを受け入れないあるいは中体連側でたくさんの競技がありますけれども、全て自分たちの団体を持っています。サッカースポーツ協議会では受け入れる、野球は受け入れない、剣道は受け入れるとか、そこでまたばらつきが出てきて、結局そのとおりにはいかない。先ほど私2つ言いました。県教育委員会と中体連の動向と歩みを1つにしないとうまくいかない。子供にはしご外しをすることは私は絶対避けたいと思っています。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） 中体連連盟もありますし、おのおのスポーツもしていますね。私もいろいろスポーツしているので、うまくいかないのは分かります。

しかしながら、教育民生常任委員会で茨城県の城里町、まずは地域連携というところで拠点校をつくって、子供たちが入る部活が自分の学校にないところで町が一般財源でしっかりと国や県から補助金がなくても子供たちが入りたい部活に入れるようにスピード感を持って整備い

たしました。皆さんも読んでくださっているのかなと思いますけれども、こちら前回の議会だよりで何とか苦労しながらまとめました。こちらには茨城県城里町でした、拠点校部活動・部活動連携事業タクシーということで事業費の予算は490万円です。今のところ保護者負担はございません。利用者は野球部、剣道部所属の生徒4名です。吹奏楽部の生徒も合同練習を行うため利用しています。学校の休業日、長期休業日も含む、でも部活動のある場合は運行しています。拠点校部活動を実施するに当たり、桂中学校の時間割までも変更して子供たちが部活動ができるようにはしごを外さないようにやっております。部活動加入は七ヶ浜中学校、向洋中学校と一緒に任意参加となっております。こういったことを聞いてどうなんですかね、県も国もいろいろな意見があって、スポーツ団体も毎月言うことが違うとなったら、そしたらうちの町もやらなくてもいいよと思われるのかどうなのか、まず1点目お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 七ヶ浜の子供たちに部活動に当たるものになるかもしれませんが、辞めさせる気は毛頭ございません。むしろ私は、働き方改革よりも部活動の存続のほうを考えているところです。今、議員がお示しになった先行事例は今国に1万37校の中学校があるんですけども、この1万37校のうちの恐らく1割に満たない数パーセントの学校が先進事例として様々な雑誌で紹介されています。そこには国の財源が入っていたり実証研究と一緒にやっていたりということで、持続可能性かどうかということが逆に今その町々では課題になっています。一般財源を入れている町ほど持続可能性をどう担保するのが、今、議会で、その町々で討論されている状況をつかんでおります。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） 部活動を続けたほうが良いと、子供がやるべきこと、やりたいことはやらせたいとおっしゃいましたけれども、実際、七ヶ浜中学校、部活動がなくてほかの学校に転校している子供とか、それから実際なくて七ヶ浜中学校から、もうこれも何度ももう申し上げていますけれども向洋中学校に行って部活動に参加した生徒もおります。そういう方のことを考えると、何もしないで何年間もこのまま国がもう日本の中学校に部活動は要りませんよと言っている、先ほど言っていた2027年でしたっけ、まで待つおつもりなんですか。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） これは年度ごとに見ていきたいと思います。それで2中が合同部活をつくるとか、それは先ほどの答弁のとおりです。ただ例えば、1年生でできた、2年生になって片方の中学校の3年生が全部いなくなった、また七中1人だけ残ったと、その1人の部活の

継続性はどうやって担保すればいいのか等々は、今後校長会で話し合っていきたいと思っています。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） それでは校長先生方、七中の校長先生、向洋中学校の校長先生は地域移行に関して、今のは地域連携なので2つの校長先生が同意すればそれはできると。

しかしながら、この城里町では親が送迎しなくても放課後子供にタクシーを出して、これハイエースなんですけれども乗っていけるんですね、こういうふうに。なので、これいろんな方法でこういったバス会社だったり、町内にもタクシー会社だったりありますので、調べることも可能なのではないかなというポテンシャルを見つけること可能なんじゃないかなと思うんですけれども、そういったところは教育委員会としてお調べになったんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 詳細には調べていませんけれども、その事例があることはもう承知しております。ただそれが、この発足した場合には教育委員会として支援していくということは、例えば送迎できるよう町のハイエースをそこに活用することを町当局にお願いするなどは考えています。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） こちら城里町は、うちの町よりもかなり大きいです。時間もかかります。うちの町は5分、10分足らずですぐ行けますよね。ですので、そういったことを考えるのではなくしっかりとリサーチ、現地に行って話を聞くということ大事だと思うんですけれども、②の先進地の調査研究で情報収集はしておりますということ、実際にいろんなところに行かれるというお考えないんですか。

こちら亘理町、県外に行かなくても県内でいろいろ進めているところございます。亘理町の小中学生保護者の皆様へ。中学校部活動の、こちらは地域移行に関してなんですけれども、令和7年10月から休日の中学校部活動が地域の活動へ移行されますということで、しっかりと順を踏んでやられている、これが亘理町です。

もう一つは、私見つけたところは大崎市です。令和8年度から休日の部活動が変わりますということで、しっかりアンケートも取って検討委員会だったり推進委員会だったりをしっかり設置して順を踏んでこういうふうに使っているところがございます。

私本当に理解できないんですけれども、なぜやらないんですか。大きいところのこれ国の県の流れで毎月変わるかもしれないんですけれども、こちらに書いております。令和5年度、移行

検討期間。協議会の設置及び方向性の検討、研修会の開催や説明会での周知、一部活動の移行。令和6年度から改革推進期間。協議会組織による進捗状況を踏まえ、まずは休日の学校部活動の地域移行について、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すというふうに書いています。

なぜやらないのか、なぜうちにスポーツクラブ等々あったりいろいろスポーツやられる方がたくさんいる、スポーツ少年団もあるのに進めないのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 進めないのではなくて、適切な進め方が必要だということです。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） ではその適切な進め方の御説明をお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 今説明したとおりですが、例えば1つそういう先進事例とか推進する側が出してくる文章の中には大変な大げさな表現をされたものが多いです。例えば、今先進地の事例として注目を集めているのが、長野県の長野日大中・高、ここは私立中ですけれども部活が全部そろっていると、それで指導者も全部そろっていると。それで長野県の子供たち、その周辺の子供たちは1万円から2万円を私立学校に払って、部活はその場所でやる。こういうことが一つの先進事例。もう一つは逆に熊本市、熊本市は地域移行をしないと決定をして市の中で部活を完結させるという方針を出して、そういうものがまた先進。それから亘理とかそこは、そういうところまで調べていますけれども、結果は今私たちがつかんでいるものと同じです。

それから、最後に先進地で今成功というか今1割が進んでいるんですね、1万37校のうち。ほぼ町内あるいはその市内に教育学部や体育学部のある市町、それから社会人チームのある市町、それから一番置き去りにされているのは文化部、それから科学とか理科関係の部、これはもう議論にさえ今上ってこない。この不公平感なども情報の中には示されています。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） 教職員にアンケートを取った、中学校の生徒の保護者にとった、でもこの先、この地域移行に関わるのは小学生なんですけれども、小学生と保護者です。小学生の教員たちも本当にこの地域移行というのが休日だけのものなのか、本当に平日から毎日違う人が来て部活動の先生に代わって毎日教えるのかというの何にも全く七ヶ浜町民分からないんです

よ。何の説明もないので。中学校の私保護者なので幾らかは分かりますけれども、何にも分からないのに皆さんがどうやって地域移行してほしいとか、熊本市みたいにもう地域移行しないで部活動としてやってほしいとか、そういうのはどうやって分かればいいんですか。聞きました。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） その点については議員おっしゃるとおりだと思っています。今、来年度以降の部活については、小学校に早くから情報を流していきたいと思っています。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） 早くからとはいつからでしょう。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 今年の今のところは秋冬と考えていますけれども。早いほうが多分理解は進むだろうと思っています。教員は分からないというのはこれはあり得ないことで、教員がそれは校長を中心にして全くこのことについて当事者意識を持っていない、他人ごとと考えていると考えます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） 中学校の先生は分かると思います。しかしながら、小学校の先生方も恐らく、私は小学校の先生でそういう説明もなければ他人事として受け取るしかないのかなと、本当に今私七ヶ浜小学校の保護者と話しても皆さん全く本当に分かっている感じがしません。恐らく学校でもそういった話題は出ていないと思います、PTAにしろ。それでどうやってテーブルの上に上げてあだこうだ議論したりとか、私この部活に入りたいとかこれ地域移行になるのかなとか外部指導者来るのかなとか全く今は分からない状態です。ほかの市町村は、PTAの総会で時間を借りて説明をしたりしております。紙面だけではやはり皆さん分かりませんね。私もこのガイドライン読んでも、三日、四日かかりました、全部読むのに。何回も読み直して。どうお考えですか。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） ガイドラインね、まず。ガイドラインについては、これ本当に作文ですよ。作文なので落ちてこない。どこの市町村も全員がそれを読んでいるわけではない、教員が。

それから小学校の教員が認識していないという御指摘があったので、3つの小学校の校長を、次の校長会が9月13日にありますので、ぎっちり指導します。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） 先生たち認識していないのではなく、認識されていますけれども、この間懇談会をされたときに、やはり小学生のほうに全く何も子供に対して、保護者に対して何のリアクションもないと。先生方は意識高いので、しっかりと子供たちに説明したいと思っていちゃいます。なので、そこのところをしっかりと理解した上でやはり子供、保護者に対して説明をお願いしたいと思います。

そして予算に関して、これから地域移行、地域連携にしてもお金がかかります。先ほどはこの長野の日大、私立で1万円かかる。これは城里町も川俣町も今のところは移行期間なんで、保護者負担がゼロとなっています。でも今後、やはり受益者負担ということでどれぐらい皆さんに負担してもらわなきゃいけないのかというのは、やはり課題ですと。それから困窮世帯もどういうふうに、お金を捻出するのが難しいから、そういった子供たちに対しても考えていかなければいけないという課題はたくさんあるということはおっしゃっていました。しかしながら、ここ両町、町長からしてやはり子供が大事ですと、子供第一です。一般財源を出して行っております。そういったところの資金面というところは、町としてどのようにお考えなのか、子供のために基金を取り崩してまでも、もし一般財源にお金が余裕がないのであれば、やるお考えはあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 佐藤直美議員熱くお話をいただいておりますけれども、実は私所属している県の町村会でも政府要望云々でも、クラブの地域移行ということでは話はありますけれども、詳細を詰めたりとか具体的な話は我々町村首長には一切来ておりません。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） こちら茨城県の城里町、福島県の川俣町の町長は自ら視察に行ったときにどれぐらい子供が大事で、子供たちが部活動をしたいと思っていたらそれにもう100%支援しますということをおっしゃっていました。やはり情報というのは待っているんじゃなくて取りに行くものだと思いますけれども、そこのところいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） スポーツ庁ができて方向性ができたので、その辺は県の教育委員会あたりで詰めて、それで初めて首長なりもしくは具体的な方法がないのに首長が取りに行くと、その移行がどうなるのかというのが何も出ていない、方針も出ていないというだけで我々では動けないというそれが実情です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） 方針は進めているところありますので。年々なんですか、それとも月々、日々なのか分かりませんが。変わったとしてもやるんだと決めた市町村は前に進んでおりますね。いつまでもああやったらいいのか、なくなるからやはりやめたほうがいいのか。それだったら熊本市のように地域移行はせずにうちの町は地域移行せずにやるんだというくらい決めるということもできると思うんですけども。町民が一番困るのはどっちの方向性に行くか定まっていなくて困るんだと思うんですね。そこのところいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 例えば方向Aを決めてこれから2年間、3年間で七ヶ浜の部活の方向性を決めて、こういうふうにと決まると。その先にその次の年に、例えば学習指導要領が変わって一切中学校では部活はしない、全部受益者負担でやると決まった場合にそこに残された部活、あるいはそれまで今の部活のように続けていた保護者は一体どう感じるのか。これは、部活についてはこれ国の問題ですから、国の教育行政全体の問題なので、国の姿勢がもう軸がぶれぶれで年々変わっているところで、例えばその川俣町とかそういうところの先ほど実証実験と、実証実験校は100校ぐらいありますけれども、これ全て結果は途中で終わってしまうんですよ。お金が、つまり指導者がいない。コーチ資格のある指導者に支払う謝金は足りない。それから、子供も保護者もその昭和世代とは違う学校生活スタイルを望んでいる。本町のアンケートでも、地域もし移行したらというアンケートについて、2中の保護者は専門的な指導を受けたい。プロ野球選手とかから受けたい。では受益者として幾ら払えますかと、これは県がつくった段階なんですけれども3,000円、5,000円、7,000円、1万円以上となった場合、3,000円でも高い。これが一番の理由でした。一番です。ですから、今まであった中学校の部活のイメージをこれ払拭していくというのは並大抵のことではない。だから来年度は、ちゃんと6年度、来年度になるまでに今の6年生あるいは5年生に、ここ数年になりますけれども、こういう大きな変化の時期なんだけれども、七ヶ浜は部活は続けていきますというアナウンスをしていきます。その先については、これはまだ明言できないので、明言することは無責任だと私は思っています。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） 部活動、全部移行じゃないんです。教育長理解されていますかね。学校部活動は、最初月曜日から金曜日の平日はまずは先生たちが部活を指導しますよと。月曜日から土曜日、もしくは週末は、今、中学校では土曜日か日曜日しか練習とか練習試合できないん

ですよ。なのでそういったことも説明ないから保護者は分からないんですよ。皆さんもう月曜日から週末まで、地域移行となったら全部なのかなと思っています。私も最初そう思っていました。だから何度も申し上げます。熱く何度も語らせていただきますけれども、皆さん理解できていないんですよ。なので説明をしっかりとくださいと。なので、例えばうちの息子だったらサッカーやっています、クラブチームで。ですけれども部活動もやりたいです。バスケット部に入部しています。それでもいいんです。私はダンスがしたいです。なので学校の部活は加入しません。なのでこういった普通のダンス教室に行って週末はいろんなステージに立ちますと。それもありません。だからそれが分からないから、皆さんそれに賛成なのか反対なのか声を上げられないんですよ。恐らくここにいる方もみんな理解していないと思います。私たちは教育民生常任委員会で行ったから分かっているんです。だからそれをしっかりと町として、こういうふうに推進委員会だったり検討委員会を設置してやらなければ、やるもやらないもやれないも、お金がないも必要なかも決められないと私は思うんですけれども、そのところ教育委員会としてどうお考えなのかとお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） ですから適時に立ち上げます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） その適時はいつになりますでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 繰り返しますけれども、全国中体連の動向、県のスタンス、まずその定まりを見ながらやっていきたいと考えています。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） それでは4番目の中体連東北大会等参加費補助交付金要綱に関してになります。

こちらは先生が帯同していないと補助金が生徒の保護者には下りないんですか。こちらの趣旨読み上げます。第1条、町は学校教育の振興と保護者負担の軽減を図るため、東北中学校体育連盟または全日本中学校体育連盟等が国、地方公共団体等と主催して実施する大会、これに準ずる大会等も含む、に出場する七ヶ浜町立中学校の生徒の保護者に対し予算の範囲内において、中体連東北大会等参加費補助金、以下補助金という、を交付することとし、当該補助金の交付に関しては七ヶ浜町補助金等交付規則に定めるもののほか、この要綱に定めるところによ

るとあります。これを読んだときに、地域移行した例えばスイミングクラブだったり、例えば陸上だったりサッカーだったり体操だったり、加盟しているところから中体連に出ても下りるんじゃないかなと私は思うんですね。これ何度も何度も読み替えました。そうすると、おっしゃったように学校振興ということで、先生が帯同しないと下りないということは、これ働き方改革とか逆行していると思うんですけれども、地域移行は働き方改革の一環として始まって、こちらだからいろんな意味で中学校の体育連盟に登録できるんですよということで、こちらにあるとおり28団体登録しています。この登録団体、簡単に登録できるんじゃなくて、いろんなペーパーワークを提出して認められているところだと思うんですけれども、逆行してないか、そちらお伺いいたします、まず1点目。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 逆行も進行もしていない、停滞しているんです。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） これから停滞しているというのは恐らく教育長も感じているところで、実際に進んでいます。こちら28団体登録したのが今年が最多です。今までこれはサッカー、マリソル松島ジュニアユースとかは去年は登録していません。だから年々増えております。なのでこういったところで、七ヶ浜中学校、向洋中学校の生徒たちがここから中体連に出ること、今後考えられます。七ヶ浜が地域移行を進めようが進めまいが。もうこれ選べるんですよ、これ見えていますか、令和6年度中体連大会参加区分確認書。私は中学校から出ます、それとも地域移行した学校から出ますとこれ出すんですよ、学校に。イコールこの要綱を見たら補助金出ると考えるのが当たり前だと思うんですね。

2条、補助金の交付対象となる経費は、生徒及び引率教諭が当該大会に参加するために要する費用のうち。でもこれ引率者は行かなくても生徒行きますよね。別表に掲げる経費として補助額は当該経費の5分の4以内の額とする。普通ほかの市町村だと10分の10あるところですが、この要綱、平成10年だったので5分の4以内の額ととなっています。1回も要綱変更されていないようなんですけれども、もう一度説明を求めます。しっかりと正式に登録団体一覧として上がっているところから出ている子供の保護者になぜ補助金が下りないのか、お伺いいたします。これは教育委員会の考えなのか、それとも町全体の考えなのか、七ヶ浜は子供にサポートしない町なのか、そこのところも併せてお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの質問についてお答えします。

まず要綱のところでございますが、教育長答弁のとおりでございますが、まず要綱の内容について再度御説明させていただきます。

まず、この要綱は議員さんお答えのとおり御承知のとおり、1条のところに学校教育の振興を目的の一つということにしております。したがって、引率教員の伴う参加、教員の関わりというところがポイントになります。つまり、学校の先生の関わりがないのに、1条に言う学校教育の振興に資するかというところがポイントになります。

以上で、まずは要綱の中身について説明させていただきました。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） それで理解できますかね。向洋中学校の例えば生徒は同じ競技に出て、これ年度初めにこれ予算取られているんですよ。令和6年度予算書の136ページ、10の3の2の18、中体連参加補助金東北15万、向洋中8万、七ヶ浜中学校7万、これもう既に予算ついています。向洋中学校の生徒が向洋中学校の名前で出たら補助金下りますけれども、七中の例えば生徒がこの一覧に載っているところから出たら出ないというのは、中学校の何でしたっけ、さっきおっしゃった、学校教育の振興とはならないというのは理解できかねます。

そちらいかがでしょう。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの質問についてお答えします。

向洋中学校は学校でしっかり行っていますので、先生はついていっております。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） でも練習は向洋中学校でされていないかもしれませんよね。同じところでお二人とも練習していて、その週末だけ、この東北大会だけ先生が行くか行かないかで補助金が下りるか下りないか決まるというのはいかがなものかと私は思いますけれども、いかがでしょうか、教育長。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 今その線引きがうまくできないというのは、先ほどから言っているように、部活、それから中体連、それから国、文部科学省、みんな働き方改革もごちゃごちゃに整理されないまま情報が飛び交っているからです。そこがうまく整理されないから、この学校振興は一体何かということ、そこもはっきりぼやけてきているということです。もし、今クラブが中体連に加盟できることは前から私も認識しています。もし七ヶ浜の子供が全て他市町の様々なクラブで体育活動をする、東北大会に行く、そこにはその子供たちに全部補助金を出さ

なければいけないという今度は要綱の制度設計の変更もそこでは出てこざるを得ない。そうすると、今この過渡期にある移行混乱期にあつて、取れる対応はこれしかなかった、お金を出せる観点はね。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） 混乱しているのは七ヶ浜だけなんじゃないですか。これ混乱しないで整理して何とか進めようと思ってやっていたところもあります。先ほど七ヶ浜町のスポーツ奨励金もあるからそれもらったらいんじゃないかとおっしゃっていましたがけれども、これ幾らもらえるんですか。お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの質問にお答えいたします。

東北大会ですと5,000円になります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 5,000円では多分交通費も賄えないですよ、恐らく何かこういうジュース的な栄養補給するもの補食食べたりで、2泊3日の大会で終わるんじゃないかなと思います。

せっかくあるこの補助金、予算ついている補助金、今教育長おっしゃっているようにもっともっと東北大会に生徒が出るようになったらお金がなくなるとおっしゃっているので、そのためにこれ教育振興基金とか積み立てているんじゃないのかなと私は思うんですけども、町としてはこういったものを取り崩して子供のために、先ほどもお伺いしましたがけれども、使えないんですかね。いろいろやはり地域移行にしなければいけないから、やはりここは使いましょと決めて一気に進めるという考えはできないんでしょうか、基金を。どうなんですかね。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） これは町に求める前にやはり教育委員会に求めてほしいことです。そもそのところで、スポーツ、学校の形が今変わる場所にあるんだから、先ほどから地域移行という言葉は何回も言っていますけれども、これ地域移行じゃないんですよ。中学校からの形が変わるんです、これ。中学校教育が変わるんです。そこを踏まえた議論をしないと、その年その年で日替わりみたいな政策を立てなければいけなくなる。一番迷惑を被るのは、私は子供だと思います。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） 分かります。私も2人通わせていますし、中学校も何年も変わって過渡期のこの変革にあります。でもそれを学校に訪問して子供たちの様子も見ずに、それはどうやって分かるんですか。子供たちの話も聞かずにどうやって分かるんですか。校長室だけでお話をして帰られたら何も分かりませんよね。子供たちの意見を吸い上げたり、本当に中学校の様子を見たり、小学校がどういうふうな習い事をしてどうこれから子供たちが中学校に入ってくるかを実際に見ない限り、部屋の中で机上の空論だけで言っても進みません、決められません。熱く語って申し訳ないんですけども、本当これ重要です。

どうお考えでしょう。この後に基金のことをお話しいただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 熱く語りますけれども、私は6年生全員に面談をしていました。それから中学校の生徒たち、それは場を踏まえてですけども対話をしています。肌感ですと二極化しています。一生懸命やりたい子と、やはり自分の好きなところをやりたい子、割合とすると3、7ぐらいです。部活をこのままやっていきたい、3。中学生なりの自分の生活をつかっていきたい、7。アンケート結果でもそのとおり出ておりました。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） ちょっと部外者のような感じいたしますけれども、ちょっと本来の補助金の在り方、スタンスが全然違うんですね。補助金は、それから要綱、条例、規則、全部違うんですね。何か要綱も義務的なものというふうに解釈なさっているんじゃないでしょうか。こうしなければならない、負担金みたいな考え方をお持ちじゃないでしょうか。

それから、全部答えるわけにはいかないという考え方がちょっと別に走っているような気がするんです。本来、要綱は予算があって予算がつけば要綱なんです。予算がなければ要綱はつくれないんです。ですから本来は、単年度だけの要綱が本来の要綱と呼ばれるものなんです。複数年度またがる場合には、規則なり条例なり法律なりで決まることなんです。ですから、こうしなければならないという話はできればこの場ではしてほしくないんです。

それから補助金につきましては、こういった補助金来年考えるべきじゃないでしょうかとそういう議論は確かにしていただきたいですし、子供をどう思うかということについても、当然ながらここで議論していただいて結構なんですけれども、このように熱くなってしまうと、議論ではなくてそもそもの部分で違うスタンスに立っていますから、きちんとした建設的な議

論になっていないように私はうかがえるんです。

そもそも補助金、要綱のことについて議論しているんですから、その範囲内で議論をしていただきたいと思います。それを承知の上でお話ししていただければと思いますけれども。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） ではクールにお話しさせていただきますね。それは予算がついての要綱だと、私の理解がちょっと頭の回転遅いんだったら説明してください。これ予算、先ほども申し上げたとおりついています。ということはこの要綱は生きているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） あくまでも予算の範囲内でそれをどういうふうに生かすかというようなことで要綱が決まるわけですから、要綱が先にあってということではございません。予算があつて要綱がこのように使われますということになります。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） ということは理解しました。ということは使えるという理解でよろしいんですね。15万円、中体連参加補助金として令和6年度の当初予算で取られています。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 予算の範囲内であれば要綱に定めていただいて、それを利用することには何ら異存はございません。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） ということは権利があるということで私は理解しました。

続きまして、基金の考え方についてお答え願います。

○議長（安倍敏彦君） 基金。

○7番（佐藤直美君） お金が不足になって今後どういうふうにしたらいいのかとなったときに……。

○議長（安倍敏彦君） 教育基金のことですね。

○7番（佐藤直美君） そうです。教育振興基金とかを取り崩してそれを使っていったりとかそういうことは、今後。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの質問についてお答えいたします。

財源のお話につきましては、協議を進める中で相談していくという形になると思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 基金の種類には目的基金と、それから一般財源的な何でも使っているものと基金がございます。教育振興基金については、教育費の中であればある程度のことは許されて、財源が足りなくなった場合にはその財源を利用して政策を実行するというようなことになりますし、それについては当然ながら議会の要望を受けたりして、町長がその年度にどれだけの基金を取崩しをして政策に充てるかというようなことになっていますので、今ここでこうするからと言われたから、すぐに下ろすというものではございませんので御理解をいただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうすると、こちら七ヶ浜町教育振興基金条例の第5条に当たるところを、今、副町長は説明されたのか確認します。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） そのとおりでございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） それでは部活のところは平行線になりますので、この通級指導教室の支援員に関して再質問させていただきます。

これ中学校にはないということで、今、特別支援、重度の生徒がいたりとか車椅子の生徒がいたりとなりますと、担任の先生、その子供たちにつく先生は例えば教科を持っていたりとか、そうしますと自分が1、2、3年生に教科を教えなきゃいけないときは、その子供から離れてまた違う教科の先生が来て支援員もいる。そうしますと、やはり特殊に入っていない子供たちが通常クラスにいます。そういったところに、小学校は通級クラスがあってやはり勉強が苦手だったりということでサポートを受けます。そして中学校に入ったときに急にいなくなります。そうすると、はい、英語で例えば10ページ開いてください、Open your textbooks to tenとかと言われても教科書を開くことすら難しいです。そうしますと、もう本当に自分は勉強についていけない、もう私の学校にいる場所がない、それから登校がだんだんだんだんしにくくなるというこういうところに落ちてしまっている状況です。恐らくたくさんそういったお話を聞いて、必要性は感じていると思います。しかしながら、なぜ学校から支援員がもっと必要です、入れてくださいというような希望があるにもかかわらず入れられないのか、どういった状況なのか、今の七ヶ浜の状況をお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） まず中学校に設置がないというのは、設置する意思がないからではなくて、何人も希望を上げています。ただ、これは国家予算が決まるので、配当が5名、七ヶ浜へいただいたということです。5名の配当をどこに優先するか、まず小学校に優先したということで小学校には5教室あるということです。

次、支援員の要望についてですけれども、今インクルーシブ教育の考え方が全ての保護者に行き渡っているので、グレーゾーンの子供たちが今町内15.7%が普通学級に入っています。その子供たちは、基本的には教員がつくべき子供ですと、ニーズが高いので。その子はまずどこの学校でも工夫しているのは、学校とかチームになって教員の苦勞、つまり働き方改革なんてできないところです。その中でやりくりをしていると、支援員は支援員ができる範囲があるので、教育ニーズの高い子供に支援員をどんどん充てればいいというのは、これはとっっても子供の人權あるいはその子供の成長発達に不遜な考え方だと私は思っています。そのことをアセスメントをしながら配当しています。そのために、各小中学校で必要な子供に対してはケース会議を開き、子ども未来課の特別支援委員会の委員長をはじめ就学指導に関わる教員あるいは特別支援学校からの相談員を呼んで、その子供の様子を見て、そこで本当に、誰が支援員になるかもこれもまだ分からない。支援員によってその子供の成長発達に資するかどうかという会議を繰り返しているところです。必要だとなればもちろん配置します。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） それでは各小学校支援員の数、先生の数と支援員の数をお伺いいたします。

議長、すみません。

○議長（安倍敏彦君） はい。

○7番（佐藤直美君） あわせて希望が出ているのであれば、どこの学校から希望が出ているのか、何名必要だという希望が出ているのか、支援員に関して。通級指導は中学校は難しいということとは理解していますので、そこも併せてお願いします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） すみません、今ちょっと手元に資料がないのでお答えしかねますけれども、要望が来た場合、ただ、今話をしたとおり足切りのように何人、はい何人、はい何人という雑多な割り振りをしているわけではないということは御理解ください。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） 何で聞いたかという、懇談会をしたときに、先生方、必要ですということをおっしゃっていました。なのでそれは上には上がっていないんですか。どこかで教育委員会の中で総務課の中でそれが通ってなくて必要がないと理解されているのか、それとも必要だということは分かって募集をかけているけれども誰も応募をしないのか、その状況をお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 情報は全部上がってきています。ケース会議の意見も上がってきています。それに対してケース会議を開いています。ケース会議の専門委員、校長もその中に入っています。その中で必ずしも必要だという意見は上がってきていません。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） 入学式や交通整備をしているときに私も生徒の様子を見ます。子供たちが車から降りたりとかおはようございますと挨拶して、ほら、あんたたち端っこ歩いていきなさいよとかという会話をしながら子供たちの様子を見ながら、あとは部活の夜練だったりということで子供と関わる人が多いです。それを見ていますと、やはり先生が付きっきりになってそこにも支援員がいて、しかしながら、問題を抱えている子供たちが七中に限らず向洋中でもあるということは聞いています。小学校は通級学級があると、でもそれが十分なのかどうかは私も分かりません。実際に学校に行かれている子供とお話されているとさっきおっしゃっていたので、それを踏まえて、何とかしなければいけない。この子供たちが普通学級にいて、どこを自分が勉強しているのか。もう教室に座っていて迷子状態になっている。それをケース会議をやっています、はい、皆さんで話しています。現場の意見は聞いているとは思いますが、でも、どうなんでしょうね、その生徒だけじゃなくて周りの生徒にも影響というのは少なからずあると思います。先生も疲弊して具合悪くなったりします。それを思っ通級やりたいけれども、国からの予算があるからあてがえられないと。そのままいいんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 特別支援を要する児童生徒は、ここ10年間で2倍になっています。それに対して、配当教員あるいはその支援員に当たる人数は横ばいか下がっています。それはもうあまりにも特別支援を要する子供が多過ぎて、今、直美議員おっしゃるとおり、個に応じた本当に理想的な教育ができればそれにこしたことはない。そうするとこれは1校に何十人というレベルになってきます。もちろん国も県も町もそれに当たる財政はないというところで、と

っても必要な子供という判断から支援員を配置しているところです。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） それでは支援員を配置していると、足りていると思っているのかどうかは今の答弁ではちょっと私も理解できなかったんですけども。なかなか支援員を配置できないのであれば、今、昔のように私が学校に通っていたときのように、中学校の先生がいつでも職員室にいるという状況じゃないんです。事務員の方が1人職員室にいらっしゃったり、養護教諭が1人職員室にいて電話対応したりいろんな対応したり、先生たちみんなはけちゃうんですね。そういったときに教員免許がなくても先生たちのお手伝いをして、コピーをしたり電話対応をしたりというこのスクールサポートスタッフというシステムがそういったことがあるとは思うんですけども、そういったことも支援員が見つからないのであれば、先生方をサポートする意味でもそういったものを活用するというか雇うというのか、補助金を使うというのかそういうことは考えていらっしゃらないんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの質問についてお答えします。

ただいまスクールサポートスタッフについては1名ずつの小学校1名、中学校1名ということで配置してその補助金を活用しております。現段階では1名ずつというところで考えて進めております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） 1名いるということで、それではなかなかその支援員が見つからないというのであればそういった方々を入れて先生方の負担を減らしたり、そういった方々、子供とお話しするということは教員免許なくてもできますよね。おはようとかどうしたのとか、そういったこととお話しできると思うんですよ。やはり人生いろんな経験積んだ人のほうが、先生はずっとやはり先生と呼ばれていますので、なかなかやはり経験値が違ったりします。そういった方のヘルプも積極的に使ってみたらいいんじゃないかなと思います。1名だけではなくいろんな状況の中で働いている方、今いらっしゃると思うんですよ。そここのところいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 最後になります。教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） その部分につきましては、現段階ではやはり1名となるところですが、あと補助のまた内容が情報として来年度に向けて来ると思いますので、そこについて

はちょっと考えたいなとは思いますが。（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ここで、暫時休憩いたします。午後4時5分再開いたします。

午後3時55分 休憩

午後4時05分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、2番鈴木 篤議員の質問を許可いたします。鈴木 篤議員、発言席に御登壇願います。

〔2番 鈴木 篤君 登壇〕

○2番（鈴木 篤君） ただいま議長より許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。失礼しました、2番鈴木 篤でございます。なお、今回の質問なんですが、教育民生常任委員会で所管している事項について、大枠2点質問させていただきます。

まず大枠の1点目、GIGAスクール構想の進捗について。2019年度から5年間の想定で開始されたGIGAスクール構想も第2期に入り、様々な課題が指摘されているところかと思えます。また、子育て世代の流入の側面からも、教育環境の整備は本町が抱える喫緊の課題だと考えます。

そこで、本町のGIGAスクール構想の進捗状況について、以下の4点をお伺いいたします。

①小学校では、一、二年生に1人1台の端末が配付されず、1台を数名で使い回すケースもあると伺っております。教育委員会として現状を把握されているのか。されているのであれば、課題と今後の対策についてお伺いいたします。

②番、高速ネットワークの整備が進んでおらず、端末を有効に使い切れていないと伺っております。現状を把握しているのか。しているのであれば、課題と今後の対策についてお伺いいたします。

③番、教職員の分も含め、使用している端末の定期的な買換えが必要不可欠かと思いますが、今後のスケジュールについてお伺いいたします。

④番、GIGAスクール構想では4校に1人のICT支援員配置とありますが、町内の配置状況がどうなっているのかお伺いいたします。

大枠の2点目、教科書改訂に伴う教育現場の対応について。来年度は4年に1度の教科書改訂の年度に当たるかと思えます。大幅な改定はなかったと思うんですが、いずれにせよ教科書等を買換えかと思えますので、そこで以下の2点お伺いいたします。

教員の負担を減らすだけでなく、教育の質を向上、平均化させるため、デジタル教科書など

指導用のツールを充実させる考えはどのようにお考えかお尋ねいたします。

②番、近年では優れたアプリが数多く存在しております。限られた人的リソースを有効活用するためにも、アプリで解決できる部分は解決すべきではないかと考えますが、他市町村を参考に有料アプリを導入するお考えはないのかお伺いいたします。

以上になります。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、G I G Aスクール構想の進捗について。第2問、教科書改訂に伴う教育現場の対応についてを回答を求めます。須藤教育長、御登壇願います。

〔教育長 須藤 清君 登壇〕

○教育長（須藤 清君） 2番、鈴木 篤議員の1問目の御質問、G I G Aスクール構想の進捗についてお答えいたします。

1点目、小学校一、二年生の端末利用の現状把握、課題と今後の対策はについてお答えいたします。タブレット端末について、小学校一、二年生では、クラス単位やグループ単位で使用しております。小学校3年生からタブレット端末1人1台で使用しております。令和7年度からは1人1台配付の予定であります。

次に、2点目の御質問、高速ネットワークの整備についての現状把握、課題と今後の対策はについてお答えします。令和3年度当初は、画像等が固まってしまうなど各学校から報告がありました。保守業者などと問題解決に向けた協議を行い、町内で提供されている最大回線、当時の提供できる最大の速度で運用しております。現在、学校からつながりにくいなどの問題が発生しているという報告は来ておりません。

次に、3点目の御質問、教職員の分も含め使用している端末の定期的な買換えが必要不可欠だが、今後のスケジュールはについてお答えします。議員御質問のとおり、端末の定期的な買換えは必要です。各種端末の更新を進めるに当たり、国においても学習用コンピューターの整備、更新について、補助金交付要綱等を整備しておりますので、しっかり確認しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の御質問、G I G Aスクール構想では4校に1人のI C T支援員を配置とあるが、町内の配置状況はについてお答えします。I C T支援員については配置しておりません。I C T支援員の主な業務内容については、日常的な教員のI C T活用の支援を行うとして事業計画の作成支援や研修支援などがあります。ただ本町では、I C T導入当時、各学校で月最低1回は事例研究会をして発表し、議論を重ねる実践重視の手法を当時から選択しており、現在でもI C T支援員の活用ではなく、実践ベースの積み重ねによって行っているところです。

続いて、2問目の御質問、教科書改訂に伴う教育現場の対応についてお答えします。

1点目、教員の負担を減らすだけでなく、教育の質を向上、平均化させるため、デジタル教科書など指導用ツールを充実させる考えは。

2点目、限られた人的リソースを有効活用するためにも、アプリで解決できる部分は解決すべきだと考える。他市町村を参考に有料アプリを導入する考えはについて、理由が共通しますので併せてお答えします。

1点目について、デジタル教科書などの指導用ツールの活用を拙速に進める考えはありません。

2点目の有料アプリについても、現時点では導入の考えはありません。理由は、ICTを活用した学習効果のエビデンスが明らかになってきたことです。文部科学省が教育政策策定の参考としているOECDの世界学習到達度調査、いわゆるPISA調査ですけれども、において、2010年代からICT教育を先進的に進めてきた72か国24地域の約54万人の児童生徒の分析結果がまとめられ、公表されています。

その結果、3つのエビデンスが指摘されています。

1、ICT活用は読解や数学、理科において学習成績の向上に影響がないこと。

2、ICTを授業であまり使わない国では、ICTを平均的に使う国よりも読解力は向上している。

3、学校にコンピューターの数が多い国ほど数学の学習成績が下がるの3つにまとめられています。

この分析結果の底辺に流れている考え方は、児童生徒が自分の頭で考えることをやめてしまう傾向が顕著になっているということです。学びの主体者ではなく情報の取得者になってしまうということです。我が国でもGIGAスクール構想開始後、学校現場から同様の報告が出始めており、有効な活用の方法とは一体どのレベル、どれぐらい、何時間、そういうレベルでの議論が始まっています。よって、本町の児童生徒の実態を踏まえた上でデジタル教科書や学習アプリの活用については、今後慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上、鈴木 篤議員の一般質問の回答とさせていただきます。

〔教育長 須藤 清君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） それでは、1点目から再質問をさせていただきます。

まず大枠1点目の①番のところなんですけど、先ほどの御答弁で令和7年度から1人1台でい

きますと。現時点では、私が聞いていたとおり一、二年生はグループ単位で利用しているということだったんですが、これは今年まで1人1台回っていなかったのはなぜなのでしょう。ちなみに令和5年7月に出されている文部科学省の資料がネットで検索できたので、それをちょっと見たんですが、1人1台端末が配付されているのが1,810自体、2自治体のみは全部配置されているというデータが載っていたんですけど、これはどう捉えればよろしいですか。少なくとも七ヶ浜はそうじゃなかったのに載っていないのはなぜなのでしょう。お尋ねします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの質問についてお答えいたします。

当時の整備状況なんですけれども、パソコン教室のパソコンも含めまして、震災のときに頂いたタブレット等、あと24時間テレビからもいただいているわけなんですけれども、そういったところを合わせてパソコン教室のも合わせまして1人1台にはなっております。それで、答えの中でお話ししたのは、第1期のGIGAスクールで整えた台数があるんですが、それがタブレットのiPadの第8世代の部分になるんですけれども、それについては来年度から1人1台回ることになるというところでございます。なので、整備当時は1人1台ということでは回っております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） ちょっと何か釈然としない感じはあるんですが、過去のことを掘り出してここで議論しても仕方がないと思うので、ここに関しては来年度から1人1台確実にパソコン云々とかそういうことではなくて、ちゃんと1人1台、ほかの市町村と同じような状況でしっかりしたものが配備完了するという捉え方でよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） そのとおりでございます。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） かしこまりました。①番に関しては承知いたしました。

では続いて、②番のところ再質問させていただきます。高速ネットワークの整備というところに関する質問なんですけど、先ほどの答弁で最大速度でやられているということだったんですが、先日の意見交換会で実際聞いた話として、ちょっとどなたからというのはちょっとあれなので伏せますけれども、教員の方、現場の方から聞いた話として固まると、授業中に使っても

固まるから授業が進まなくなって怖いので大事な授業のときは使えないと、使わないのではなくというお話を実際耳にしたんですが、そういった話というのは、教育総務課なり教育委員会のほうには届いていないということになるのでしょうか。お尋ねします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまのお話なんですけれども、私も学校に現状を確認させていただいて、そういった話は聞けませんでした。学校でICTの推進員の先生がいるわけなんですけど、その先生に聞いたところ、そういった使い勝手が悪いとかそういった事象は日常的に起きているかというのは、そういう話はありませんでした。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） ちょっとすみません、言い回しがちょっと難しいんですが、大変失礼ながらチェックの仕方が甘いのかなど。恐らくなんですけれども、私も自営業で会社やっているものですから、もう立場的にどうしても講師の先生方よりも上に立ってしまうので、問題ないのかと聞いたときに率直に言ってくれる人はなかなか少なくて、であれば、実際に生徒さんたちが使われている端末を使って、その推進員の方なり教育委員会の方なりが子供たちと全く同じ状況で子供たちと同じように使ってみると、それでもってスムーズにちゃんとその端末動いているのかというのを確認すべきかなど。ちなみに私の知っている生徒のほう、お付き合いのある方のお子さんとかそういった方にお聞きすると、端末とにかくぐるぐるするよと、ぐるぐるは何だという話になるんですよね。私、最初、端末が画面がぐるぐる回るのかなど思いまして、それは使い方が悪いよ、こうするとロックされてぐるぐるなんないんだよとお話ししたら、そうじゃないと、ぐるぐる回って機械が動かないというのを聞いたのが今年の5月です。そのような状況は確かにあると思うんですけれども、その辺りいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの質問についてお答えいたします。

まず再度学校に聞きまして、そういったところ状況を確認いたします。ただ、今現在ネットワーク環境なんですけれども、今想定している最大の状況でやってございますので、まずはそれを確認して、更新時期にそういったところが必要であれば、そういったところも考えていくというようなことで行っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 最大速度の捉え方がちょっとどうなのかなというのは、ここで言うことではないのかもしれないんですけども、私再三申し上げている、学習塾経営してまして、同時に40人生徒を入れて全員が端末を使って動画解説を見ると、全くぐるぐるしませんというネットワークを会社のほうで準備して使っております。ということは、うちの使っているシステムが最大速度のものではないと思うので、そんなに高いものを使っているわけではないので、そのレベルでぐるぐるするということが最大速度ではないと思うんですけども、その辺りいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの質問についてお答えいたします。

ちょっと細かいお話をしますと、今、校舎内は10ギガバイトでやっております。それで、学校から役場を介していくわけなんですけれども、そのところの何というんですか、最大スピードが今マックスでこの部分が1ギガが会社のほうでというか設定できる最大となっていて、そのところは確認はしております。もしかしたら、その提供が今1ギガ最大だというような情報でありますので、その部分を会社のほうでまたアップできるということであれば、またそのとき考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） ちょっとこだわるようなんですけども、とにかく学校の先生方一生懸命やられていて、多分こういう授業をしたいとかと理想にされている授業がある中で、やはり今タブレット端末とか使った授業というのが主流になっていると思いますので、そういったイメージしているものがハードの部分でできないのはどうしても教職員の方のモチベーション低下とかということにもつながるかと思えますので、早急に対応すべきだと思います。

ちょっと再質問のところが飛ぶかもしれないんですが、そういった意味でこのICT支援員、要は最大速度がどのくらいだというのが、ちょっと失礼な表現になるかもしれないんですけども、教育現場でのネット環境の最大速度と民間のばちばち仕事やられている会社さんの最大速度ではもう天と地ほど差があるかと思えますので、このやはり精通したICTの支援員とかというのも必要だと思うんですけども、その辺りはどなたが最大速度とかというのを判断されているんでしょうか。再度お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 経済産業省です。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 経済産業省の方が現場に来られて判断されているということなのか、経済産業省でこのギガ数以上を使いなさいという指導があるのかどちらか、重ねてお尋ねいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） これは文科省とももちろん協議するわけですが、推奨の速度ですね。推奨の速度どれぐらいかということについては、もうどんどん更新されますから、そのときそのときです。これについての国が全部財源を持つのか。絶対持ちません。そのスピードについていくことは、各自治体にとっては本当に至難の業だと私は思っています。

○議長（安倍敏彦君） もう1回質問したほうが……。回答いいですか。ではもう1回どうぞ。

○2番（鈴木 篤君） 様々な縛りとかある中でというのはすごく理解はできなくはないんですが、ちょっと伺った話だと15人とかでぐるぐる固まるレベルということを伺っていましたので、もちろん経済産業省とか推奨されているのはあるんでしょうけれども、現場の先生たちが使えないという判断しているものを、国が推奨しているからこれで行きなさいというのはちょっと横暴というか横柄というか、現場に対応できていないと思うんですけれども、その辺り。

あと財源に関しては先ほど直美議員も御指摘されていましたが、教育振興基金でしたかね、というものはまさしくこういうときに使うお金だと思うんですけれども、こういうときに使わないのであればいつ使うんですかということになっちゃうと思うんですけれども、財源に関してはその辺りは使えないんでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 総務課長というかデジタル推進室として、ちょっと御回答させていただきたいと思います。

篤議員質問されている件につきましては、ごもっともな内容だと思います。私もこちらのシステムのところから離れて5年になりますので、今学校の現状どのようになっているのかまではちょっと把握していないところが多々ありますので、ぜひこの機会にまずネットワーク、何がトラフィックの原因になっているのか、何が回線遅延を起こしているのかというところで一旦現場含めて検証させていただきたいなというところであります。検証の結果、機材とネットワークに問題があるのか、それとも運用に問題があるのかということで、切り分けてその辺問題を整理して解決させていきたいと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） ぜひそうしていただきたいと思います。ちなみにデジタル推進室さんのほうで、何か七ヶ浜のホームページとか見たら船井総研さんと提携されているというのを確認したんですけれども、船井総研さんだと学習塾部門のコンサル事業とかも大幅に日本最大でやられているので、そういった現場に詳しい方とかのお力も借りてやられるといいのかなと個人的に思うんですけれども、その辺りいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） ありがとうございます。確かに船井総研提携しておりますので、当然我々の力で足りないところは民間の力も借りながら、一番ベストな提案をしてもらえればなと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 今のところに付随してなんですけれども、職員室の環境もやはり教室と同じようなネット回線使われているということでしょうか。意見交換会で伺ったのが、学校で回線のトラブルがあったと。会議か何かに参加されるときに固まって動かないと。その対応に1日近くかかったとか。それこそ人的リソースどうなっているんだということになるかと思うんですが、その辺りは学校で何かネット環境に不具合出た場合、フォローする体制というのは何かあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの質問についてお答えいたします。

そちらにつきましては、委託業者と連携取りながら対応に当たっております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 委託業者さんというのは、メンテナンス込みで契約されているという認識でよろしいでしょうか。じゃないと、問題あったときに電話しても来てもらえないと思うんですけれども。お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） その部分の対応につきましては、ソフトが入っておりますので、ソフトの部分で不具合なのかどうなのかというところを見てもらっているということでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） そうなった場合に、その連絡先のスキームとかはちゃんと組まれているんでしょうか。教育総務課さんに学校から電話して、学校側から業者さんに電話するのか、それとも学校側から直接電話して、業者さんなりに来てもらって回線の不具合とかを確認してもらえるものなのかどうか。このこだわっているのが、とにかく現場の先生たちが余計なといいますが、本来教職員がやるべきじゃないところに人的リソース取られるのは、七ヶ浜の教育という観点で見ると、物すごい損害だと思うんですよね。だからその辺りちょっとしつこいようなんですけれども確認いたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの質問についてお答えいたします。

基本的にはというか学校から何かあればもちろんうちに来て、うちが窓口となっているいろいろなやり取りをさせていただいております。この間もちょっとした不具合がありまして、うちとしまして業者にしっかり対応するようにということで伝えており、いろんな部分で業者とはそういうやり取りをしながら、トラブルも迅速に解消してもらいたいというようなところはこちらからもお話ししているところでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） それでは次の再質問に進ませていただきます。

③番目のところの端末の買換えというところなんです、これ教職員の方が使われている端末とかも何か大分古いというような、私も議員用のタブレットを支給されまして iPad のペンで書いているんですけれども、そのペンが反応しないレベルのバージョンのもの使われていると聞いたんですけれども、そうすると端末持っている意味がないということになりかねない。そして、生徒たちが使っているものもバージョンが古く、例えば有料アプリはないというお話でしたが、そういったものにも対応できなくなると問題生じるのかなと思うんですけれども、まずもってどのぐらいの数の端末が古いものなのか。交換必要な時期に来ているのかとかといったところを教育総務課さんで把握されているのか、まずお尋ねいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） 端末の状況については把握しております。iPad のバージョン5と、あと iPad のバージョンの第8世代という部分なんですけれども、それが混在しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 把握されているのであれば、なぜ買換えをされないのか不思議に思うんですが、再度お尋ねいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの質問についてお答えいたします。

今、実際の児童生徒に行き渡っているストレスのない第8世代の部分の端末なんですけれども、そちらについては令和6年の8月1日現在、児童生徒数が1,166人いるわけなんですけど、第8世代の部分のタブレットにつきましては、通常頻繁に使っている部分、それについては、今当時整備したのが1,136台でございます。今、第8世代については30台が不足しているというところ、令和7年度はそれが解消されるというところでございます。それで、第5世代の部分については教師中心に使っているというところ、児童生徒にはほぼほぼ第8世代のほうで使っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） この混在しているというところも非常に問題かなと思ひまして、なぜかといいますと、例えばなんですけれども、中学生にタブレット端末が配付されていますと。A君のやつは最新ですごく高機能で動く、B君のは古いから動かないとなると、いじめ問題にはならないと思うんですけれども、不公平が生まれると思うんですけれども。なので、第何世代を配付しているというのを把握されているのであれば、計画的に何年度は何台入替えというふうに計画的に進めるべきだと思うんですけれども、その辺りいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） まずは来年度には1人1台になると。あと一、二年生についての使い方なんですけれども、小学校一、二年生の使い方は、アサガオの観察だったりとかそういったグループ（「ちょっとすみません、声が低すぎてちょっと分からない」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） もうちょっとマイク近づけて。

○教育総務課長（稲妻和久君） 失礼しました。もう一度説明させていただきます。

一、二年生の使用につきましては、グループでそういった形でアサガオの観察だったりとかヒマワリの観察だったりというところで、写真を主に使っているというところなので、十分使えているのかなという認識ではございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 時間の残りもありますので、次の再質問に移らせていただきます。

④番のところのICT支援員のところなんですけど、これ先ほどもちらっと触れたところではあるんですけど、今のお話伺ってもどう考えても各学校に1人とは言わず町内で1人はICT支援員のような専門家、要は教育者ではなくICTを専用にした民間の方なりの知見が必要不可欠だと思うんですが、改めて配置するお考えはないのかお尋ねいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） 現時点では配置する予定はございません。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） なぜ配置する予定がないのか重ねてお尋ねいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） そちらにつきましては、現時点でというところで回答をさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 回答になっていないよ。

○教育総務課長（稲妻和久君） 失礼しました。教育長答弁にもあったように、まずICTの支援員の部分は、使い方だったりそういった研修だったりというところがICTの支援員の主な役割の部分となっております、そういう技術的なところというのは当時うたわれていないようございまして。そういったことから、現時点では配置する予定はございませんということでございます。

以上です

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） かしこまりました。ICT支援員の仕事内容の認識が私がちょっと甘かったのかな。私がお伝えしたかったのは、ICT支援という呼び名でもなくともそういった役職なりが必要なのかなと、デジタル推進室の方が担当されるのかどうかは分かりませんが、必要不可欠だと思うんですけれども。要は、実践的なところに関しては教職員の中とかで研修できると思うんですけれども、そもそもそれへの前の問題、導入の問題とかネットワーク環境の整備とかということに関しては実践ベースの研修とかという話ではなくなると思うので、その辺りの必要性というのをお考えかどうか再度お尋ねいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） 体制整備につきましては、町内であれば先ほどデジタル推進室長がお話したように、分からない部分は聞きながら。ただ、実際の学校でネットワーク関係につきましては、業者関係と先ほどお話ししたとおり、連携、連絡を密にしながらしっかり言うべきところは言わせていただいて、学校教育に支障がないように行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 改めまして、予算的な部分もあるかと思しますので、町長にお尋ねいたします。今のくんだり、改めて配置するお考え、町としてあるのかないのか。必要性を感じているのかいないのかお尋ねいたします。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 今話を聞いておりまして、同じスペックのものでないということなんです。その状況とか通信環境とかそういったものもまずは現在の状況を調べて、やはり同じようなスペックの下での対応というのは必要だと思いますので、その辺は状況を見てからしっかりと対応させていただきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） その状況を確認する方がICTに精通していないと、必要かどうかというのが分からないので、まずは調べる段階で民間の方なりを起用するといいますか、お願いするお考えはないのかお尋ねいたします。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） まずはその通信環境に詳しい人間を見て、これは我々で対応できる話ではないと、やはり専門家なり業者さんなり入れざるを得ないというのであれば、そういった形で対応したいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 承知いたしました。では次の再質問に進ませていただきます。

大卒の2点目、教科書改訂に伴う教育現場の対応についてというところなんです。先ほどの御答弁でデジタル教科書の導入の考えはないと。その理由がエビデンスがないと受け取ったんですけども、このデジタル教科書の導入の目的というのが、子供側ではなくて教員側、例えば優れた授業をする方のユーチューブなりの動画とかというのもあつたりするので、そうい

ったところを見たりとか、あとはデジタル教科書のデジタル動画の部分を見てこういう教え方はすばらしいな、自分の授業にも取り入れようというような形での使い方というものもあるかと思うんです。あるべきだと思います。特に若い先生には。そういった角度から導入のお考えはないのか、改めてお尋ねいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 導入しないという回答をしていたわけじゃなくて、拙速に進めるつもりはないということで、今このデジタル教科書についてどういうものかということとは私も体験しています。現場でもモデルを、教科書を使って体験をしています。その中で本当に実効性のあるものであるという段階で、これ取り入れていくということになっていくと思います。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） それでは、全く否定といいますかそのつもりはないということではなく、慎重に導入は考えるべきだということかと受け取りました。その点で重ねてという形にはなるんですが、民間の立場ながら、七ヶ浜の教育に20年以上携わっている中で非常に七ヶ浜の教育問題だな、課題だなと思っているところが、先生の質が一定ではない。何々先生は上手だけれども何々先生の授業はあんまりよくないというところが非常に問題じゃないのかなと。そういった部分に関して、それこそデジタル教科書ですとか、そのアプリみたいなのを使えばある一定の平均化した事業というのが、指導というのが可能になるんじゃないのかなと考えているんですが、そういった方向性から、デジタル教科書ですとかアプリの導入というのを検討するお考えはあるのか。もちろん先ほど慎重にというお話あったんですけども、再度お尋ねいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） まず教員の指導力にばらつきがあるというのは、七ヶ浜だけではなくて全国ですよ。

次に、では力のない教員にこのデジタル教科書の活用によって力のある教員レベルの教育力を身につけさせることができるかという、それはそうにはならない。なぜかという、力のある教員は子供と自分の人間関係を深く結べる人のことなんですね。そして、学級集団をまとめる、あるいはさっき部活がありましたけれども部活の集団をまとめる。その中で人間とは何かとかそういう対話ができる。そういうクラスの子供たちは学ぶ意欲が高まっていきますから、どんどん勉強していきます。ですので、その資質のない教員にデジタル教科書を与えても、むしろ教員が混乱をするあるいは機械的な与え方をする。子供は学ぶことを体験しない。ただ

様々な刺激を体験することになる。そういうことで考えているところです。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 教育長が今御答弁いただいたとおりだと思います。しかしながら、職業柄、教員になる学習塾の教え子とかが非常に多くて、話を聞くと、授業準備とかとにかく時間がかかると、予習もしなくちゃいけない、例えば7年目、8年目の先生であれば、ある程度のスキームが分かっているのではというはあるんでしょうけれども、新人の先生とかだと教材研究とかとにかく時間がかかると。そういった中でデジタル教科書ですとかアプリというのは、非常に有効活用できるツールだと感じているんですが、経験の浅い先生にそれを与えたからいい先生にはなるということではなくて、新人の先生の負担を減らすことにより、そういった部分、別な部分、今、教育長がおっしゃったような部分に向き合う時間をつくり出すために導入するというのもあるんじゃないのかなと思うんですが、その辺りいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 実感としては大変困難だと思います。その新任の教員に指導教員がついて、例えば2人体制でクラスを持って新任にデジタル教科書を与える、あるいは指導力不足の教員にデジタル教科書を与える。でも、必ず隣には力のある者がいなければそのクラスは崩壊します。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 何か平行線になりそうなので、そこにはあまりこだわらずに前に進めようかと思うんですが、要は私がこの一般質問でお伝えしたいというのも変なんですけれども、部分的に導入だとか何かお伺いしていると、ゼロ百ではなくこの教科のこの部分、例えば分からないですけれども英単語を覚えるところだけアプリを入れるとかいう部分は本当に有効なものたくさん市場に出回っているんですね。かつほかの市町村が入れている以上、やはり生徒さん、保護者の方々、多賀城市ではこういうの入っている、塩竈市ではこういうの入っている、七ヶ浜は入っていないとなると不公平感が生まれると思いますし、また、子供たちも自分たちは遅れたところにいるんだなという認識を持つと、自分が子育てしようと思ったときに七ヶ浜で子供を産みたいと思わないですよね。自分だったらまだしも、自分の大事な子供に遅れた教育を受けさせたいとは思わないと思うので、そういった意味でも、部分的にでも導入を検討、早めにすべきだと思うんですけれども、重ねてお尋ねいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） これについても、導入しないとさっき答ええないで、現時点ですぐに導

入の考えはない、だけれども、今の鈴木 篤議員おっしゃったことがまさに今考えているところで、先ほどのOECDの結果も受けて、その中でもタブレットを使って子供の学力を下げない方法はどういう使い方があるんだろう、これが今日本の教育の大きな課題だと思っています。平成29年にGIGAスクール構想が出て、そこから本当は議論が始まるはずだったんだけど、コロナでどんと揺れてしまいました。何にも分からないうちにタブレットが現場にばんと来た。議長、ちょっとだけ長くなります。

○議長（安倍敏彦君） はい。

○教育長（須藤 清君） 先進国、ICT先進国の一番最初に世界モデルになったスウェーデンではICT教育をやめました。紙と鉛筆の教育に今戻っています。次イギリスがやめました。紙と鉛筆の教育に戻っています。特に低学年と幼児にはもうデジタル機材は与えない。そこまでこのデジタル機材、スマホ、テレビ、タブレットを含めて10歳以下の脳に与える悪影響がはっきり出てきた。スウェーデンのカロリンスカ大学の研究所にそのエビデンスがもうごっちゃり詰まっています。それから仙台医療センターの依存症外来、スマホ依存症外来の先生もいっぱいエビデンス持っていますから。そういう中で、七ヶ浜では現場サイドで慎重に扱うというのはそういう意味です。でも篤さんがおっしゃった英単語のドリルのゲーム的なものを1日5分やるとか、そういうものは今いろいろ試しているところです。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 確におっしゃることは正しいと思います。私もアプリとかで全部が解決するとは全く思えないですし、紙の勉強というのも非常に大事だなと思いますので。

最後に1点、今回その意見交換会というものに私自身委員として初めて参加させていただいて、町内の学校の先生の話を通じて直接初めてお伺いする機会に恵まれたんですけども。とにかく現場の先生方は非常に、当たり前なんですけれども頑張っているんですけど、こうやりたい、ああやりたいとたくさんある中で、なかなか予算の制約とかあってなかなか難しいというような部分も伺っていたので、ぜひともボトムアップ方式で、要は使うのは現場の方々なので、現場の方々の話、今現時点で何に困っていてどういうものが本当に必要なのかというのを意見を吸い上げていただいて、それこそプレストじゃないですけども、予算は関係せずまず意見を上げてもらう。そこから検討という形にしていかないと、現場の意見が全然反映されず、予算かけたけれども結果が出ないというようなことになりかねないのかなと思います。校長会以外に現場レベルの先生との意見交換会みたいなものは、教育総務課さんでもやられているのか、最後にお尋ねいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） むしろそういう公的な場だと教員もそれに合わせた発言をするので、毎月教育委員会が学校を回って授業を見ています。その後で教育委員さん、あと私たちも含めて授業について生々の話をします。そういう中で、もう今鈴木議員さんおっしゃったことは、私はこの立場になる前からもうずっと感じていて、全国校長会、全国教育長会、それから全国PTA連合会全ての団体が文部科学省に教員定数の2倍を20年間求めてきた。それで1回もそれが増えたことがない。そういう中で教育内容だけが aumentando。その中で教員の負担が増えている。それでも教員は子供のためにという金科玉条があるので、その単位を言われるとノーと言えない。それで今までの公立学校が回っていたということです。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） そういった現状があるのは、重々理解しているわけで、その現状を打破すべく国がどうのということが大きくなってしまいますので、せめて七ヶ浜に転勤してきた先生方にストレスができるだけ少なく、質の高い教育を気持ちよくやってもらえるように意見を吸い上げながら少しずつ改革進めていただければと思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日9月3日午前10時より再開をいたします。

御苦労さまでした。

午後4時58分 延会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和6年9月2日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和6年9月3日（火曜日）

七ヶ浜町議会定例会9月会議会議録
（第2日目）

令和6年七ヶ浜町議会定例会9月会議会議録第2号

令和6年9月3日（火曜日）

出席議員（13名）

1番	鈴木洋市君	2番	鈴木篤君
3番	佐藤信輝君	5番	鈴木博君
6番	鈴木恵子君	7番	佐藤直美君
8番	熊谷明美君	9番	佐藤壮一君
10番	遠藤喜二君	11番	岡崎正憲君
12番	歌川渡君	13番	仁田秀和君
14番	安倍敏彦君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長兼デジタル推進室長	藤井孝典君
防災対策室長	石井直紀君
企画財政課長	青木ゆかり君
税務課長	遠藤衛君
町民生活課長	宮下尚久君
まちづくり振興課長	鈴木昭史君
建設課長兼復興推進室長	鈴木英明君
国際村事務局長	我妻幸弘君
子ども未来課長	菅井明子君
健康福祉課長	関本英児君
長寿社会課長	沼倉隆弘君

会 計 管 理 者	鈴 木 正 実 君
上 下 水 道 事 業 所 長	後 藤 謙 一 君
教 育 長	須 藤 清 君
教 育 総 務 課 長	我 妻 和 久 君
生 涯 学 習 課 長	遠 藤 弘 次 君
代 表 監 査 委 員	稲 妻 敏 行 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	佐々木 祐 一 君
同 書 記	鈴 木 一 叶 君

議事日程 第2号

令和6年9月3日（火曜日） 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 4 諮問第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 議案第42号 教育委員会の委員の任命について
- 日程第 6 議案第43号 監査委員の選任について
- 日程第 7 議案第44号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第 8 議案第45号 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第46号 工事請負契約の締結について「令和6年度七ヶ浜縦断線舗装工事」
- 日程第10 議案第47号 和解について
- 日程第11 議案第48号 和解について
- 日程第12 議案第49号 和解について

- 日程第13 議案第50号 和解について
- 日程第14 議案第51号 和解について
- 日程第15 議案第52号 令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第53号 令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第54号 令和6年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第55号 令和6年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第56号 令和6年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第57号 令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第21 認定第1号 令和5年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第2号 令和5年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第3号 令和5年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第4号 令和5年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第5号 令和5年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 認定第6号 令和5年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 認定第7号 令和5年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について
- 日程第28 報告第5号 令和4年度七ヶ浜町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第29 議案第58号 令和5年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 4 諮問第 3 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 議案第 4 2 号 教育委員会の委員の任命について
- 日程第 6 議案第 4 3 号 監査委員の選任について
- 日程第 7 議案第 4 4 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第 8 議案第 4 5 号 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 4 6 号 工事請負契約の締結について「令和 6 年度七ヶ浜縦断線舗装工事」
- 日程第 1 0 議案第 4 7 号 和解について
- 日程第 1 1 議案第 4 8 号 和解について
- 日程第 1 2 議案第 4 9 号 和解について
- 日程第 1 3 議案第 5 0 号 和解について
- 日程第 1 4 議案第 5 1 号 和解について
- 日程第 1 5 議案第 5 2 号 令和 6 年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 6 議案第 5 3 号 令和 6 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 7 議案第 5 4 号 令和 6 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 8 議案第 5 5 号 令和 6 年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 9 議案第 5 6 号 令和 6 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 0 議案第 5 7 号 令和 6 年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 1 認定第 1 号 令和 5 年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 2 認定第 2 号 令和 5 年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第23 認定第 3号 令和5年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第 4号 令和5年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第 5号 令和5年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 認定第 6号 令和5年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 認定第 7号 令和5年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について
- 日程第28 報告第 5号 令和4年度七ヶ浜町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第29 議案第58号 令和5年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

午前10時00分 開会

○議長（安倍敏彦君） おはようございます。

これより令和6年七ヶ浜町議会定例会9月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安倍敏彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番佐藤直美議員、8番熊谷明美議員を指名いたします。

日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（安倍敏彦君） 日程第2、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 皆さん、おはようございます。よろしく願いいたします。

まず、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてということで、今回、人権擁護委員として推薦させていただきます原田 武さんについて説明をさせていただきます。

御提案をさせていただきました原田 武さんは、建設関係の民間企業に長年勤務され、退職後は、環境美化推進員や要害地区の区長を務められております。原田さんは、現在、人権擁護委員の2期目ですが、年間の人権相談業務をはじめ、人権擁護委員の活動として幼稚園や保育所での人権教室の開催、また、塩釜人権擁護委員協議会の常務委員会委員として活動するなど、積極的な活動に取り組んでおられる方でございます。

また、原田さんは温厚な性格で地域住民からの信頼も厚く、広く社会の実情に通じており、人権擁護委員としての活動は同僚の委員からも認められているところであり、人権擁護委員に適任と考え、再推薦するものでございます。

なお、新たな任期につきましては、令和7年1月1日からの3年間となります。

何とぞ御同意賜りますようお願いを申し上げます。

以上とさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 1点でございます。

大前提としまして、この方を否定するものではございません。その上で、この方は区長さんを務められております。地区の区長さんといいますと大変御多忙で、いろんな役割があるというところで認識しております。そういった中で、大変重要な人権擁護委員の方を2期務められているということで、これまでの評価につきましては町長がおっしゃったとおりであるというふうに思いますが、そこの区長さんとの役割という部分と人権擁護委員というところで、なかなか御本人としても御多忙になってくるのかなというところで、そういった業務については的確にこなしているものと理解しますけれども、そこの区長さんというところに御推薦に当たった、もう少し大きい根拠というのと、あと人選方法、公募であったり、ほかにもたくさん町にはふさわしい方はいらっしゃると思うんですけども、選任方法についてお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） まずは、これまでの活動状況とか地域でのそういった人的なものを伺いまして、まずは地域の中においてもいろいろと相談をされているというか、しやすい方だということ、そして地区の詳細をよく熟知しており、問題解決のための手伝いをしたりとか、法務局の方からもなかなかこの方が適任じゃないかというふうなお話もいただいておりますので、選任をさせていただいた次第でございます。

○議長（安倍敏彦君） 公募。

○町長（寺澤 薫君） 公募については、公募となると、その方が十分な識見を擁する方なのか、短時間の中で、そして人格的にもどうなのかと、信頼できる方なのかというふうなこともございまして、公募ではなくこういった、いろいろと町としてもその人の活動状況などを調べさせていただいて選任をしているということ、そして何より、やっぱり選任する以上は私の責任を持てる人柄なのかということ調査させていただいて、選んでいるところでございます。

○議長（安倍敏彦君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛

成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

本件について、原田 武さんを適任と認める旨の意見を答申しますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本件は原田 武さんを適任と認める旨の意見書を答申することに決定いたしました。

日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（安倍敏彦君） 日程第3、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、汐見台南在住の船木明子さんを今回新たに推薦するものでございます。

船木明子さんにつきましては、金融機関等に以前勤務され、退職後は、朗読サークル「きずな」や、おはなしボランティア「あゆみの会」の一員として奉仕活動をされております。船木さんは、子供たちが楽しく学校生活を送り、成長していく手助けとして奉仕活動に従事した経験を人権擁護活動に生かすことができたとお話をされております。

船木さんは温厚誠実で、長年奉仕活動に従事され、広く社会の実情に通じており、人権擁護委員に適任と考え、新たに推薦をするものでございます。

なお、任期につきましては令和7年1月1日からの3年間となります。

何とぞ御同意賜りますようお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 私、前者と同じような立場で質問させていただきます。質問は、公募による推薦ではなかったのかということで、質問させていただきます。

まず1つは、任期については来年からということではありますが、1つは、この任期に当たって、担当課として前任の委員の任期に、再任に伴う継続の意思の確認はいつ頃行ったのか伺いたいと思います。そして、及び前任者の委員の継続の意思がない、辞退をしたいという確認は

いつされたのか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） お答えいたします。

すみません、ちょっと時期までは明確に覚えていないんですが、間違いなくこちら、委員さんの継続の意向、意思、確認の上で行っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 課長、公募について。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 公募につきましても、先ほど町長答弁にも前の議案でありましたとおり、人格やその方の今までの活動等を全部把握できるような方で、町長が推薦できるという方をしたために、公募でなく選任という形を取らせていただいております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 任期的には4年間というふうに理解するものですがけれども、例えば公募による（「3年」の声あり）3年、ごめんなさい。3年ということなので、次期の継続をしたいと、しなければならぬという場合、例えば来年の1月からであれば、6月時点で確認をして継続の意思がある場合は、当然今回の9月の時点で再任用をします。そして、6月時点で継続の意思がない場合は公募を行って、そして9月の期間までに公募と、あとは一定の期間ですね、8月とか、1か月、2か月ぐらいの公募期間を設けて、そしてその上で公募がなければ一定、担当課または当局が地域の方々から推薦または指名した方々を、今回のように推薦するという考え方はできなかったのか。なぜかという、町の長期総合計画の中で一番最後のページに、みんなで作るまちづくりというのがあるんですよ。この間、前者の質問でもそうですがけれども、これまで一定の町の各種事業の要職を経た方々が、その任務を兼務しながらやっているとの方々が多々見受けられます。要するに偏っている、偏ったという言葉はちょっと失礼ですがけれども、一定の方々しか目につかない、目に入った方しか推薦していないというような傾向が見受けられかねない、捉えられかねない状況になっているのではないかなというところで、こういうことを申し上げるわけですがけれども、改めてそういう手順、先ほど日付は分からないということですがけれども、そういう流れでやれなかったのかどうか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 日付はちょっとあれなんです、前任者は大分前から今回、今期でやめたいという意向を示されておまして、何とか継続してほしいということで実は私から

もお願いをしたことがございました。なかなか引き続きということで粘ってやっていたんですが、どうしてもやりたいことがあるということ、いろいろと書のほうとかもあれな方でして、そちらのほうをぜひやりたいと、引き続き深めたいということ、さらには母親の介護とかもありまして、今回でどうしてもその時間につくれないというふうなことで、そんな方で、偏った思想のない中立的な立場でいろいろな物事を考える方々を、私なりにといたしますか、いろいろと探していただいて、今回この船木さんを推薦したいということでございます。

そういった意味で公募というのは、公募してもなかなか時間を置いたからといって、その方の方いろんな履歴は分かりますけれども、考え方とかいろんな活動状況とか、そういったことがなかなか把握が難しいということで、そういったふだんの活動の中から、幸いうちの町、意外と顔の見える関係といたしますか、ふだんの日常の中でのいろんな活動状況分かりますものから、そういった方で、この方ならということで法務大臣に推薦する方として、そういった方を選ばせていただいたということでございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 2点ほど質問させていただきます。

1点は、そういうふうに前から今回辞退したいということを担当課のほうに話している。そして、その理由もはっきりしている。もしその人がまず継続した場合、本人の生き方に一定の変化が生じるわけですよ、行政の責任で。やっぱりそれはきちんとそうですかということで、本人の新たな歩みを保障するような行為をやっぱり当局はすべきではなかったのかということが1点です。

2点目は、新しく公募によって応募された方の人格的な、履歴は分かるけれども人格的なものがなかなか見えないというようなこともおっしゃいました。例えばですよ、極端過ぎるけれども、町の職員を採用する場合は、まず筆記試験でしょう、その次は面接でしょう、面接の中には履歴しか分からないですよ。そして履歴の中であとは面談して、その人の思いを確認して一定の採用をするわけでしょう。面談した後にその人の家庭調査とか動向とか、そういうのを調査していますか、していないでしょう。だから結局は、公募して面接して本人の意思を確認して、筆記試験でもいいですよ。そういうことをやってくれば、やっぱりその人の意識がはっきりするわけですよ。やっぱりそういう点では、今後そういうことも含めれば公募も一つの町民参加の選択になるのではないかなということを意見を申し上げて、質問を終わります。質問というか、その点はどうでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。答えられる範囲で結構です。

○町長（寺澤 薫君） あくまでも、やはりこの方ならという、私が責任を持って推薦できる方ということで、やっぱりその方を存じ上げている方、なかなか書面とかそういう部分では、短時間ではなかなかその人格的なものも計り知れないものですから、そういったことで、この方ならということで私のほうで選ばせていただいております。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

本件について、船木明子さんを適任と認める旨の意見を答申しますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本件は船木明子さんを適任と認める旨の意見を答申することに決しました。

日程第4 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（安倍敏彦君） 日程第4、諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。寺澤町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 引き続き、諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、今回は斉藤和枝さんを、汐見台3丁目在住の方でございます。斉藤和枝さんを新たに推薦するものでございます。

御提案いたしました斉藤和枝さんは、石油関係の民間会社に勤務され、退職後、NPO法人アクアゆめクラブに勤務されている方です。斉藤さんは、東日本大震災の際に仮設住宅サポートセンターの事務局として震災の被災者の不安定な暮らしを支え、日々の不安や不自由さを軽減できるよう、住民に日々寄り添う活動に取り組んでこられた方であります。また、スポーツを通して子供たちの成長と安全を見守る活動にも従事した経験があり、人権擁護活動に生かすことができると語っておられます。

齊藤さんは、多岐にわたり町民に親身に寄り添われ、広く社会の実情に通じており、人権擁護委員に適任と考え、新たに推薦するものでございます。

なお、任期につきましては令和7年1月1日からの3年間となります。

何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） ちょっと1点だけ。先ほど町長が汐見台在住ということでしたよね。ここには遠山5丁目となっているんですけれども。（「どこ」「次の方じゃない」の声あり）次のページでした。ごめんなさい。

○議長（安倍敏彦君） 質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

本件について、齊藤和枝さんを適任と認める旨の意見を答申しますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本件は齊藤和枝さんを適任と認める旨の意見を答申することに決しました。

日程第5 議案第42号 教育委員会の委員の任命について

○議長（安倍敏彦君） 日程第5、議案第42号教育委員会の委員の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、議案第42号教育委員会の委員の任命について、今回任命させていただくのは、遠山5丁目在住の齋藤絵梨香さんでございます。任期満了に伴い再任をお願いするものでございます。

今回御提案いたしました齋藤絵梨香さんにつきましては、令和4年4月1日から、前任者の残任期間を現職委員として御尽力いただいております。

齋藤さんは小学生のお子様を育てており、特に家庭教育の在り方について広い視野と見識を

持った方であります。また、PTA活動にも副会長として積極的に活動しており、担当外の仕事にも率先して関わるなど、協力的な方でございます。

齋藤さんは物腰が柔らかく、しっかり相手の話を傾聴し、相手の立場も理解した上で話ができる方で、協調性やリーダー性も兼ね備えていることから、ほかの保護者や先生方からの信頼も厚い方であります。齋藤さんの人柄、誠実さ、そして教育に対する熱意は今後も本町の教育行政に欠かせないものであり、大いに寄与していただけるものと考え、再任を提案するものであります。

なお、新たな任期につきましては令和6年10月1日からの4年間となります。

何とぞ御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 1問ございます。教育委員会のほうの、ほかの委員とのバランスを考えて委員を選出、推薦されていると思いますけれども、そのバランスを見てこの方を推薦するというので、ほかの委員とのバランスを考えての町長の考えをお伺いいたします。その方1人の人格等だけではなくてというところの質問です。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 代わって答弁いたします。

そのバランス上、齋藤委員においては、PTA活動全般から学校全体を見ているというか、七ヶ浜の教育を見ているということと、あとは委員の中での世代構成上、今、先ほど小学校のお子さんを育てていると。最も今の子供たちを間近で見る位置にいる方です。教育委員会で毎月学校訪問して授業を見えていますけれども、私が教育長になってからのほぼ1年10か月になりますけれども、齋藤さんの学校を見る目、それから教師を見る目、これについては、教員が見る目とやっぱり違う視点で、子供にとって教員の教え方はどうなのかということの意見がはっきりしています。なので、学校としても教育委員会としても、大変この意見が私たちの教育行政に資するものだなと感じているところです。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようので、質疑を終了いたします。

これより本案を採決いたします。本案に同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

日程第6 議案第43号 監査委員の選任について

○議長（安倍敏彦君） 日程第6、議案第43号監査委員の選任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 議案第43号監査委員の選任について、今回、監査委員につきまして再任を求めるものでございます。

お名前は稲妻敏行さんでございます。吉田浜細田在住でございます。

御提案いたしました稲妻敏行さんは、昭和58年から七ヶ浜町商工会の経営指導員として勤務され、町内の中小企業の経営、金融、経理などの実務指導に当たられました。平成9年からはその手腕が買われ、宮城県商工会連合会に異動され、以降、指導支援部長や総務人事部長、事務局長などを歴任され、平成30年からは専務理事として県内の中小企業の指導等に当たられております。

稲妻さんは、監査委員としての要件であります人格が高潔で識見に優れた方であり、令和2年10月から本町の代表監査委員として御尽力をいただいております。その豊かな経験から公正な監査、適正な提言をいただいているところでございます。本町の厳しい財政運営が強いられる今、稲妻さんはまさに適任であり、このたび再任について提案するものであります。

なお、新たな任期につきましては令和6年10月1日からの4年間となります。

何とぞ御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより本案を採決いたします。本案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

日程第7 議案第44号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（安倍敏彦君） 日程第7、議案第44号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

[町長 寺澤 薫君 登壇]

○町長（寺澤 薫君） 議案第44号固定資産評価審査委員の選任について、新たに赤間長一さん、吉田浜在住の方を新たに選任するものでございます。

提案いたしました赤間長一さんは、昭和50年4月から平成29年3月まで七ヶ浜町役場に勤務され、総務課長や教育総務課長を歴任されている方であります。特に税務課においては、固定資産税や住民税を担当するなど税に関する知識も豊富であり、その経験から固定資産評価に対する知識を有する方であります。また、現在は吉田浜地区区長として活躍されるなど、人格識見にも優れておりますので、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考え、提案するものであります。

なお、任期につきましては令和6年10月1日からの3年間となります。

何とぞ御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1点のみです。諮問第2号と同じです。公募よっての推薦ではなかったのかについて伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） やはり固定資産、それぞれ住民の財産と申しますか、そういったものをしっかりと把握する方でないという問題がありますので、そういったこれまでの経験等、あとはそういった識見に優れているという観点で、今回選任をさせていただいた次第でございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 私も塩竈の民間の医療機関で長年経理をやっていた人間であります。町内にも、そういう企業の中で経理総務等々も含めた、それなりに税務または経営的に経験の豊富な方、多々いるのではないかなというふうに思います。そういう点の一つ。

あと2点は、冒頭の諮問の中でも言いました、元町役場職員、そして行政区長という形で、やはりいろんな、多々業務が多忙な方々を新たに任命することよりも、冒頭に言った町長期総合計画の中での住民参加型のまちづくりという立場からもすべきではなかったのかなということで、改めて答えを求めるものであります。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 歌川議員の御質問につきましてお答えいたします。

御指摘のとおりのところはございますが、今回、赤間長一さんを選任するに当たりましては、

先ほど町長答弁にもございましたとおり、固定資產業務、税業務の明るい知識を持っていると。特に税業務の中でも固定資産につきましては、昔から土地として歴史や経緯がございます。その中を、業務等々でその経緯なり土地の成り立ちなりを熟知しているというのは、評価上非常に重要なことであるという考えから、選任に至りましたということになります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） セケ浜特有のそういう状況の中で固定資産税なのか、本来の固定資産税というのは重量税とか土地の区画の面積とか、そういう土地、地域によってとか、セケ浜の地形とか、そういうものが一定関係するということで、今の話だと理解してよろしいんでしょうか。ほかの自治体との固定資産税を算出するにあつて地形的なもの、あとは要するに地域性ですね、そういうことによって固定資産の算出の仕方が変わるということで、セケ浜は特殊性があるということで理解していいんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 恐れ入ります、説明がちょっと足りなかったようで。特殊性があるということではなく、どの市町村も固定資産評価に関しましては同じことをやっております。ただ、そのような視点の持っている方も必要ということで、あとほかの委員さん、税務税理士とかも入っていますので、全体的な協議の場にはなりますが、そのような知識を持っている方も今回選任したということになります。（「言い訳は分かりました」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） 歌川議員も質問されていますけれども、区長さんをやられているということでこちらも兼任となります。地区が吉田浜ということになります。セケ浜はほかの地区もでございます。固定資産ということで、いろいろな地区、町内全域を見なければいけないというところで、その地区の区長さんというところがちょっと引かかるというか、何か障害ではないですけども、そういったところでやっぱり、前者おっしゃっていますけれども、やはりフラットな目で見てまずは公募をして、そういった見識を持った方、詳しい方町内にいらっしゃると思いますので、そういった今までやらなかった理由は述べられているので、理解はできないんですけども理解はする、何でしょう、説明を受けたので、それはしっかりと理解しなければいけないなと思うんですが、やはり公募をして、それでも誰もいなかったら推薦をしてということは、なぜセケ浜はやはりやっていないのか。ほかの市町村だと公募をやられているの

で、そののところ、これだけではなくてほかのものもなんですけれども、そういったところでのようにお考えなのか。区長との兼任というところでお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） まさにバランスでございます。税理士の方、以前税務署に勤められた方が、固定資産税評価委員3人いらっしゃいまして、税務署に勤められた方でいろんなところを回られた方、経験の豊富な方、さらには他市町で税務に携わっていた、行政に携わってやっておられた方、さらにそして今回は、これまでの町の固定資産税の経過とか、あとはその所有者とか、いろんな部分でやっぱりその地域特性というのがありますので、そういった方ということで、今回は町のことをよく熟知している方ということで、まさにバランスのいい構成だと私は思っています、区長はやられていますけれども、逆に改めてその地域のことを、人を知っておられる方なので、ほかの方とまた違った視点でこれまでの経過とかいろんな町の事務的な処理とか、そういったことも分かる方だと思いますので、私は適任だと思っています。それで公募はしていないということです。（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより本案を採決いたします。本案に同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

日程第8 議案第45号 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第8、議案第45号個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） それでは御説明いたします。議案第45号個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は7ページをお開きください。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表に基づき御説明したいと思います。

議案参考資料8ページを御覧ください。

まず第1条は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正となります。

同条例第3条第1項第2号につきましては「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改めたものとなります。

第4条では「別表第1」を「別表」に改めたものになります。

続きまして、9ページをお開きください。

第2条では、七ヶ浜町国民健康保険条例の一部改正となります。

同条例第14条においては、健康保険証の廃止に伴い改めるものとなります。

続きまして、10ページをお開きください。

第3条第1号では、七ヶ浜町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正になります。

同条例第7条においては、先ほどと同じく、健康保険証の廃止に伴い改めるものとなります。

次に、11ページをお開きください。

第3条2号では、七ヶ浜町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正になります。

同条例第7条において、先ほどと同じく、健康保険証の廃止に伴い改めるものとなります。

続きまして、12ページになります。

第3条第3号では、七ヶ浜町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正になります。

同条例第7条においては、健康保険証の廃止に伴い改めるものとなります。

議案書は8ページにお戻りいただければと思います。

下段寄りになりますが、附則第1条により、施行期日は、第1条、公布の日から。第2条及び第3条は、令和6年12月2日から適用となります。

附則第2条では、七ヶ浜町国民健康保険条例の一部改正に伴う経過措置で、罰則の適用についてのものとなります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第46号 工事請負契約の締結について「令和6年度七ヶ浜縦断線舗装工事」

○議長（安倍敏彦君） 日程第9、議案第46号工事請負契約の締結について「令和6年度七ヶ浜縦断線舗装工事」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 議案第46号工事請負契約の締結について説明いたします。

議案書9ページをお開きください。

本契約の工事名は、令和6年度一般会計当初予算で措置しておりました、令和6年度七ヶ浜縦断線舗装工事であります。

契約の方法は、一般競争入札によるものです。

契約の金額は、4,730万円で、うち消費税が430万円となっております。

契約の相手方は、東北ニチレキ工事株式会社で、現在、仮契約を締結しているところでございます。

工期につきましては、令和7年2月28日までとなっております。

なお、参考までですが、今回の入札の申込みは5者でありましたが、うち1者は最終的に辞退となっており、落札率は69%でありました。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木 篤君） 質問のほうは1点でございます。

落札率が69%とかなり低いように思いますが、事業実施への影響など、町としての評価についてお伺いいたします。全員協議会のほうでも説明はあったと思うんですが、改めて評価をお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） こちらは入札書と一緒に積算内訳書も提出をいただいております、その積算内訳書と併せて積算のほうも比較して、内容は確認しているところです。事業

者のほうで、入札に当たって現場管理費や一般管理費の部分で差があったというところは確認しております。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○2番（鈴木 篤君） そうしますと、当初予定していたのと同じ質といいますか、クオリティーで工事はしっかり完了できるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 大丈夫と考えております。（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 1点のみ。町内の業者の入札参加というのはなかったのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 町内の事業者からは、参加の申請はございませんでした。

○議長（安倍敏彦君） 以上でいいですか。ほかに質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 落札率が69%……（「何問でしょうか」の声あり）1点です。

落札率が69%という話でした。その理由については、現場の管理費の減少というような説明でありました。要するに今、働き方の問題で、あとは人件費の抑制とか、そういうのが多々懸念されるわけですけれども、本来あるべき現場の管理費というのが具体的にどういうものなのか、人件費なのか、あとは所有機材の保有率が高かったとか、どういう、現場管理費の減少というのは具体的にどういうものなのか、説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 現場管理費等につきましては、主に職員の人件費、あとは共通仮設費等につきましては、現場事務所の安全費だったり役務費、営繕管理費等になっております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 要するに、今人件費の減少と言いましたけれども、町の職員の時給、または日給等々の関わりで、そこで働く労働者の時給、月給、時間給、日給との関わりでは大差なかったということでの判断ということでの理解していいのかどうか。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 積算上は標準資料に基づいて積算しておりますが、業者さんのほうが入札する際に、この差額がちょっとあった金額で入札をされたということでございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） ということになると、町が本来人件費等々として積算した金額より少ないということは、今のそこで働く労働者の賃金の、何だろう、搾取ではないけれども、働き方に問題がある業者だということで当局は理解しなかったのか、その点を伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） こちらの事業所につきましては、令和元年度も当町の工事を請け負ってまして、その際も丁寧に工事のほうは施工していただいておりますので、そういうことはないと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 終わりです。ほかに質疑ありませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 指名委員会のほうで十分に審議をされていると思うんですけども、先ほど令和元年度の実績があるということでございましたので、回答できる範囲で構いませんので、これまでの公共事業の実績について伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 令和元年度につきましては、七ヶ浜縦断線の舗装工事を請け負ってまして、そのときは3,280万で受注をしております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 特にこの事業者さんを否定するものではございません。その上で前者の質問にもございましたが、町内事業者の入札がないというところで、この業者さんに関しましては実績もあるということで、一定の評価を受けられているのかなというところは理解します。その上で、町内事業者にできる限り、経済効果であったりを考えますと、やはりそういったところも十分に加味する必要があったと思いますので、指名入札であったりそういったところに至らずに、こういった契約の方法を取った経緯について伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私のほうから指名委員会の長として回答申し上げたいと思います。指名する場合、あるいは発注する場合には、規模によって、どこまでだったら耐え得るだろうかという、そういったものを評価してございます。その評価の中で、どうしても繰上げとかなんとかということで地元業者を入れることができるかどうかを検討しますが、今回はそこまで、2つもまたいでとか、そういった形にはなかなかいかなかったものですから、この規模ですと、やはり一般公募というのがごく自然だと思いますので、そういう発注をさせていただいたということでございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 副町長おっしゃるとおりだと思っんですけども、その手法としては、例えばそうやって2つに分けてだったりとかという手法は十分に考えられるので、そういったところも考えながら、地元業者に寄り添う形も必要だったと思っんですけども、改めてもう一度、お願いします。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 工事の工区を決めたりする場合には、決してやっていけないことが工区を細かく切るということ、これは国のほうからも、それから国の監査の関係からも、まるっきりやって駄目だということではないんですけども、やらないようにという指導を受けていますので、できるだけ地元発注ということは考えておりますので、今後も地元発注を意の中に置いて指名委員会を開かせていただきたいと思いますので、十分議員さんのおっしゃることは理解しておりますので、そのような方向で考えていきたいというふうに思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第47号 和解について

○議長（安倍敏彦君） 日程第10、議案第47号和解についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） それでは、議案第47号和解について説明いたします。

議案書10ページを御覧ください。

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、令和2年度から令和4年度までに締結した七ヶ浜町養育支援家庭訪問事業業務委託において、消費税額の過払いが判明したことに係る和解

をすることについて、議会の議決を求めるものです。

和解の相手方は、宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台7丁目8番地153、社会福祉法人七ヶ浜町社会福祉協議会、会長大町睦夫氏。

和解の内容は、町に対し、返還金として4万2,829円を支払うこと。返還金に係る振込手数料は、和解の相手方の負担とすること。和解の相手方は、消費税額の過払いにより生じた損害の賠償について、一切の請求権を放棄するものとする。そのほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認することです。

以上、議案第47号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） こちらの和解の案件についてですけれども、議案第47号からこの先の和解案についても共通することではございます。福祉事業における消費税の取扱いについて、和解に至ったことは理解をいたします。しかし、このような案件は本来あってはならない事案であり、契約時に確認をすべきものでもあるとも同時に思っております。今後の再発防止策について、町としてどのような対策を講じるのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私のほうから回答申し上げたいと思います。

これをやるときにも、国のほうに確認取っているんです。ところが支所のほうで、税務署の支所のほうで回答を、大丈夫ですという回答をいただいているんです。その都度、消費税については、曖昧なものについては税務署のほうに確認したり、そういったことをやっているんですけれども、たまたまそのときには本部のほうにそれを伺いを立てずに、恐らく支部のほうだけで判断したのかと思うんですけれども、これは全国的な問題となりまして、ほとんどがまちまちだったということが後から新聞等々で分かった次第でございます。

今後こういったこと起きるのでは大変ですので、やはり確認を、税務署のほうに今後とも確認をして、なおかつ法律上もどうなのかという解説、そういったものもきちんと勉強した上で、こういったことに当たりたいなというふうに思いますので、御理解いただければと思います。（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかに御質疑ありますか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いた

します。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第48号 和解について

- 議長（安倍敏彦君） 日程第11、議案第48号和解についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。健康福祉課長。

- 健康福祉課長（関本英児君） それでは、議案第48号和解について御説明いたします。

議案書11ページをお開きください。

提案理由は、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、平成30年度に締結した七ヶ浜町地域生活拠点支援等事業業務委託、平成31年度から令和4年度までに締結しました七ヶ浜町地域生活支援拠点等事業業務委託及び令和2年度に締結しました七ヶ浜町地域生活支援コーディネート調整支援業務において、消費税額の未払いが判明したことに係る和解につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

和解の相手方としましては、宮城県宮城郡利府町利府字八幡崎63番1、認定NPO法人さわおとの森、代表理事齋藤純子氏であります。

和解の内容は、令和6年3月19日付で町と和解の相手方との間で締結しました合意書により、未払い分の消費税額として、令和6年3月29日に132万8,370円の支払いを行い、それにより、消費税額の未払いにより生じた損害の賠償については一切の請求権を放棄することをもって、以後、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認するものでございます。

以上、議案第48号の御説明申し上げました。御審議のほどよろしく願いいたします。

- 議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第49号 和解について

○議長（安倍敏彦君） 日程第12、議案第49号和解についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） それでは、議案第49号和解について御説明いたします。

議案書12ページをお開きください。

提案理由は、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、平成30年度から令和4年度までに締結した障害者等相談支援事業業務委託において、消費税額の未払いが判明したことに係る和解について、議会の議決を求めるものでございます。

和解の相手方は、宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台7丁目8番地153、社会福祉法人七ヶ浜町社会福祉協議会、会長大町睦夫氏でございます。

和解の内容は、令和6年3月14日付で町と和解の相手方との間で締結しました合意書により、未払い分の消費税額として令和6年3月29日に129万2,910円の支払いを行い、それにより、消費税額の未払いにより生じた損害の賠償については一切の請求権を放棄することをもって、以後、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認するものでございます。

以上、議案第49号の御説明申し上げました。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第50号 和解について

○議長（安倍敏彦君） 日程第13、議案第50号和解についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） それでは、議案第50号和解について御説明させていただきます。
議案書の13ページを御覧ください。

提案理由は、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、平成28年度から令和4年度までに締結した通所型介護予防教室事業業務委託において、消費税額の過払いが判明したことに係る和解をすることについて、議会の議決を求めるものです。

和解の相手方は、宮城県宮城郡七ヶ浜町吉田浜字野山1番地の2、特定非営利活動法人アクアゆめクラブ、理事長佐藤徳康氏になります。

和解の内容は、和解の相手方は、町に対し、返還金として193万9,072円を支払うこと。返還金に係る振込手数料は、和解の相手方の負担とすること。和解の相手方は、消費税額の過払いにより生じた損害の賠償について一切の請求権を放棄するものとする。そのほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認することです。

以上、議案第50号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第51号 和解について

○議長（安倍敏彦君） 日程第14、議案第51号和解についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 議案第51号和解について御説明いたします。

議案書の14ページを御覧ください。

提案理由は、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、平成29年度から令和4年度までに締結した認知症初期集中支援推進業務委託において、消費税額の過払いが判明したことに係

る和解をすることについて、議会の議決を求めるものです。

和解の相手方は、宮城県多賀城市下馬2丁目13番7号、公益財団法人宮城厚生協会坂総合クリニック、所長高橋 洋氏になります。

和解の内容は、和解の相手方は、町に対し、返還金として7万7,976円を支払うこと。返還金に係る振込手数料は、和解の相手方の負担とすること。和解の相手方は、消費税額の過払いにより生じた損害の賠償について一切の請求権を放棄するものとする。そのほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認することとさせていただきます。

以上、議案第51号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。11時20分に再開をいたします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

日程第15 議案第52号 令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第2号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第15、議案第52号令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 議案第52号令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第2号）について説明いたします。

議案書の15ページをお開き願います。

第1条は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,812万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億8,947万2,000円に定めようとするものであります。

第2条では債務負担行為を、第3条では地方債を補正するものであります。

18ページをお開き願います。

第2表は債務負担行為の追加3件であります。

1つ目は、花と緑のまちづくり推進事業として限度額を341万円、期間を令和6年度から令和7年度までとするもので、来年度予定している花の苗の育成期間を確保するため、今年度中に契約を済ませておくためのものであります。

2つ目の宮城県・市町村共同電子申請運営委員会サービス費用負担金については、行政手続や各種イベントの申込み、町民アンケートなどをオンラインで実施できるよう、宮城県と希望市町村が共同調達する汎用性電子申請サービスに参加するための負担金で、限度額を178万5,000円、期間を令和7年度から令和11年度までと設定するものであります。

3つ目の令和6年1月から3月にかけての暴風・波浪被害に対する水産業災害対策資金利子補給については、令和6年1月から3月にかけての暴風・波浪被害により経営に影響を受けたことにより、水産業災害対策資金の貸付けを受けた被害漁業者に対し利子補給を行うもので、限度額を借入残高に対して年1.65%に相当する額とし、期間を令和7年度から令和13年度までと設定するものであります。

次のページ、19ページをお開き願います。

第3表は地方債補正で、追加1件、変更1件であります。

新たに追加するのは避難経路整備事業で、限度額を1,700万円とするものであります。七ヶ浜横断線と笹山線の交差点付近から生涯学習センターへの避難経路整備事業に、緊急防災・減災事業債を充当するものであります。

変更する地方債は、臨時財政対策債で、発行可能額が確定したことにより12万7,000円を減額し1,687万3,000円に変更するものであります。

今回補正する主なものは、自転車用ヘルメット購入費補助、AIチャットボット導入事業、令和5年度に行った補助事業の実績報告に基づく、精算による国及び県に対する返還金、令和5年度決算に伴う財政調整基金積立金への追加、保育所児童登降園等管理システム導入事業、置き型授乳室設置事業、花浜地区町営住宅水道栓設置事業、吉田浜野山避難経路整備工事、町内小・中学校電気設備更新事業、武道館空調設備工事設計業務委託、第2スケートボード場整備工事設計業務委託などあります。

それでは、歳入から説明いたします。

22ページをお開き願います。

9款1項1目地方特例交付金831万6,000円は、今年度分の交付金が確定したことによる追加であります。

14款1項1目民生費国庫負担金32万6,000円は、前年度分の介護保険低所得者保険料軽減負担金が確定したことによる精算分で、繰出金の財源となるものであります。

2項1目総務費国庫補助金120万4,000円は、A Iチャットボット導入事業の財源としてデジタル田園都市国家構想交付金で措置されるもので、補助率については2分の1であります。

2項2目民生費国庫補助金については、こども家庭センター運営費の財源として補助される子ども・子育て支援交付金への追加673万円、保育所児童登降園等管理システム導入事業の財源として措置される保育対策総合支援事業費補助金44万6,000円であります。

次のページになります。

15款2項2目民生費県補助金の補正につきましては、さきに説明しました民生費国庫補助金と同様で、こども家庭センター運営費の財源として子ども・子育て支援交付金へ追加、不妊検査・不妊治療費助成事業の町独自上乗せ事業の財源が措置されたため、少子化対策市町村交付金への追加であります。

児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金については、令和6年度の制度改変により、こども家庭センターの財源が子ども・子育て支援交付金に振り替られたため、減額するものであります。

また、置き型授乳室設置促進事業補助金は、令和6年度より当該補助金の補助対象が自治体にも拡充されたことから、置き型授乳室設置事業の財源とするものであります。

2項4目農林水産業費補助金8万6,000円は、水産業災害対策資金利子補給の財源とするもので、補助率は2分の1であります。

2項6目教育費県補助金403万3,000円は、先生の働き方改革の一環で、雇用している学校事務補助員の人件費に対して補助事業として認められたことから、当初予算で学校管理費に計上しておりました人件費に充当し、財源の組替えを行うものであります。

17款1項1目一般寄附金99万円は、個人の方からの寄附金であります。

2目指定寄附金1万円は星の子弦楽団からの寄附で、安心・元気な地域社会づくり補助事業に充当するものであります。

18款1項1目国民健康保険事業特別会計繰入金、2目公園墓地事業特別会計繰入金、次のペ

ーの3目介護保険特別会計繰入金、4目後期高齢者医療特別会計繰入金は、いずれも令和5年度決算により一般会計負担金の精算に伴うものであります。

2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金1,808万7,000円の減額については、令和6年度の財源として当初多くを見込めなかった繰入金や繰越金などが、今回財源として見込めることとなったことから、当初予定していた繰入額を減額するものであります。

10目森林環境整備基金繰入金218万円は、置き型授乳室設置事業へ充当するものであります。19款繰越金2億9,708万2,000円は、令和5年度の剰余金が確定したことにより追加補正するものであります。

20款4項3目雑入は、まず、人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金240万1,000円については、七ヶ浜アロープログラム事業が公益財団法人地域社会振興財団から交付金事業として採択を受けたことから、その財源として充当するものであります。

次のページになります。

過年度分保育所等整備事業費補助金返還金423万9,000円は、消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額分の国庫補助金と町分補助金の返還金であります。

21款1項5目消防債1,700万円は、吉田浜野山避難経路整備事業の財源とするものであります。

続いて、歳出の主なものについて説明いたします。

26ページをお開き願います。

初めに、職員の人件費、給料、職員手当、共済費、退職手当等については、職員の人事異動に伴う人件費の追加ですので、説明は省略させていただきます。

2款1項6目交通安全対策費18節負担金補助及び交付金40万円は、自転車用ヘルメット購入補助事業に係る補正で、令和6年10月1日以降ヘルメットを購入し使用する方及びその保護者に対し、1人当たり2,000円を上限に補助するものであります。

7目電算関連費12節委託料251万7,000円、13節使用料及び賃借料13万2,000円は、情報発信に対する町民の満足度を向上させるため、町ウェブサイトの利用者が必要な情報を24時間取得できるよう支援を行う町ウェブサイトへのAIチャットボット導入の費用の補正であります。

18節負担金補助及び交付金6万円は、宮城県と希望市町村が共同調達する汎用性電子申請サービスに参加するための宮城県・市町村共同電子申請運営委員会サービス費用負担金であります。

8目諸費22節償還金利子及び割引料9,655万7,000円は、国及び県に対する過年度補助事業等の実績報告に基づく精算による返還金で、主なものは、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金や、子どものための教育・保育給付交付金などです。今回返還額が多くなったことについては、昨年度多めに予算を確保し、交付申請し、事業を実施したことによるものであります。

9目財政調整基金費1億4,854万2,000円は、令和5年度決算に伴い、法令で義務づけられております決算剰余金の2分の1を積み立てるものであります。

次の27ページを御覧ください。

6項4目七ヶ浜国際村運営費14節工事請負費54万5,000円は、国際村ホールの舞台幕の電動モーター等に不具合があることから、改修するものであります。

9目七ヶ浜アロープログラム事業費44万9,000円は、事業計画を見直し、人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金事業に申請し、採択されたことから、啓発用消耗品や電子式ダートボード等を購入しようとするものであります。

28ページになります。

3款1項1目社会福祉総務費27節繰出金209万7,000円は、国民健康保険事業特別会計への職員の人件費及び出産育児一時金分として繰出金を追加するものであります。

3目老人福祉費122万4,000円は、介護保険特別会計への事務費分と、前年分の低所得者保険料軽減負担金が確定したことによる精算分を繰出金として追加するものであります。

3款2項5目保育所費12節委託料11万円、13節使用料及び賃借料33万円、17節備品購入費45万3,000円は、保育業務の円滑化を図るため、出欠連絡、緊急連絡、連絡帳、登園管理等をスマホやタブレットなどで行うための登降園等管理システムを導入する費用の補正であります。

6目子育て支援推進事業費12節委託料290万円は、県産材を活用した置き型授乳室2基の設置事業で、ながすか多目的広場水道事業所1階に設置予定としております。

11目教育・保育施設推進事業費19節扶助費545万7,000円は、施設側の加算要件の確認漏れによる令和5年度の処遇改善加算等分の請求漏れが令和6年度に確認、把握されたため、2つの施設に対し追加支給を行うものであります。

13目子ども家庭センター運営費については、歳入でも説明しましたが、令和6年度の制度改変による財源の組替えであります。

30ページを御覧ください。

4款1項3目母子衛生費12節委託料7万5,000円は、当初予算では助産師との個別契約を予

定しておりましたが、県の集合契約での事業実施となったことによる各事業の単価変更であり、歳入の25ページ、産後ケア事業自己負担金10万7,000円の減額についても、集合契約により自己負担金を直接助産院等に支払うことになったため、減額するものであります。

2項1目塵芥処理費の一部事務組合負担金の減額については、宮城東部衛生処理組合の本年度分負担金が確定したことに伴い整理するものであります。

次の31ページを御覧ください。

6款1項4目農地費14節工事請負費191万9,000円は、阿川沼水質浄化施設の天日乾燥用ブロワーと加圧浮上槽隙間破損部の更新工事であります。

3項2目水産業振興費18節負担金補助及び交付金17万3,000円は、さきに債務負担行為でも説明しましたが、令和6年1月から3月にかけての暴風・波浪被害により経営に影響を受け、水産業災害対策資金の貸付けを受けた被害漁業者に対し、年1.65%の利子補給を行うものであります。

7款1項1目商工振興費特定財源の100万円については、当初予算で七ヶ浜アロープログラム事業に充当していた町村地域活性化助成金100万円を産業まつり事業へ充当する財源の組替えを行うものであります。

32ページを御覧ください。

8款3項1目住宅管理費176万1,000円は、花淵浜地区町営住宅に水道栓を設置するものであります。

2目災害公営住宅維持管理基金費160万5,000円は、令和5年度維持管理費精算分で基金積立金へ追加するものであります。

9款1項2目非常備消防費10節需用費47万9,000円は、消防団員の新たに入団員増加による消防団員用作業服購入代への追加であります。

3目消防施設費84万9,000円は、消防団の救助用AEDバッテリーの交換と、遠山地区防火水槽破損箇所等の修繕であります。

4目防災費1,700万円は、吉田浜野山の七ヶ浜横断線と笹山線の交差点から生涯学習センターへの避難経路を整備する事業で、延長が102.1メートルに、擬木の階段、手すり、照明等を整備するものであります。

次の33ページを御覧ください。

10款2項小学校費1目学校管理費14節亦楽小学校家庭科室給水管布設替工事は、調理台水栓が使用できない状況となったことから、給水管の布設替えを行うものであります。

3項中学校費1目学校管理費12節委託料79万6,000円は、向洋中学校支障木伐採業務委託で、校庭の西側にある桜の木の枝が民家側に支障を来すようになってきたことから伐採するものがあります。

14節七ヶ浜中学校駐輪場解体工事は、旧駐輪場の解体で、今後も使用予定がなく老朽化も進んでいることから、生徒の安全を図るため解体を行うものであります。

2項小学校費1目及び3項中学校費1目の14節工事請負費、松ヶ浜小学校と汐見小学校、向洋中学校の電気設備更新工事は、キュービクルの受変電設備等の更新工事であります。

12節委託料の電気設備更新工事に伴う発注者支援業務委託料は、これら工事に伴う支援業務のための補正であります。

34ページをお開きください。

2目公民館費14節工事請負費、生涯学習センター大会議室サーキュレーター設置工事は、現在も大会議室内にサーキュレーターを設置し、室内温度の調整に努めているものの、冬場は部屋が暖まりにくいことから、天井にサーキュレーターを設置する方策に見直し、室内環境の向上を図るものであります。生涯学習センター軽運動場消防用設備更新工事は、設備点検結果に基づき、自動火災報知設備の更新を行うものであります。生涯学習センターW i - F i 移設工事は、学習室利用者の利便性を図るため、玄関風除室にあるW i - F i を学習室に移設するものであります。

次の35ページをお開きください。

5項保健体育費1目保健体育総務費7節報償費30万円は、全国大会などの出場奨励金の要綱を令和6年4月より見直したことによる対象者の増加による追加であります。

2目体育施設費12節委託料1,178万8,000円の内容については、まず、武道館空調設備設計委託料は、暑さ対策として武道館に空調を設置するための実施設計委託であります。野外活動センター第2スケートボード場整備工事設計委託料は、相撲場跡地に中級者向けのスケートボード場を整備するための実施設計委託であります。第2スポーツ広場地盤調査委託料は、トイレ設置に向けた設計に必要な地盤調査を行うものであります。

4目学校給食費10節需用費198万1,000円は、コンテナ、回転釜、洗浄機カーテン、除外処理施設、野菜下処理室の自動ドアなどに劣化等が見受けられることから、給食の安全・安定提供のため修繕料を追加補正するものであります。

説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。何問でしょ

う。

○12番（歌川 渡君） 19点。

○議長（安倍敏彦君） では、3問お願いします。

○12番（歌川 渡君） 順番から。18ページ、支出のほうでもありました債務負担行為補正の中の宮城県・市町村共同電子申請運営委員会サービス費用負担金ということで、支出のほうではその一部が計上されておりましたが、説明では、いわゆるアンケートなどに関わるような説明がありました。そこで、七ヶ浜に関わる事業内容について改めて説明を求めたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） それでは、ただいまの御質問につきましてお答えいたします。

こちらのサービスにつきましては、県内の17の自治体で構成する運営委員会であります。サービス内容としましては、現在も電子申請システムというのを宮城県で運営しているのですが、これが完全にリプレースされます。そのタイミングで、我が町としても改めてこの運営サービスに加入するというので、町民についてどのようなサービスが提供されるのかといいますと、県のほうで統一した電子申請用のプラットフォームを用意します。こちらがいろいろカスタマイズができる、ウェブ上でカスタマイズができるものでございまして、それを各種電子申請に使ったり、あとアンケートや、先ほど説明にあったとおりイベントの申込みにカスタマイズして、町民の皆様向けに発信するというような使い方を想定しているところであります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 次に移ります。22ページ、14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金の節区分2児童福祉費補助金の中の上段の、子ども・子育て支援交付金の追加と、下段の保育所対策総合支援事業補助金等々、保育所等改修費等々がありますが、改めて支出のほうでも一部触れておりますけれども、改めて説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） ただいまの御質問に回答いたします。

まず初めに、子ども・子育て支援交付金追加の分でございますけれども、こちらの内容といたしましては、こども家庭センターへ統括支援員の配置をするものとしておりまして、こちらの人的財源といたしまして421万6,000円の部分、あとは財源の組替えがございました。今まで

児童虐待防止対策交付金のほうに入っていたものが、財源が子ども・子育て交付金からの交付となったために、こちらに251万4,000円の交付がされるものでございます。

次に、保育対策総合支援事業費補助金、保育所等改修費等支援事業等につきましては、保育所のほうのICT化といたしまして、登降園等システムを導入することによる補助になります。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 改めて、上段の子ども・子育て支援交付金についてであります。ページ28、29等々に関わるこの項目というのは、具体的にどこに当てはまるのか説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 財源の当たる部分でございますけれども、統括支援員については、現在配置されております保健師の人件費の部分に当たるものでございますので、予算措置としては4款の人件費のほうに充当させていただくということになります。現在、人件費が4款で子ども未来課の保健師に予算化されておりますけれども、保健師が統括支援員として活動するために、そちらのほうの財源に充てさせていただきます。（「4款の何」の声あり）新たに予算措置はしていませんけれども、人件費に充当するというところでございます。（「4款」といって保健衛生総務費ということ、おかしいじゃん、衛生費じゃないじゃん。せめて民生費」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 今の充当先につきましては、29ページの4款1項1目の国県支出金に527万とありますが、その部分に国と県の部分が充当されているということでございます。（「ここが子ども・子育てね」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 次に移ります。

26ページ、2款1項6目交通安全対策費での節区分18負担金補助及び交付金、10月1日から事業が始まると。1人2,000円が上限だというようなことでありますが、改めて、上限で2分の1補助ということ、購入費の2分の1で上限が2,000円ということと理解していいのかが1つと、あとは逆算すると40万円なので、事によっては、満額全部上限を活用した場合だと200個というふうに逆算されるんですけども、要するに200個を超した場合の受付は、対応は中止、それとも追加補正されるということで、常識なことを改めて聞くこともないですけれ

ども、説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 1つ目の質問については、お見込みのとおりでございます。あと、200個を超した場合でございますけれども、こちらのほうはその状況に応じて、また御検討させていただければと考えてございます。前向きには考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 前向きに検討と補充を検討するのでは、表現の捉え方が違うんですね。私は町の、町民の自転車利用者の安全を図るためには、もし200個を超した場合は補充すべきという体制をつくるべきではないかなというふうに思いますので、改めてその点の考え。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） その際、また補正となりますので、皆様にお諮りしたいと思います。よろしく願いいたします。（「取りあえず終わります」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかにございませんか。仁田議員。何問でしょうか。

○13番（仁田秀和君） 仁田です。よろしく願いします。5点について伺います。

○議長（安倍敏彦君） 3点お願いします。

○13番（仁田秀和君） 1点目、まず議案書22ページの……失礼、24ページでした。大変失礼いたしました。

18款2項10目の置き型授乳室設置事業へ充当ということで、こちら歳出のほうですと29ページですね、3款2項6目のところでございます。説明で、県産材を活用した置き型授乳室を設けるということでございました。こちらの仕様と、あとは利用者に配慮された設置場所について改めて説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） まず初めに、置き型授乳室の設置場所について回答を申し上げます。こちらは今回2基購入いたしまして、1基は水道事業所入り口、入って右側のスペースに1台。もう1台が、ながすか多目的広場の管理事務所の中に1基を置かせていただきます。こちらの場所にした経緯と申しますと、多目的広場に関しては、子育て世帯が多く訪れるということで、そちらに決めさせていただいたということと、あとは役場本庁舎に授乳室という専門の場所がないために、水道事業所のほうにスペースがありましたので、そちらのほうに設けさせていただいたということでございます。（「その置き型の仕様についてはどういったもの

なんですかと、仕様も聞いた」の声あり)

○議長（安倍敏彦君） 仕様も。

○子ども未来課長（菅井明子君） こちらの置き型授乳室の仕様につきましては、県産材を使用した小型のタイプなんですけれども、県が推奨しているタイプがございまして、折戸式のタイプになります。県産材を使用したものとして、県が補助対象としているものでございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） まずこの仕様書につきまして、議会としても周知してまいりたいと思いますので、これ仕様書なんかございましたら、提出いただければなと思いますけれども。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 資料につきましては、後で議会のほうに提出させていただきたいと思っています。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） よろしく申し上げます。

あと、水道事業所入って右側といいますと、あまりプライバシーというか、そういうものをちゃんと確保できるのかなというところはすごく不安なんですけれども、そういったところについては、どういった配慮をした上で設置されるものなのか、伺いたいです。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 授乳室のほうは、箱形になっております。入り口に関しても全部箱で、木で塞がれております。プライバシーに関しては十分保たれていると考えております。（「もう3回目なので」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 2問目。

○13番（仁田秀和君） 2点目につきましては、前者同様ですが、26ページ、ヘルメットの購入補助金について伺います。いろいろと安全であったり生命を守るために十分に配慮された上の計上ということで、高く評価されるものだというふうに思います。私も一般質問させていただいておりますので、その中から何点か伺いたいです。

まず補助要綱については、これから整備されるものというふうに理解しておりますけれども、現段階で着用率を向上させるための補助要綱、そういった工夫についてのお考えを伺いたいです。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 補助要綱上は、お決まりのことを並べるだけでございますので、

それ以外にチラシを配布するとか、広報に載せるとか、いろいろな周知方法を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 確かにお決まりというふうにならざるを得ないのかなと思いますけれども、着用率の向上がやはり目的ですので、そういったところに合った部分、あとは町長の思いもあると思いますので、そういったところに沿った要綱の整備というものも必要になってくると思います。といいますのは、実際にその着用率がこういった補助で上がるのかというと、それが全てではないという、全国的にもそういうところは見えていると思います。というところで工夫となると、やはり例えば、思春期であれば髪型を気にされるとかという部分もありますので、そういったところも踏まえて着用率を上げるための工夫をお伺いしたものでございますので、再度、何かそういったお考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） まず今回導入した目的といたしましては、一番は安全の確保ということになりますので、まずその付属品とか、そちらのほうに関しましてはちょっとまだ考えていないところではございます。

着用率なんですけれども、どうしても要綱で縛るよりも、やはり自由にこちらでチラシを作成したり、あと学校関係に働きかけたり、そちらのほうを優先させていきたいと考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） あと、2分の1が大体見えているというところで、200個で40万というところなんですけれども、それもいろいろ他市町村では工夫はあったと思います。その40万とした根拠について再度伺いたいですけれども、というのは、2,000円を上限としたものなのか、それとももっと高額というものもあり得たと思うんですけれども、今回の計上された経緯について、再度伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） まず、補助金額の上限2,000円ですけれども、全国的に見ても2,000円が妥当だということ、また品物なんですけれども、調べました。そうしたところ、一番の売れているところが4,000円弱でございます。それで2分の1で2,000円ということになりますので、ちょうどいい金額かなということで2,000円に設定させていただこうと考えてご

ざいます。

あと、200件なんですけれども、ちょっとこちらのほうとしてもヘルメットをかぶっていない方がほとんどなので、どのぐらいの申請があるかちょっと読めないというか、こちらでも予想ができないところがございますので、取りあえず200個ということで設定をさせていただきました。御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 3点目お願いします。

○13番（仁田秀和君） 3回なので質問は打ち切りますけれども、ぜひ今度、交通安全週間ございますので、そういったところでも周知をしていただければなというふうに、御期待を申し上げる次第でございます。

3問目でございます。31ページの6款1項4目14節阿川沼水質浄化施設設備更新工事について伺います。ブロワーと隙間破損部分の更新工事ということでございました。これまでの経緯としますと、ここは県所管なのかなというふうに理解しておりましたけれども、今回単費で計上されておりますので、そういったところについての経緯を伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） ただいまの御質問ですが、阿川沼の水質浄化施設につきましては、当初整備したときは県補助を充当してございます。その後の定期点検、あるいは運転費用については、町のほうで支出しております。定期的な設備の更新、修繕の対応ということでこれまで進めてきておまして、今回一番の老朽化によって更新するものと、浮上槽の隙間というのは、昨年暴風で上部のネットが剥がれて、そこにちょっと回転している隙間が絡まりまして破損したという状況がございまして、これを修繕をさせていただきたいということの予算計上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ということは確認になるんですけれども、そうした老朽化対策とかそういったものは町ということで、大きな部分の施設改修をやったり、そういったところは県ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） そのとおりでございます。

○議長（安倍敏彦君） ほかにございませんか。熊谷議員。何点でしょうか。

○8番（熊谷明美君） 4点でございます。

○議長（安倍敏彦君） 3点お願いします。

○8番（熊谷明美君） まず、26ページです。2款1項8目22節区分の返還金のことでございます。私前も聞きまして、今日の御説明の中でも令和5年度の事業の精算ということで、特にコロナの補助金、それから子ども・子育てに対してのもので多めに予算をつけていたので、今回返還金ということでございますけれども、まずコロナに関しましては、この交付金、補助金なんかは、どちらかという使い勝手がよくて、コロナのワクチンだけじゃなくてコロナの影響による生活支援等々も使えるような補助金だったと思いますけれども、やはりこの金額的に見ますと、国は7,274万9,000円、それから県に対しては2,380万8,000円ということで、合わせて約1億円近くの返還金ということでございますけれども、普通の助成から考えると、幾ら多めに予算を立てたからといっても、この返還金というのはい多いのではないかなと。もっとコロナとか、それから子育てのために使えるものがあつたのではないかなと思いますけれども、この令和5年度の中でそういうふうな考えはなかったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） こちらの返還額が多くなった理由としましては、まず、子どものための教育・保育給付交付金については公定価格が見直しになりまして、国のほうの制度改正等もありまして、補正に計上するまでの事業費を積算する期間が短くて、ちょっと多めに予算を確保して交付申請等を行い、事業を実施したというふうな経緯がございましたので、その部分を御理解いただければと思います。（「コロナに関してはどうでしょうか」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） コロナ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 今熊谷議員がおっしゃられた内容で、コロナということで企画財政課長から御説明ありましたが、こちらは接種に係る返還金でございます。例えば、本来夏場とか去年やる予定でやっておりましたけれども、どうしても国の制度設計が遅くなったりしまして、例えば冷暖房をするために冷房をしたけれども、実際は稼働できなかったとか、あとは集団接種の期間が本来5か月ぐらいでやろうと思ったところが、実際はもう3か月ぐらいでなってしまった、そういったことで実際は5か月の予算を取ったんだけれども、実際は3か月なので今回返還した、そういった内容でございまして、その金額は約2,000万ということで我々としては記載して、今回この中に入れているという状況でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 分かりました。じゃあ2問目に行きます。

2問目、27ページ、2款6項8目節区分8で、東北大学災害科学研究所拠点連携事業費費用

弁償を追加ということですが、これ具体的にどのようなものなのかお伺いたします。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 当初予算でも旅費のほうを計上させていただいてございます。

こちらの旅費が日帰りの埼玉の往復の旅費となっておりました。今回講師としてお願いしたのが、能登でボランティア活動をされている方を講師としてお招きすることになりました。その旅費の加算分と宿泊費の加算分というふうに考えていただければと思います。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 昨年12月に自主防災の第5回の災害時避難を考えるシンポジウムが開催されておりまして、そのときには内水氾濫を題材とした秋田大学の助教が講師として来られたということがございますけれども、今回その能登の方で活躍されているということがございますけれども、どちらかという、もちろん地震・津波は大きな課題でございますし、これから南海トラフとかそういうものもありますので、それに対しての講師というのも大事だと思いますけれども、今やはり台風9号とか19号とか、それから線状降水帯とか、地震・津波以外にも災害たくさん、特に宮城県にこの間、9号なんかは近く通るのではないかなというような心配もありましたけれども、そういうものに関してのシンポジウムとか講演とか、そういうものも考えたほうがいいのではないかなと思いますけれども、今回はそういうことは念頭にはなかったということよろしいのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 台風が来たのが最近でございますので、もっと早い段階で企画をしているものでございますから、そちらのほうはまだ先の話ということで御理解いただければと思います。そちらのほうも考えていないわけではございません。最近の気象状況から行くと、その辺の講演会も必要になってくるのかなという考えではございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では、次に3点目に移ります。

3点目は、29ページ、これも置き型授乳室のことでございます。3款2項6目12節区分置き型授乳室設置事業でございます。森林環境税とか、それから県からの補助金等も入っておりますけれども、金額的に296万で、先ほど仁田議員が聞いたときには、水道事業所とながすか多目的広場の2か所に設置するというものでございました。私も前に一般質問させていただいた

ときに、この置き型のお話をさせていただいておりますので、大体は分かるんですけども、1基が大体やっぱり300万ぐらいするのではないかなと思うんですけども、それで県産材を使った場合には補助率が少し高くなるということですけども、これは買取りで2基分でこの金額という形で理解していいのかどうか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） こちらにつきましては、今、県のほうに手を挙げている業者で作成している試作品ということで、1基145万円ということで予算を計上しております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 今1基が145万と、大体そのとおりというふうに思いますけれども、これ宮城県のほうでの支援を受けるというふうになりますと、条件があったりしまして、例えばステッカーですかね、そういうものも貼らなきゃいけないとか、そういう条件があるということでございますけれども、やはりせっかく設置するのでしたらば、ステッカーをどこに貼るかはちょっと分かりませんが、ながすか多目的広場、それから水道事業所のところに授乳できますよというようなものを、町としてもしっかり考えて、例えばほかの自治体だと、授乳室みたいな旗を立てるとか、何か宮城県のステッカーがどのくらい大きいのか分かりませんが、やはり町としてもそのような周知の仕方といいますか、ステッカー、それから旗だけではなくて、しっかりと広報紙とか、それからSNSを使ったりとか、そういう形で小さなお子さん、赤ちゃんがいらっしゃる方が本当に気軽に使えるような、やはりそういうサービスが必要でないかなと思いますけれども、そういうところも考えていらっしゃるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 住民への周知につきましては、今後分かりやすく広報、SNS、あとは現場への看板等、そちらの周知を考えていきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） これ取付け、組立てとかはもう工事が要らないということで、その辺は心配ないと思うんですけども、ただ耐震に対しての固定といいますか、その工事に関しては県のほうの補助には入っていないということでございます。これは別料金になると思いますけれども、これも入っているのかどうか。そして、送料に関してもこれは別なものというふうになっておりますけれども、その部分も予算の中に入っているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） こちらについては、現地で取付けというところを込みでこの金額になっております。床のほうにしっかりと設置するというので、耐震の部分は入ってございません。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。鈴木恵子議員。何問でしょう。

○6番（鈴木恵子君） 5問です。

○議長（安倍敏彦君） 3問お願いします。

○6番（鈴木恵子君） 30ページです。4款2目の塵芥処理費について質問します。生ごみ処理容器等購入補助へ追加ということで補正が組まれていますけれども、どのような様式の、要するに既にもう予算化してあるものがあって、今後何基予定しているのか、そしてその様式等はどのようなものなのかをお聞きします。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） ただいまの御質問にお答えいたします。

生ごみ処理容器の購入費の補助でございます。こちら補助としては電気式と、それから屋内型処理容器ということで2つ補助の対象としておりますが、今年度、屋内式5台分と電気式4台分で当初予算のほうを置かせていただいておりますが、実績として電気式が既に3台ということで補助しております。今後不足がないようにということで、今回、電気式2台分の補助額を追加で補正させていただくという内容でございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○6番（鈴木恵子君） それでは、31ページ、6款1項4目の海遊ほのぼの農園の修繕料の内容はどのようなものでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） ただいまの内容につきましては、農園内の水抜き栓の取り替え工事を行いたく、予算計上させていただいております。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○6番（鈴木恵子君） それでは、33ページ、10款3項1目14工事請負費のところですが、まず、それぞれの七中と向洋中の工事予定額というのは、まずどのくらいなのかというのが1つ。

それから七中の、実際、中学生は通学に自転車を使っているんですけども、駐輪場は解体したまま、今現在はどこに利用されているのかなという、これから造る予定があるのかどうかというところなんですけれども。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） では、ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず、こちらの2つの内訳のほうなんですけれども、内訳をお話すると契約上あれなのでちょっと控えたいなと思います。御理解いただきたいと思います。

あと駐輪場の利用状況というか、今ある既存の駐輪場で大丈夫でございまして、古いほうの解体については、今現在使用しておりませんので、老朽化が進んでさびが目立つというようなところで解体ということでございます。今回、春先にトタンが飛びまして、そのときに詳細しっかり見たところ、さびが、腐食が進んでいたというところで今回計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 課長、392万6,000円の内訳、別々の金額。（「できないと言ったよ」の声あり）

○教育総務課長（稲妻和久君） 内訳につきましては、契約上支障が来すかなと思いますので、ちょっと御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○6番（鈴木恵子君） 続けていいんですか。

○議長（安倍敏彦君） どうぞ。3問目の2問目ですね。もう3問目終わりですか。（「終わりです」の声あり）ほかに質疑ございませんか。佐藤信輝議員。何問でしょう。

○3番（佐藤信輝君） 3問お伺いします。

28ページ、3款2項4目14節工事請負費、児童遊園遊具補修工事2万5,000円について伺います。補修工事の内容と場所など分かれば、お願いします。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） お答えいたします。

こちらの児童遊園遊具補修工事へ追加の内容でございますけれども、当初、謡地区児童遊園、あと東宮浜児童遊園の4人乗りブランコの塗装代を計上させていただきましたが、物価高騰、人件費高騰により予算不足となり、こちらのほうに追加させていただくということでございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○3番（佐藤信輝君） 次の質問に移ります。35ページ、10款5項2目12節の野外活動センター第2スケートボード場整備工事設計委託料についてお伺いします。相撲場跡地に中級者向けの

スケートボード場の設置と説明がありましたけれども、スケートボード場の内容ですね。オリンピック競技には、ストリートとパークという2種目があるんですが、町として今はどちらのイメージで考えていますか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 今の御質問ですけれども、今のところアールをメインとしたスケートボード場。ですので、今現在あるのは平らな部分が多いんですけれども、少し曲面がある、そういった部分を考えております。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○3番（佐藤信輝君） 設計工事について、スケートボード場を造る際に最も重要なようなこととして、設計と、セクションをつくる際のスキル、経験などがあります。これから入札等で業者を決めていくと思いますが、そういう専門的知識や工事経験がない場合、シビアな言い方になりますけれども、出来上がったとしても面白みがない退屈な、残念な結果を招く可能性があります。そのような事態を未然に回避するためにも、特定の技術やデザインが必要な場合など、随意契約が可能であると思いますが、そのような考えなどはあるでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 今現在、設計委託に移るに当たって、ある業者さんのほうからの御意見もいただいて、専門的な方から御意見はいただいております。それを基にしまして、今度こちらの補正上げさせていただきましたけれども、そこから入札関係、当然、今議員さんがおっしゃったとおり、今後いいものを造りたいというところがございますので、そこら辺は検討していきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○3番（佐藤信輝君） そういうところに頼むということで、そういうところにやっぱり頼むというのは、利用者のけがや事故などの安全性も大きく変わります。宮城県内にもスケートパークと言われる施設が多数建設され、多賀城市にも建設予定と伺っています。限られたスペースではありますが、七ヶ浜独自の、ほかとは違う差別化された有益なスケートボード場をぜひとも造っていただきたいと思います。そこで伺います。

専門的知識を持った業者を指名するというのはさっき聞きましたけれども、今度チェックですね。仕様書などのチェックや、そういうアドバイスなど受けられる方というか、いますでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） そちらにつきましても、事前にこちらのほうで指導を受けました方からお話は聞いております。そこら辺を考慮しながら、仕様書等は作成していきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 3点目。

○3番（佐藤信輝君） 次の質問に移ります。

35ページの、その下の第2スポーツ広場地盤調査委託料についてお伺いします。トイレ設置のためとの説明がありましたが、地盤を調査する場所など分かればお願いします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 今のところ、トイレの設置場所につきまして当課のほうで考えているのが、第2スポーツ用の駐車場の東側、交差点の辺りの駐車場になります。その地盤調査を考えております。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○3番（佐藤信輝君） その設置するトイレの詳細などは分かりますでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 大丈夫、生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 今のところ確定ではございませんけれども、6月の一般質問でも回答もさせていただきましたけれども、浄化槽もしくは移動式という部分を考えております。ただ、下水のほうは今のところは考えていないという状況です。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。1時30分再開いたします。

午後0時29分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

再開の前に、教育長から発言の訂正の申入れがありましたので、審議に入る前に、教育長より内容を申し上げます。

須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 昨日の一般質問の中で、議場にふさわしくない言葉、オフレコ等の言葉を使ったところ、削除させていただきたいと思っておりますとともに、皆様におわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（安倍敏彦君） それでは、これより日程第15、議案第52号令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第2号）について入りたいと思います。

質疑ございませんか。鈴木 博議員。

○5番（鈴木 博君） 1点になります。

議案書27ページ、2款6項4目14節の工事請負費、舞台幕更新工事とあります。先ほど御説明は受けましたが、この舞台幕の正確な位置と、使用上もう不具合が出ていたレベルなのかをお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 国際村事務局長。

○国際村事務局長（我妻幸弘君） それでは御説明いたします。

こちらの大黒幕でございますが、国際村、御存じのとおりステージの後ろから海が見えるというところございまして、その海見せ用の幕が不具合を起こしてしまっていて、海見せができなくなるというところで、経年劣化によるモーターの交換等でございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 3点ございます。

まず1点目ですけれども、27ページ、2款6項4目17節の備品購入費並びに35ページの10款5項3目17節の備品購入費、それぞれ消火器の購入代について質問させていただきます。今回50万円、それと49万5,000円の計上がなされております。御存じかとは思いますが、消火器には適正な使用期限というものが定められております。改めて、購入の根拠、本数、期限も含め、それで今回の補正での対応となった理由についてそれぞれお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 国際村事務局長。

○国際村事務局長（我妻幸弘君） それでは、御説明いたします。

国際村施設のほう安全に施設運営をするために、消火器の消防設備点検というものをやっております。昨年度点検をいたしまして、今年度中に期限が切れるものですから、ABC消火器10型が43本、4型が2本、合計で45本の備品購入となっております。今年度中に交換を予定しております。

以上です。（「もう1回本数」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） もう一度お願いします。数字を。

○国際村事務局長（我妻幸弘君） ABC消火器の10型が43本、4型が2本でございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） スポーツセンターにつきましても同様に検査をしまして、今年

度中の交換が必要だというところで、今回の補正に上げさせていただきました。うちのほうのアクアリーナの消火器ですけれども、10型が49本なんですけど、そのうち2本がステンレス製、火気使用の部分になりますので、合わせて49本、うち2本がステンレス製になります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○1番（鈴木洋市君） 今、消防点検で昨年度点検をして、今年度中にと。その点検時期にもよるんですけども、昨年度であるならば、当初予算の段階で計上が見込まれると思うんですけども、その辺はなぜ今回の補正に至ったのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 国際村事務局長。

○国際村事務局長（我妻幸弘君） それでは、9月補正の時期でも十分間に合いましたので、今回の補正になりました。

以上です。（「いやいや、そういうあれじゃない」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ちょっと違う。4月の当初予算に間に合わなかったのはどういうことかという。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 当初予算の部分につきましては、財源調整のために当初予算計上せず、9月でも期限が間に合うということでの補正予算での対応ということになりました。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○1番（鈴木洋市君） その期限が間に合うというのは、昨年度の点検で期限が切れると判断をされたわけですね。今年度中に交換というのは、今年度中の期限ぎりぎりまで待ったという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 9月補正でも対応が間に合うということでの、当初予算計上じゃなくて9月補正になったということでございます。（「3問言いましたっけ」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） もう1回いいですよ。鈴木議員。

○1番（鈴木洋市君） 再度になります。9月の補正に間に合うからではなくて、要は令和6年度の中で、もう確実に期限が切れて交換すると分かっているのであれば、当初予算の段階で予算組みをするべきではないかというお尋ねなんですけど、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 議員さんおっしゃるとおり当初予算で計上をするべきではございますが、当初予算のほうの財源が限られているものですから、その部分を調整をさせて

いただいたということでございます。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 鈴木議員おっしゃるとおりでございます。何を優先させるかだと思いますので、調整を何でやるかということだと思いますので、当然ながらこういったものについては当初予算、あったほうがいいわけですから、当初予算で計上するというのが本来の姿だと思いますので、以後は気をつけたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） では、2点目。

○1番（鈴木洋市君） 2点目、ちょっと引き続きにさせていただきます。消化器、おおむね10年という、これはメーカーのほうの使用期限というか、ございます。10年を過ぎても定期点検がなされておれば置いていても問題はないというのも事実であります。ただし、10年過ぎた場合は水圧検査をかけてコストがかかってしまうというので、10年で買換えというのが妥当なところだろうとは思っております。それが分かっているのであれば、やはり当初の段階で、これは今回の施設に限らずですけれども、人が集まる施設等々で消火器の設置は義務づけられておりますので、その辺の期限管理としっかりとした予算組みというのは果たしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） おっしゃるとおりでございます。今後は、何を優先させるかについては十分に担当のほうから聞いて、予算を優先させていきたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○1番（鈴木洋市君） 2問目に移らせていただきます。33ページの10款2項1目14節工事請負費並びに10款3項1目14節の工事請負費、先ほど御説明の中で調理台の管布設、亦楽小学校です。七ヶ浜中が駐輪場の解体と。ほか3校に当たりますのは、キュービクルという説明だったと思います。このキュービクルの工事規模といいますか、全面的に改修するものなのか、一部の改修になるのかをお尋ねいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

キュービクルの改修についてでございますが、全部ということではなくて一部ということになります。高圧コンデンサの変圧器だったり、あと低圧もあるんですけれども、低圧コンデンサだったりというところで、一部ということになります。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○1番（鈴木洋市君） 工事はいずれ行うことになると思うんですけども、学校ということもありますので、そういった日常の学校の生活というか、時間帯等々も含めまして支障の出ないところの配慮までなされて行うということによろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） その辺につきましては、しっかり児童生徒の安全に気をつけて、時期もしっかり支障のない時期にしたいというふうに考えております。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○1番（鈴木洋市君） この電気設備更新工事ということで、その委託料になる、電気設備更新工事に伴う発注者支援業務委託料という計上が小中学校でなされているんですけども、この発注者支援業務委託というのがちょっと何か意味がというか、理解ちょっとできないので、こちらの説明を最後お願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

電気設備更新に伴う発注者支援業務についてですが、こちらは電気設備関係を指示管理できる職員がいないということから、その業務を委託するというような内容でございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 3点目。もう1回だっけか。3点目。

○1番（鈴木洋市君） これを管理する職員がいないので、代わりの方にやってもらうという認識、業務を。

○議長（安倍敏彦君） いや、3点目、3問目に入ってください。

○1番（鈴木洋市君） でしたら、もう終わっているはずですが。引き続きやっているの、終わっています。

○議長（安倍敏彦君） 終わり。何だ。

その他、質疑ございませんか。鈴木 篤議員。何問でしょうか。

○2番（鈴木 篤君） 3点質問させていただきます。

まず1点目、26ページの2款1項7目の12節と13節にまたがるところなんですけど、AIチャットボットについてお尋ねいたします。何か非常に便利なものなんだろうなというのは分かるんですけど、具体的にどんな仕様で、どんな部署に、どんな目的で導入するもので、町民にとっ

てどういうメリットがあるのかというのを詳しく教えていただきたいです。

○議長（安倍敏彦君） デジタル推進室長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） それでは、ただいまの御質問につきましてお答えいたします。

12節、13節にまたがっているA Iチャットボットの導入ということになります。こちらは、まず町のウェブサイトのイメージとしては、右下上にアイコン、A Iチャットボットというボット型のアイコンを表示させるというところが、まず見た目の変化になります。そのA Iのボットをクリックすると、質問を入れてくださいという画面に遷移します。そこで、住民の皆様がウェブサイトを見るに当たって、やはり自分の聞きたいところにたどり着きづらいとか、自分が聞きたいところの言葉がちょっと分からないと、目的のページになかなかたどり着けないで諦めていなくなってしまうというのも、グーグルの分析ツール等々で把握しておりましたので、なるべく答えにたどり着きやすいように、かつ自分の言葉で入れて分かるようにということで、まず語句をそこに入力します。そうすると、A Iが分析して求めている答えの選択肢を何通りか展開します。そうすると、その選択肢が自分に見合ったものであれば、その選択肢を選ぶと、また選択肢が出てくるというような形で、はい・いいえとか選んでいく形で、自分の目的の情報にたどり着きやすくするというところを目的に考えております。

また、質問を繰り返すことによって情報も蓄積されていきますので、より回答に最短距離で選べるようにA Iが進化していくということも考えております。

また、町民の皆様にもまずメリットとしては、電話対応とかウェブサイト、先ほど言ったウェブサイトだとちょっとたどり着きづらいというデメリットがあったり、電話で直接聞こうと思っても時間外であると問合せができないというところで、土日であったり、24時間であったり質問ができて、ならば自分の求める回答の準備ができて、役場のほうに準備でお越しいただけるのではというところが、町民に向けてのサービスの向上につながるのではないかなというところで、チャットボットの導入ということを考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 御丁寧にありがとうございます。非常によく理解できました。そうすると非常に便利なもので、町民にとってもメリットが大きいものだなということは理解したんですが、次に費用対効果というのが大事になるかと思うんですが、そのことによって人件費が下がったりするのかとも思うんですが、そのあたりの費用対効果の部分に関してはどのように

お考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（安倍敏彦君） デジタル推進室長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 費用対効果になりますが、まずこのチャットボット導入によって、先行自治体等々の事例も見ると、問合せ件数がまず減ることになります。日中の問合せ件数ですね。日中の問合せ件数が減ることによって、職員側のほうに空きリソースが生じることになります。そのリソースをサービスの向上のほうにつき込んでもらって、それをまた住民サービスのほうに還元していくというところを考えておりますので、時間外が単純に減るというよりは、業務の質の向上、あとは窓口事務であったりの効率化、こちらを対費用効果といいますか、効果の向上というふうに考えております。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） そうしますと、それを使いこなす側の職員さんの問題が非常に難しいのかなと思うんですが、何か専門的な知識を持った方をお願いするのか、それとも庁舎内の人的リソースで対応されるのか、そこについてお尋ねいたします。

○議長（安倍敏彦君） デジタル推進室長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） まずは導入時に業者の支援等々を受けて、基本的なことは職員のほうが理解する必要があると思います。まず導入して運用して、そこで課題が出たところで、また次の対策を考えていければなというふうに考えております。まずは動かしてみて、どのくらいサービスに貢献できるかをやってみたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 2点目、鈴木議員。

○2番（鈴木 篤君） それでは、2点目になります。今度は28ページ、3款2項5目の10節、遠山保育所の施設修繕料についての部分になります。毎年といいますか、毎回修繕工事が、細かいものが何回も繰り返されているのかなというふうに思うんですが、そもそもの施設改修に関する考え方について、今回の修繕についてもどう考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 修繕費についてお答えいたします。

こちらは保育所の施設修繕料といたしまして、厨房機器、冷蔵庫のパッキン劣化のための取り替えの修繕費となっております。厨房機器等に関しましては、経年劣化のほうが進んでおりますので、順次、給食等に影響がないように交換をしているところでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○2番（鈴木 篤君） 確かにそういった修繕は必要不可欠かなと思うんですが、毎回毎回というよりは、しっかりほかの不具合箇所も調べて、計画的に修繕とかをする必要があるのかなと思うんですけれども、そのあたり、行き当たりばったりという言い方はちょっと悪いんですけれども、都度都度というよりは、しっかりチェックされてから計画的にやられる必要があるのかなと思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） おっしゃるとおり、修繕等計画的に、どの部分が修繕が必要かというのは全体的に考えていかなければならないことだと思っておりますので、今後その部分を計画的に行っていきたいと思えます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○2番（鈴木 篤君） それでは、3点目の質問に移らせていただきます。

今度は34ページになります。10款4項2目の14節、生涯学習センターのWi-Fi移設工事についての部分になります。こちら増設ではなく移設になった経緯について伺います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） お答えさせていただきます。

今現在、生涯学習センターにはWi-Fiの基地局が2基あります。1つが玄関入ったホールが1つと、その玄関の中に1つ、近いところに2基ございます。ロビーの中のWi-Fiでは町民交流室が対応できるんですけれども、奥のほう、図書センターの奥の学習室のほうはまだ届かないということで、今現在、使われる頻度が低い玄関前の部分を移設ということで今回予算計上させていただきました。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○2番（鈴木 篤君） 住民の皆様からは、公共施設のWi-Fi環境の整備が求められている時代だと思います。生涯学習センターにおいて、十分にあらゆる方への利用促進とした目的なのか、対象者など希望されている部分に対して、しっかり対応できているのか、重ねてお尋ねいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 学習室、学生さんが勉強したり、あとは図書センターで本を借りた方が本を読んでいただく場所なんですけれども、やはり学生さん、そちらで勉強している

と、やっぱりWi-Fiが繋がらないと自分の携帯で調べるところもありまして、極力サービスというか、そちらの部分を考えまして今回の移設を検討させていただきました。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○2番（鈴木 篤君） そうしますと、2台あったものを1台をそちらに動かすとなった場合、もともと設置してあった場所のWi-Fi環境は保たれているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） そのとおりでございます。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 6問です。

1問目は、28ページ、29ページになります。3款2項5目に関してになります。12、13、17節ですね。それぞれの、この児童登降園等管理システムについて計上されているんですが、こちら遠山保育所に導入するというので先ほどお伺いしました。このシステムの内容について、再度詳細を伺います。それにあわせて、この時期、年度初めじゃないこの時期に計上した経緯と理由について、あわせて伺います。そして、導入見込みの時期はすぐなのか、それとも来年度からなのか、その時期もお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） ただいまの御質問、保育所の児童登降園システムの、まず内容について回答させていただきます。

今現在、保育所のほうでは出席の確認等を電話で対応したりとか、あとは保護者への通知等も紙等で行っておりますけれども、こちらのシステムを導入することによりまして、園児の登園・降園の管理に関する機能、あと保護者との連絡に関する周知機能、あとは保育の計画・記録等に関する機能が使えるようになりまして、保育の業務が円滑に進むことを目的にしております。

9月補正に上げさせていただいた経緯としましては、これを使うのは職員でありまして、職員の操作研修等、あとはそちらの準備に向けた保護者との周知の期間で、この時期に予算化をいたしまして、実際に本格的に導入するのは7月から、保護者等のやり取りで実際にやり取りすると。こちらのアプリに関しましては、すぐ導入は始めるんですけれども、実際アプリを使ったシステムを開始するのは7年度当初からということになります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、すごく便利な機能となるということですが、これは国が進めているのか、今まで不便さはあったので、すごく利便性が向上していいなと思うんですけども、これを令和7年度としている理由は、先ほど、今計上して操作の研修等々をして、令和7年度4月から利用できるように、保護者も利用できるよということだったんですが、こちら例えば3学期、保育所も3学期というのはないんですけども、令和6年度の1月からでも使えるんじゃないかなというふうに考えるんですけども、それをこんなに長く、その操作の研修に使ったりとかというのは必要なかどうなのか、早めることは可能なかどうなのか。そここのところもあわせて、令和7年度からの運用というところで、もう一度説明をお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 回答いたします。運用開始につきましては、状況を見ながら、早められるかどうかというのも検討していきたいと思えます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 次の質問に移ります。

32ページの9款1項4目14節工事請負費になります。建設工事、吉田浜野山避難経路整備工事に関してです。こちらの説明では、階段と手すりの設置ということだったんですけども、これバリアフリーについての考え方は階段と手すりですら十分なのか、ほかのことは考えられなかったのか、お伺いいたします。例えばベビーカーや車椅子での利用、結構坂になっているので、そういったところも避難するときに使わないことはないのかなと。そういった可能性もあるのかなというところで、階段の手すりにするというふうに決めた経緯、あわせてお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 御質問の内容のとおりでございますが、最初はスロープも考えました。ただ、やはり勾配がきつ過ぎるということで、逆に危険であるということで断念をしております。それで階段を設置するというので、2メートルの幅の階段を設置するというので、今のところの設計ではそういうふうになってございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、2メートルの幅だと結構あるのかなというふうに思うん

ですけれども、例えばほかのところを見ると、階段もあってスロープもあってというような場所もあったりするんですけれども、それは考えられなかったのかというところです。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 先ほどもお答えいたしましたけれども、勾配が結構きついです。傾斜が結構あって、押すのも大変なぐらいの勾配のところもございますので、階段で処置をしたというところがございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、例えば自転車だったりとか、それからベビーカーだったり車椅子だったり、勾配があるから危険だということなんですけれども、乗らないで押したりとか、例えば歩道橋だったりとかすると、結構真ん中にそうやってスロープを造って階段があってというのもあるんですけれども、そうしますと、そういったものを使ったり持っていたりする方は、そこは御利用なさらないようにというような御案内をするということによろしいですか。今の世の中、バリアフリーというところもうたっていますので、そういったところの説明はどのようにされるのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 乗って上がる、上っていくのはちょっと困難なんですけれども、自転車とかは階段の脇に若干のスペースがあります。そこに溝がありますので、そこを走らせれば上れるようにはなっておりますが、かなり結構やはり傾斜のほうがきついで、かなり厳しいかなとも思いますので、避難誘導の看板については、こちらはこうです、こちらはこうですという案内を今考えているところがございますので、こちらは階段がきついでという考え方の避難路ですということで記載して、車両とかベビーカー等のものはこちらの坂を上ってくださいというような表示ができればと今考えているところがございます。

○議長（安倍敏彦君） 2点目、お願いします。

○7番（佐藤直美君） 3問目です。次、3問目行かせていただきます。次の質問に移ります。

33ページ……歳入のほうで質問します、23ページになります。こちらの15款2項6目1節教育費補助金のスクールサポートスタッフ配置支援事業に関して、説明では財源の組替えというところだったんですけれども、こちらの支出の33ページで、それぞれ国庫支出金で201万7,000円、小学校のほうですね、学校管理費のところ。そして中学校のほうで201万6,000円と、こちら国庫支出金のところに記載されております。財源の組替えというところで、もう一度その説

明をいただければなと思います。スクールサポートスタッフというのは、説明でもあったようにスクールサポートスタッフの方を配置するための補助金かと思われますので、説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

財源の組替えの部分でございますが、まずこちらのスクールサポートスタッフの対象の事業につきましては、当初予算で会計年度任用職員の中の一部の中に入っております。それで、4月以降こちらのスクールサポートスタッフの配置支援事業のほうが認められたと。補助事業として認められたということで計上しております。それで、小学校、中学校それぞれこの額で計上させていただいておるということでございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、当初予算で上げていた人数の方々の分が、今補助されてきたということの理解でよろしいのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） そうですね。まずこの事業自体が、もともと単費でやっていた部分でありまして、それがスクールサポートスタッフ事業というのが令和5年から単年度単年度で申請して認められるというような事業でございまして、それで充てているということでございます。よろしいでしょうか。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、私がちょっと理解していないのかもしれないんですけども、今回は組替えであるからこそ、ここに記載してありますけれども、スクールサポートスタッフといった支出の部分では、そこはなくて、組替えだから、もともと申請していたからという理解でよろしいのかどうかの確認だけ、もう一度お願いします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） 一般財源に特定財源が充たったということでございます。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。なければ、歌川議員。16問のうち3点。

○12番（歌川 渡君） 戻るのはちょっと失礼かな。戻らないようにします。ちょっと減らして。

23ページ、支出のほうで質問させていただきます。前者が質問しました15款県支出金2項県

補助金 6 目教育費県補助金、節区分教育費補助金ということで、スクールサポートスタッフの問題であります。これについては、ずっと先日、担当課のほうから詳しく行って説明いただいたので理解したものであります。そこで伺いたいと思います。このスクールサポートスタッフ配置というのは、令和 5 年度から始まった事業ということで解釈してよろしいのかどうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） お見込みのとおり、令和 5 年度からのスクールサポートスタッフ配置支援事業ということになります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 町としては、これに類するスクールのサポート、事務補助員ですね。これについては、その前から同様の事業を進めていたということで理解していいのかどうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） その前につきましては、図書事務員という形で各学校に配置はしていたんですけれども、こちらスクールサポートスタッフ配置支援事業というところが、先生方の忙しさの補助というところの趣旨でございましたので、その方々たちにそういった仕事の部分をしていただくという形でスクールサポートスタッフ配置事業にシフトを変えて、プラスアルファという形の内容の仕事に変えて行ったものということでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 3 問目だね。ちょっと答弁が。じゃあ 3 回目。

要するに現在、令和 4 年度までの図書担当者なのか、それとも図書担当を兼務しながら学級の教師の補助事業もやっていたのか、その点ちょっと不明なんですけれども、そこでちょっと伺いたいと思います。要するに、これまでの図書職員をやっていた人が学級の補助要員も兼ねるということでもあります。そうすると、これまで図書事業をやっていた人の人件費が、このスクールサポートスタッフに配置が組替えされるので、そうすると、これまでの同様の事業が人材としては同一人物だというふうに理解するんですけれども、そうすると、それに伴った人件費というのは、このスクールサポートを配置によって収入が増えたわけなので、これまでの図書関係をやっていた部分の支出については今回で減額補正されるべきかなと思いますが、その点どのような処置をされたのか。

○議長（安倍敏彦君） 大丈夫ですか。教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの質問についてお答えいたします。

支出については、もともと、もう当初予算で入っておりますので、（「入っているんですか」の声あり）予算の組替えというところでございます。あと……（「入っていない」「議長」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） はい。

○12番（歌川 渡君） 答弁いいです。答弁になっていないので、聞いても無駄です。

次に移ります。

26ページ、2款1項7目、電算関係であります。ここでの質問は単純であります。説明では、この事業については2分の1の補助だということであります。事業内容については説明がありました。補正額の財源内訳、国県支出金が120万4,000円、一般財源150万5,000円ということで、この差30万1,000円、この認められなかった事業内容について説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） デジタル推進室長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） ただいまの部分、この経費2分の1という御指摘、そのとおりでございます。この部分につきましては、事業に係る消費税分が補助として認められませんので、この差分ということになっております。

以上です。（「うそ、消費税が認められないということあんのっちゃ」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） いやいや、ひどい県だな。

次に移ります。

28ページ、3款2項5目保育費であります。12、13、17についてであります。先ほど、るる説明がありました。私はこの金額について、11万、33万、45万3,000円について、これは7月からの運用だということであります。そこで、この経費というのは7月から半年ちょっとの分の委託料なのか、それとも来年度からは年間を通じてのシステム費用等々が想定されますけれども、次年度以降のこの児童登降園等管理システムのそれぞれの次年度からの年間の金額について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 保育所の登降園管理システムにつきまして回答いたします。

こちらは初期導入費といたしまして、今年度の予算になります。使用料等につきましては半年分、10月から3月までの分ということで計上をしております。来年度以降につきましては、使用料についての維持管理分の経費がかかる予定でございます。

以上です。

○12番（歌川 渡君） それぞれ聞いたんだよ、俺。11万、33万、45万3,000円、これが来年度からどういうふうになるのか。

○議長（安倍敏彦君） だそうです。

○子ども未来課長（菅井明子君） 来年度かかる分は、使用料及び賃借料のみになりまして、今回上げた委託料11万、使用料33万、あと備品購入費に関しては今年度、今回のみの予算計上となります。

○12番（歌川 渡君） だから、来年度のこのシステムの使用料は全体で幾らなのかということです。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。66万。

○子ども未来課長（菅井明子君） 使用料は33万円の予定でございます。

○議長（安倍敏彦君） 半年で33万ですよ、年間だと66万。

○子ども未来課長（菅井明子君） 失礼いたしました。こちら半年分ですので、1年分ですと、この倍ということになります。66万。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 次に移ります。

○議長（安倍敏彦君） 3問終わったよね。

○12番（歌川 渡君） 終わった、そうか。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。残り2問。

○13番（仁田秀和君） では、2点について伺います。

議案書26ページの2款1項9目財政調整基金への積立てということで、先ほど返還金に関しては、熊谷議員より鋭い質問ございましたが、それと同様に、財政調整基金についても考え方を伺わないとなという場面でございますので、質問させていただきます。

剰余金については法的な積立てということで、そちらは理解しております。しかしながら、資産運用のバランスというものも考えなければいけないというところで、町民に対する還元ということを考えたときに、財政調整基金の残高を含めた今回の積立てに対する考え方、ここの財政調整基金の性質的な部分ですね。財源不足を補うものとか、そういったところもあるので、これぐらいの剰余金が出たというものは理解しなくはないですけども、そういったところのバランスも含めた考え方について伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） こちらの財政調整基金積立金につきましては、地方財政法の第7条による積立てでございます。繰越金の4億4,708万2,000円の2分の1以上を積み立てなければならないという部分での補正額となっておりますので、御理解いただければと思います。（「だから、それは分かっているんですけども」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 財政調整基金につきましては、今後、人口減少や普通交付税の上積み等が期待できない、あと町税のほうも増収があまり見込まれないということも考えますと、今後の、現在の行政サービス等を維持していくためには、今現在の現在高を確保していきたいというふうには考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そういったところが重要なと。法的な積み増しとなっておりますけれども、法的になぜ積立てが必要な部分で、法律で組まれているのか。そういったところも十分に考えながら、そして町事業ですね。そういったところもありますので、うちの町はあまり展開されていないからかかる部分が少ないというふうを考えるのか、公共施設が老朽化が進んでいるから、やはりそういったところに充てるためにも十分に保管しておく必要があるという考えなのかということがございますので、維持するために十分な、今回の金額、残高も含めて適当であるというふうに理解してよろしいのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 私のほうから回答申し上げたいと思いますが、財調の残高につきましては、各市町村まちまちでございます。人口が伸びているところについては、財調の残高についてはそんなに気にしていないんじゃないかなと思うんですけども、うちのほうとしましては、人口が減少していきますと収入も減ってくるということになりますし、それから経常収支比率がもしかすると、今90何%になっていきますので、下手すれば100を超す可能性が出てくるということを心配しております。そうしますと、財調残高をある程度持っていないと、今の行政レベルが維持できるかどうかということが心配になってきます。そういったことから、各種基金についても積立てとかそういったことをやっているんですけども、それは事業ごとの積立てであって、実際に行政レベルを維持するためには、やはり年度間の調整が必要になってきますので、本来であれば5億なり、そのくらいの残高でも構わないという議論もあるんですけども、うちのほうとしましては10億から15億の間で持っていないと、ここ5年後とかそういったときにはちょっと心配になる時期が来るんじゃないかと思っていますので、できれば今の

段階では、剰余金があるのであれば、13億から15億とか、そういったものは維持していきたいという考え方でございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） あまり言うと、これも一般質問みたいなのかなというところで控え目に行きたいんですけども、5年後という話もありますので、そうしたときにこういった残高が適切なのかというところで、本町が5年後に経常収支比率が例えば100を超える見通しがあるということで理解していいのか、これはもう事業のバランスもあると思うんですよ。そういったところで人口減少に歯止めをかけるという考え方を、やはり町としては、いろんな長計だったりそういったところで図っているわけですから、そういった計画とのバランスもあると思いますし、そこを考えたときに、減る一方であるという捻出はいかがなものかなというふうに思いますし、ぜひ町長には頑張ってくださいなんですけれども、その点について伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 財調についてはできるだけ積んでおきたいというのは、今、日本海溝とか千島列島沖地震がまた襲来するといったときに、財政調整基金を持っていない自治体は何もできなくなるというふうなこと。町民の生命財産を守るためにも、そういった部分ではしっかりとした財調の下に町を守るといいますか、そういったことも含めて災害対応、さらには今後維持修繕とか、そういった部分も含めて財調は確保しておきたいという思いでございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） では、次の質問に移らせていただきます。

31ページの6款3項2目水産業災害対策資金利子補給補助ということでございます。こちらにつきましては、今回、債務負担行為として令和13年までということで、継続的にということで体制整備されるものというふうに理解するところでございます。一般質問もした手前、その上で伺いますけれども、実績については17万3,000円ということで、今回については利用された事業者からの声などについても含め、町として災害復旧ということで十分に寄り添った形ということで理解してよろしいものなのか。また、相談件数も含めまして、その点について伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 御質問いただきました水産業災害対策資金の利子補給補

助ということで、この予算につきましては、現時点で漁協七ヶ浜支所へ相談という形で申請されている件数プラス3名程度の利子補給分を予定した予算額となっております。また、あくまで令和6年分ということで予算化させていただいておまして、また制度的には7年間の償還期間があるということで、今回債務負担のほうを設定させていただいております。現時点ではお二方から相談がありまして、正式な申込みは12月末までという形になっております。町としては、現時点では十分な予算措置であるということで考えております。

以上でございます。（「結構です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） では、残り1問の熊谷議員。残り1点。

○8番（熊谷明美君） 1点でございます。

再度、説明をお伺いしたいと思います。30ページの4款1項3目節区分12で産後ケア事業、これ7万5,000円計上されております。そのときの説明の中で、25ページの20款4項産後ケア事業自己負担金を減額で10万7,000円というふうになっておりますが、この2つの部分の説明をもう一度お願いしたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） それでは、ただいま御質問いただきました産後ケア事業の委託料と自己負担分に関して御説明いたします。

こちらにつきましては、当初予算のほうで個別に助産師と契約する方向で予算を計上しておりましたが、その後、県の集合契約の体制が調いましたので、そちらのほうで事業を進めるということになりました。まず、30ページの委託料に関しましては、町のほうではアウトリーチと、あとデイサービス型の3時間、6時間と3種類ございますけれども、当初、アウトリーチ訪問型で6,000円計上していたのが、集合契約により1万円になりました。デイサービスに関しましても、3時間が9,000円から1万円に、デイサービスの6時間も1万7,000円から1万8,000円というふうに単価が上がったために、こちらの委託料のほうへ追加しております。

それから、産後ケア事業の25ページになりますけれども、雑入の産後ケア事業自己負担分の減額につきましては、集合契約により、町のほうに自己負担を当初お支払いいただく予定でございましたけれども、利用者が直接利用した助産師のほうに自己負担を支払うことになったために、こちらのほうを減額させていただくようになっております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） そうしますと、30ページのほうでお伺いいたします。それぞれに6,000

円から1万円等々上がってきているということですが、そうすると、当初からの対象人数に関しては変わらないという考えでよろしいのかどうか伺います。また、今回から通所が新しい事業ということになっているかと思えますけれども、その辺で半年たっていますけれども、対象人数が増える予想とかしなないで、あくまでもこの上がった分だけを今回補正に乗せたのかどうか伺いたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 件数に関しては、当初の件数から変わっておりません。アウトリーチが9件、デイサービスの3時間が30件、6時間が9件で計上しておりまして、こちらの分の件数は変更ありませんで、あくまでも料金が上がった分についての追加でございます。

○8番（熊谷明美君） 議長。6か月たってみての増やすような状況にはなっていないということですか。

○議長（安倍敏彦君） 今後ですね。

○子ども未来課長（菅井明子君） 今のところは増やすような状況ではございません。（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） それでは残りの、鈴木恵子議員、2問お願いします。

○6番（鈴木恵子君） 1問になります。

34ページの公民館費の12節委託料、大木囲貝塚の危険木伐採等委託料とありますが、どのところが対象になるのかということです。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 今回の伐採の対象は、貝塚の中になります。こちらのほうクルミの木が対象になっておりまして、もう老木、半分に分かれていて、半分がもう死んでいるというような状況の木で危険だということで、今回伐採させていただきます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○6番（鈴木恵子君） そうしますと、みんなが歩く場所にあるということなんですね。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） そちらの周辺にあるということです。ですので、それが倒れてしまうと歩道のほうに、歩道というか園内に来た方に支障がある可能性もありますので、伐採するという形です。

以上です。（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） それでは、暫時休憩いたします。再開は14時40分。2時40分スタートします。

午後2時28分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

残り3問、佐藤直美議員、お願いします。

○7番（佐藤直美君） まず、34ページになります。10款4項2目14節工事請負費のところですね。こちら建設工事で生涯学習センターの工事になりますけれども、こちらは142万9,000円で項目が3つございます。それぞれの事業費についてお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） こちらの3つの工事なんですけれども、細かく言いますと、まずWi-Fiにつきましては十四、五万というところになります。

まず、上から行きます。サーキュレーター、こちら大会議室用のサーキュレーターなんですけれども、こちらは75万2,000円です。軽運動場の消防用設備ですね。火災報知器的なものなんですけれども、こちらは54万5,000円。Wi-Fiが13万2,000円になります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） それでは続けますけれども、こちらサーキュレーター、生涯学習センターの大会議室にサーキュレーターを設置するというので、冬場部屋が暖まりにくいので設置ということで先ほど説明受けました。こちらは生涯学習センターの中に小さい運動場があったり等々、夏場はそちらはすごく暑い。あとは大会議室は冬場部屋が暖まりにくいのでということなんですけれども、ちょっと優先順位を考えますと、寒ければ着れば何とかなるところで、暑いところ、運動するところに何も涼しくなるようなものを設置せずに、なぜこちらを先に進めるというふうにした経緯をお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 使用頻度がまず第一になります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 使用頻度ということで、大会議室結構使われているのかなということで

すけれども、軽運動場も結構使っている方、毎週末あそこ通るたびに窓を開けて使われている方、しかも子供から結構年配の方まで使っている方もいらっしゃいます。それを鑑みたときに、使用頻度が高いからこちらのほうに温めるためのサーキュレーターを設置したということなのか、もう一度説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 大会議室なんですけれども、やはり天井が高いというか、造りだと思っんですけれども、エアコンで温めてもなかなか暖かにならない。やはり会議している等につきましてはなかなか支障があるということで、今回は大会議室のほうのサーキュレーターを設置して環境整備を整えたいというところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） それでは、次に移ります。

次の35ページです。10款5項2目12節委託料に関してです。こちら武道館の空調設備設計委託料ということで計上されております。その他の委託料で、あとは野外活動センター第2スケートボード場の整備工事設計委託料、第2スポーツ広場地盤調査委託料と、先ほどと同じように、こちらの事業費の内訳をお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） こちらにつきましては、上から560万。2番目が610万。地盤調査が8万8,000円になります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、この武道館の空調設備設計委託料に関してなんですけれども、こちら暑さ対策のためにクーラーということだったんですけれども、暖房はもともと私の記憶だともうついているんですけれども、上のほうに大きいこーいう、わーっと銀色のもので温めているという感じなんですけれども、こちらのクーラーはそれと同じものを使えるようにするのか、それとも別でまた設置するのか、詳細をお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 今現在あるのは、議員さんおっしゃるとおり暖房のみで、今回はエアコンということで新たに設置するという形になります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、暖房は畳のところと床のところと、どちらにもこういうふうに長くあるんですけれども、クーラーも同じように全体的に行き渡るように設置できるように委託するのかなのか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 台数等につきましては、これからちょっと協議していくんですけども、おっしゃるとおり全体を冷やすというような形を考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 次に移ります。

同じく、そちらの下の野外活動センター第2スケートボード場整備工事設計委託料に関してです。こちら一般質問をした際に、相撲場の跡地は令和6年度中にどのようにするのか決めていくということで答弁いただいております。先ほどの説明でアールをメインとしたものを考えているということでしたけれども、そのアールに決めた経緯ですね。利用者に質問をいろいろ意見を吸い上げたのか、それともアンケート調査をしたのか、どのようにアールにしようと思ったのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 利用者へのアンケート自体は正式にはやっております。ただし、利用している方いらっしゃいますので、そういった方々からの意見を徴したり、あとは先ほど回答しましたけれども、専門的な方の意見を聞きながら今回設計をしたという形になります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、今あるフラットなパークのところスケート場なんですけれども、ヘルメットはかぶらなきゃいけないということで一応掲示はしておるものの、なかなかうまくないと、最初にかぶっていてもちょっと外してしまったりとか、そういったこともあるのかなと見受けられます、あそこを通っていると。しかしながら、オリンピックで見たとおり、結構アールとかですと、うまい方でも頭を打ってしまったりとか危険なものになるという、その設計上。そういったところの、今後、これは委託料ということになりますけれども、使用が始まったときに、そういったこともちゃんと考えてのアールにしようと思ったのかなのか、そこも併せてお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 今現在のスケートボード場も、使用するには、基本的には窓口に来ていただいて、登録をしていただいて使っていただく。登録している方には、来ていただいて名前を書いて使っていただくのが基本になっております。そちらは職員のほうでも当然ヘルメット着用は推進というか、必ずつけてくださいよという指導はさせていただいておりますので、今後こちら完成した際には、同様に、そういった安全面については利用者に対して注意喚起していきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、今後あそこはフラットなスケート場と、相撲場の跡地というところで並びます。事務室からは結構な距離で、なかなか利用者が使っているのを観察というか監視というか、見るのがちょっと難くなるのかなという印象もあります。そうしますと、この委託料には、そういった管理できる方の小さいプレハブだったり、そういったものも設計に入っているものなのかどうなのかの質問になります。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 今回の委託料につきましては、あくまでもスケートボード場の設計のみの委託になります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） それでは、歌川議員の質問に入る前に、ちょっと遠藤議員から1問だけ申入れがありましたので、遠藤議員、お願いします。

○10番（遠藤喜二君） 1問のみ、ちょっとお願いします。

32ページ、9款1項4目ですね。1,700万、この件なんですけれども、先ほど幅2メートルですよ。それで先ほど直美委員からも出ましたけれども、スロープは勾配がきつ過ぎて危ないと。これ例えば皆さん、いろは坂とか行ったことある方多いと思うんですけれども、そのような緩いスロープを造るというわけにはいかないんでしょうかね。その点が1点。

あと、これは途中、踊り場等は何か所あるのか。そしてあと蹴込み、踏み面、そういうのもちょっとお尋ねしたいんですけれども。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） いろは坂というか七曲がりというか、こういう迂回するような感じの通路というのも考えました。ただ、それまでには結構、やはりあそこ結構切り立っているんです。なので、まず避難路であるということが大前提になります。ですので、まず踊り場

とかも避難路ですので、避難路にちょっと踊り場というのは私はあまりそぐわないのかなとは思っております。あと避難路、あくまでも避難経路でございますので、迂回するのも避難経路として妥当かどうかというのは、私はちょっと疑問が残るところでございます。あと階段ですけども、高さが、何センチだっけ、少々お待ちください。（「一般的に18から20でしょう」の声あり）蹴上がりは20センチになってございます。踏み幅につきましては、場所によって若干違うというところがございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 踏み面が場所によって違うということは、踊り場もできるんですよ。そして今室長が言われた踊り場は不適用というか、だと言うんですけども、避難者の方で途中で休まれる方もいるわけですよ。皆さんがスムーズに皆上がるわけじゃないんですよ。そうした場合、踊り場の必要性というのは必ず出てくるんですね。そして、この高さが102.1メートルでしたっけ。（「長さです」の声あり）長さが。これ例えば1,700万だとすると、メートル当たり16万円かかるんですね。16万円かかる階段というはちょっと高過ぎるんですよ。材料がどういうのを使うか分かりません。それこそ銅板張るのかどうか分かりませんが、標準的に考えた場合、1段当たり、例えば先ほど20センチと言いましたね。20センチだと1メートルで5段ですから、長さ102メートルにした場合、510段なんですよ、510段。段数で言うと。510段をすぐ上れと上れますか。鹽竈神社何段ありますか。鹽竈神社の2.5倍ですよ。やっぱり踊り場なりスロープなり、多少やっぱり金額が上がったとしてもつけるべきだとは思いますが、いかななものでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 階段の数ですけども、102段となっております。（「102段。さっきメートルそう言わなかったっけ」の声あり）高さが20センチでございます。蹴上がりは20センチ。（「いや、違う違う」の声あり）この幅に関しましては、場所によって若干違いますのでという御説明をさしあげております。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） さっきメートルと言いませんでしたか。私はメートルと聞いたんですけども、俺の耳悪いのかな。102.1メートルと長さ聞いたんですけども、段数でしたか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 階段の部分は54.5メートルです。あと、46.6メートル部分がア

スファルトになってございます。平らなところになってございますので、アスファルトの仕上げになってございます。（「最初からそういう説明ないべや。全然違うべ」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 最初からきちんと言ってもらえれば、私もこういう質問しなかったんですけども、どちらにしても、スロープ関係とか踊り場、休み場ですね。それは必要性はあると思うんですけども、そのところですね、1つは。あともう一つは、幅が違うということ、先ほど何か2メートル幅で造るという話が、幅が違うというのはどういう意味なんですか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） まず、今現在予算に上げているのは基本設計でございます。まだまだ実施設計の段階ではございませんので、まだ変更は可能ではございます。2メートルというのは横幅でございます。（「だから幅でしょう」の声あり）横幅でございます。奥行きが、奥行きのことを私は御説明さしあげたんですけども、そちらのほうは1段1段場所によって違うということで御説明をさしあげました。

以上でございます。（「踏み面が違うと」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） じゃあ、終わりでいいですか。（「いや、ちょっと途中、すみません」の声あり）1回だけにしてくださいね。

○10番（遠藤喜二君） いや、途中からちょっとメートル数とか変わったので。そうですか。いろいろ変わるんですね。どちらにしても今からの話でしょうから、きちんと考えて物事をつくっていただきたいと思うんですけども。そのところ、副町長、どのような考えでいるか、ちょっとそれも踏まえてお願いしたいんですね。上がる人たち、逃げる人たちは若い人だけじゃないので、やっぱり高齢者というか年寄りもいますから、そのところを踏まえてちょっとお願いしたいんですけども。

○議長（安倍敏彦君） では、最後に防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 議員さんおっしゃったことも考慮しながら、詳細設計の場合、少し考えさせていただきたいと思います。

以上でございます。（「ありがとうございます。それだけでいいです」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） では、残りの13問、歌川議員、一気にお願いします。

○12番（歌川 渡君） 皆さんが頑張っていたので、かなり減りました。9間に減りました。ありがとうございます。

支出のほうで質問させていただきます。ページ28、29、3款2項5目保育所費についてであ

ります。説明は、節区分14工事請負費、維持補修工事、事務室照明更新工事、これ説明がありませんでした。具体的に説明を求めるものであります。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） ただいまの保育所費の工事請負費、事務室照明更新工事の内容を御説明いたします。こちらにつきましては、事務室の天井照明器具の蛍光灯が壊れたため、一式LEDに交換するものでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） このLED化に伴って、この保育所の他の部署、施設の照明については全てLEDということでは理解してよろしいのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 全てLEDではございません。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 今、町そのものも公共施設のCO₂の削減等々に努力されているかと思えます。そこで他の部署のLED、この保育所内ですよ。他の部署のLED化の計画というのは設けているのかどうか、これを機会に。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 今現在は、計画は設けてございません。

○議長（安倍敏彦君） 次、2点目。

○12番（歌川 渡君） 移ります。

30ページ、4款1項3目母子衛生費の中の節区分11役務費、視聴覚精密検査用はがき代へ追加ということで4,000円ほど計上されています。対象人数の増加によるものなのかどうか。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） こちらの視聴覚精密検査用はがき代の分の追加につきましては、10月1日から郵送料変更に伴う増加と、当初50人で見込んでおりましたが、精密検査の人数が増えていることからの増であります。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 次に移ります。

次は、同ページの節区分19扶助費の中の35万円についてであります。養育医療費への追加ということであります。そこで、この増加については現受診者の方の医療費の増なのか、新たな

未熟児の出産等に伴う対応なのか、その点説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 現在、こちらの未熟児養育医療のほうの支出が出ております。当初3人分で計上しておりましたが、今後出てきたときのためを見込んで、こちらのほうへ追加するものでございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 要するに、新たな未熟児への対応ではなくて、現受給者に対する今後の医療費の見込みだということに理解してよろしいんですね。想定しての。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 現在は未熟児医療費分の支出が出ておりますが、今後こういった方が出てきたときのための予算措置でございます。（「増加ね、現じゃなくて両方兼ねているということだ」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） どうぞ。

○12番（歌川 渡君） 3問終わったよ。引き続き。

○議長（安倍敏彦君） あと誰もいませんので。

○12番（歌川 渡君） そうですか。

31ページであります。6款3項2目水産振興費であります。前者質問されていたことに付け加えて質問させていただきます。私の質問の内容は、新たな補充ということであります。そこで令和6年度3人分ということになります。現在の申請者数と、あとは現在の貸付け総額について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 御回答します。

現在は、申込みの相談が2件ございまして、貸付けはまだ行われておりません。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 次に移ります。

32ページ、8款3項2目災害公営住宅維持管理基金、毎回の質問であります。節区分24であります。160万5,000円についての内訳と、それぞれの軽減、低廉、そして町営住宅等々の利益分というんですかね、その内訳について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） こちらの160万5,000円につきましては、令和5年度の維持管理費が確定したことによって、充当予定だった歳入分がオーバーフローした分を積み立てるものとなっております。（「歳入分を、オーバー……」の声あり）オーバーフロー。（「オーバーフローという意味は日本語で言うと何でっしゃ」の声あり）充当。はみ出た分というか、充当し切れなかった部分を今回精算するということで、積み立てるものがございます。（「要するに、支出がしなくてもよかった分ね」の声あり）はい。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 申し訳ありません、前段に移ります。

8款3項1目住宅管理費、その中の全体的には花渚浜地区の町営住宅の水道栓の設置ということであります。聞くところによると、ごみステーションの脇に設置するというような話かなと思います。そこで、このごみステーション近くへの水道設置というのは、他の町営住宅等々からの要望がなかったのかどうか。なかったにしても、町としては、公衆衛生上、今回の花渚浜の設置に関わって必要と感じているかと思えますけれども、その点についての今後の対応、今回の設置を機にしての対応について考えがあるかどうか、説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） すみません、最後のほうちょっとバイクの音で聞こえなかったので、もう1回。

○12番（歌川 渡君） 要するに、他のごみステーションの近くに要望があるなしにかかわらず、町の公衆衛生上、町民に意識向上させる上でも必要かと思うので、設置の考えはないのかどうか。

○議長（安倍敏彦君） 花渚地区の質問にしてください。

○12番（歌川 渡君） 何で。ここしているからほかのところはどうなのかという質問だよ。

○議長（安倍敏彦君） いやいや、花渚地区だけにしてください。

○12番（歌川 渡君） そんなことしていたら質問なんかできないべっちゃや。

○議長（安倍敏彦君） いや、補正予算ですから。

○12番（歌川 渡君） 違うよ。補正したんでしょう。ほかのは何で補正しないのかということ聞くの、当たり前のことですよ。

○議長（安倍敏彦君） 違います。

○12番（歌川 渡君） 違くないってば。事務局、そうですか。（「違います、議題外です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 議題外です。私聞いてもそう思います。次に移ってください。

○12番（歌川 渡君） じゃあ、今回、花渚浜地区への設置をしたわけですが、その設置に当たっての経緯、例えばそういう施設には必要だということで認識されたと思うんですが、それは町営住宅入居者からの要望なのか、それとも当局のさっき言った公衆衛生上の関係で、ここは必要だということで設置なのかどうか、その点伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） こちらは、花渚の町営住宅の入居者の方々からの要望が主な理由であります。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） こんなこと言うと、また質問外というふうな、あほうなこと言うような体制があるので。今後は、他の町営住宅からの申入れがあれば、同様に対応するという理解とするものであります。

続いて、次の質問に移ります。

32ページ、9款1項4目防災費であります。前者、るる説明を求めました。そこで、今回は基本設計ということであります。実施設計が出た後については、議会等々に説明及び事業内容についての図面等々の提出をする考えはないか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） それでは、詳細設計ができた場合、議員の皆様には御説明をさしあげたいと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 次に移ります。

35ページ、2点質問させていただきます。

1つは、順番からいうと、10款5項2目体育施設費の中の2段目、野外活動センター第2スケートボード場整備工事設計委託料について質問させていただきます。要するに、今回の設計は中級用ということであります。県内外には、いろんな同様の施設があります。そこで質問の内容は、この設計委託するに当たって、1つは、現在利用している町内外の方いらっしゃるんですが、団体がいるのか個人で利用しているのか分かりませんが、その方々の、どういうものにしてもらいたいかなという意見や要望の取組はしているのかどうか。

2つ目は、（「1個1個お願いします」の声あり）いやいや、この設計に当たって。

2つ目は、設計委託に当たって、県内には、例えば公的な施設では小鶴新田のスケートパー

クがあります。仙台市には榴岡のパークがあります。そして、亘理の鳥の海公園スケートボードパークがあります。そして、川崎町については、廃校になった体育館を活用したスケートボードがあります。あと県北のほうに、涌谷のほうでは涌谷町アクションスポーツパーク、これは民間で事業をやっているものですが、こういう県内にいろいろ多々ある施設の、担当課としては視察などをしての委託者との事業計画を進めているということなのか。繰り返します。利用者または公的な今の既存の施設を視察しての、担当課としての委託先との話し合いを進めているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 先ほど佐藤直美議員にも説明したんですけれども、アンケート自体は、まず利用者のアンケート自体は取っていません。ただ、御意見はいただいている、それを基に歌川議員が言った、何か所かおっしゃいましたけれども、全部回っているわけではないんですけれども、現場は見させていただいております。それを基に、今回事業者のほうにちょっと相談させていただいて、今回の設計委託の形をつくり上げたというところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 利用者からのアンケートは取っていないけれども、聞き取りみたいなのをやっているということでもあります。例えば今の利用されている方から、こういうものを例えば欲しいんだとか、こういうものをつくるべきじゃないか、そういうものはこれまで担当課のほうに提案とか、そういうものはされていたことがあるのかどうか。

そしてさらに、このそれぞれのスケートパークについては施設の大きさ、規模が違いますけれども、担当課としては、一定のものを視察されているわけですが、事例として挙げれば、ここにあるものかどうか分かりませんが、こういう施設を見本として進めていければという事案があるのかどうか、その点。業者任せになるのか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） まず、その施設いろいろ何か所か見ましたけれども、今回の設計に当たっては、今の相撲場の跡地、その形状を使いたいというこちらの考えがございますので、そこをメインに考えて相談した、事業者のほうに持っていったという形なので、どここの施設をまねるとか、そういったものは考えていません。（「まねるといふか参考だよ」の声あり）参考にはさせていただきますけれども、それを基にこういったものを入れてくださいとか、そういった部分ではなくて、あくまでも七ヶ浜らしさを出したいということで相談させていただいております。

以上です。

○12番（歌川 渡君） 1点目、答弁なし。1点目。利用者からのいろんな提案とか……

○議長（安倍敏彦君） 利用者からの提案ね。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 申し訳ありません。

そちらは意見ありましたので、盛り込めるものは盛り込んでいきたいということで、アールの高さですね。セクションの高さとかアールについての御意見はいただいております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 最後の質問になりますけれども、いろいろと視察したということですが、当然これは公にできる回答だと思います。具体的にどこと、どこと、どこを視察されたんですか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 私自身は、新田と互理に行っております。係長等につきましては、ちょっと今どこどこというのは申し上げられないんですけれども、担当者としては何か所か行っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 最後、9問目。

○12番（歌川 渡君） 同ページの同節区分の一番下、第2スポーツ広場地盤調査委託料であります。るる説明の中では、駐車場の東側、信号機付近だということであります。私、今のフェンスがあるところから大体50メートルぐらい、もし端っこに造るんだったらですよ、50メートルぐらい離れているんですよ、あそこ。今の広場に行くところからこっちまで50メートルぐらいあるのかなと思うんですけれども、要するに道筋が遠い。私は、せっかく造るんだったら、広場内のやはり人が一定、動線がなるべく短いところでの施設の設置が必要かと思うんですけれども、担当課としては、なぜ駐車場のあそこから、広場のフェンスの出入口からわざわざ遠いところの端っこまで造らなきゃいけないのか、その理由について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） そちらのほうにトイレを設置する方向で考えたときに、議員さんがおっしゃったとおり広場の出入口にあった、東側もあります、西側もあるというところで、当然真ん中というのは駐車場、車が止まるスペースがやっぱり必要ですので、端々を検討させていただいて、東側に持っていったというのが一番置きやすいと言ったらおかしいんですけれ

ども、設置しやすいところであったので、そちらに考えさせていただきました。

なお、フェンス、ちょっとまだ確認はしていないんですけども、そのフェンスに使われていない扉がございます。トイレを考えているところの近くに。ですので、そこもうまくやれば活用できるかなと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） ありますね。うまく活用できればじゃなくて活用しなきゃ、例えば一定の大人の方たちが利用して、ちょっと我慢できる方もいるかもしれませんが、人によってはその延長までになかなか我慢し切れないような方もいたりするので、そういう点では、それがあんだから、それを改修して、そこからもきちんと行けるよとか、そういう施策をすべきかと思っておりますけれども、その点、確実にそういうところも対応していきたいという考えはあるかどうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） そちらは検討させていただきます。

以上です。（「検討というのは一番危ないんだ。終わります」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第53号 令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第2号)

○議長（安倍敏彦君） 日程第16、議案第53号令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） それでは、議案第53号令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

議案書は36ページをお開き願います。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,004万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億8,299万3,000円に定めようとするものであります。

初めに、歳入について説明いたします。

41ページをお開きください。

5款1項1目一般会計繰入金209万7,000円の追加は、後ほど歳出で御説明いたします一般管理費及び出産育児一時金の財源とするものであります。

5款2項1目財政調整基金繰入金2,660万3,000円の減額は、繰越金などが今回の補正で増額となることから、当初予定していた繰入額を減額するものであります。

6款1項1目繰越金5,454万6,000円は、令和6年度の決算に伴い追加するものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

42ページを御覧ください。

1款1項1目3節職員手当等37万7,000円は、職員の人事異動等に伴う人件費の追加であります。10節需用費38万7,000円は、消耗品代及び本年12月に被保険者証の廃止とともに新たに導入される資格確認書の印刷代を追加するものであります。

2款4項1目出産育児一時金200万円は、支給件数が当初の見込みよりも多いことから、4件分を追加するものです。

5款1項1目財政調整基金費2,727万1,000円の追加は、令和5年度決算に伴い繰越金の2分の1を積み立てるものであります。

43ページを御覧ください。

7款2項1目一般会計繰出金4,000円の追加は、令和5年度決算に伴う事務費、人件費、繰入金の精算分となります。

説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありますか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は

原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第54号 令和6年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第17、議案第54号令和6年度七ヶ浜町公園墓地特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 議案第54号、令和6年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

議案書は44ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ339万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,035万2,000円に定めようとするものであります。

初めに、歳入について説明いたします。

49ページをお開きください。

3款2項1目公園墓地管理基金繰入金74万6,000円は、後ほど歳出で御説明いたします施設修繕料及び施設管理委託料の財源となるものです。

4款1項1目繰越金264万7,000円は、令和5年度の決算に伴い追加するものであります。

次に、歳出について説明いたします。

50ページを御覧ください。

1款1項1目10節需用費の24万6,000円は、雨水ポンプの配管の詰まり解消などの修繕を行うものです。12節委託料50万円は、雨水ポンプの配管の詰まりを解消するための清掃を委託するものです。

2款1項1目一般会計繰出金264万7,000円は、令和5年度決算に伴う精算分となります。

御説明は以上であります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1点のみ質問させていただきます。

歳出のほうで質問させていただきます。1款1項1目一般管理費であります。節区分12であります。雨水ポンプ等々の修繕、補修、あとは清掃委託であります。そこで特にこの委託料の50万、ポンプ設備清掃業務委託料、ここの施設というのは施設の管理業務上、定期的な施設の整備点検というのは行っていた上での、今回のそういう事業としてしなきゃいけない事業にな

ったのかどうか、その点を伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 施設につきましては、当然ポンプの動作がきちんとしているとか、毎年確認はしておるんですが、今回その上で新たに管の詰まりが発生したということがございまして、臨時的に清掃業務まで委託したい状況になりましたので、今回補正に計上させていただきます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 毎回点検しているようなことといたしますか、それは業者に委託点検してもらっているのか、そして今回の目詰まり的なものは、その定期点検時には確認できなかったのかどうか、その点を伺いたい。要するに、業者に定期点検を行っているのかをまず確認して、その上でこういうことがそのときに確認できなかった上での、今回の追加と、業務委託ということでの計上なのか。その点説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） まず、ポンプの動作自体は業者さんに委託しております。その上で、詰まりの具合がそのときには確認できなかった状態が、現在詰まっておるということがあります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 業者の定期点検という点検は、年何回、そしていつ頃、何月時にやっているのか説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 点検自体はポンプの動作点検なんですが、そちら年1回でございます。ちょっと時期については、今手元にございませんで明確なお答えはできませんが、年1回の点検を行っております。（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございせんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第55号 令和6年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第18、議案第55号令和6年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） それでは、議案第55号令和6年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案書の51ページを御覧ください。

今回の補正は、保険事業勘定予算について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,996万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億2,996万円に定めようとするものです。

また、サービス事業勘定について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ706万8,000円に定めようとするものです。

補正予算の理由につきましては、令和5年度事業の精算によるものです。

初めに、保険事業補正予算について御説明いたします。

議案書の58ページから60ページを御覧ください。

歳入予算の補正内容について御説明いたします。

7款1項4目低所得者保険料軽減繰入金61万7,000円は、令和5年度事業精算によるものです。

7款1項5目その他一般会計繰入金60万7,000円は、一般会計からの繰入金の追加です。

7款2項1目財政調整基金繰入金798万8,000円は、財政調整基金からの繰入金への追加です。

8款1項1目繰越金1億3,074万8,000円は、令和5年度繰越金が確定したことによる追加です。

次に、歳出予算の補正内容について御説明いたします。

1款1項1目一般管理費60万7,000円は、職員人件費の追加です。

3款1項1目財政調整基金費6,537万5,000円は、繰越金が確定したことに伴う積立金への追加です。

5款1項1目第一号被保険者保険料還付金12万円は、保険料の還付金への追加です。

5款1項2目償還金5,675万6,000円は、令和5年度分の国などに対する返還金です。

5款2項1目一般会計繰出金1,710万2,000円は、令和5年度繰越金が確定したことによるものになります。

次に、サービス事業勘定補正予算について御説明いたします。

議案書の63ページから64ページを御覧ください。

歳入予算2款1項1目繰越金26万3,000円は、令和5年度事業の精算によるものです。

歳出予算2款1項1目一般会計繰出金26万3,000円は、令和5年度事業の精算によるものです。

以上、議案第55号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありますか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありますか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第56号 令和6年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)

○議長（安倍敏彦君） 日程第19、議案第56号令和6年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） それでは、議案第56号令和6年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

議案書の65ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ452万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,152万1,000円に定めようとするものであります。

初めに、歳入について説明いたします。

70ページをお開きください。

4款1項1目繰越金452万1,000円は、令和5年度の決算に伴い追加するものであります。

次に、歳出について説明いたします。

71ページを御覧ください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金452万7,000円は、広域連合への納付金の追加となります。

3款2項1目他会計繰出金6,000円の減額は、令和5年度決算に伴う事務費繰入金の精算分となります。

説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。何問でしょう。

○12番（歌川 渡君） 1問にします。歳出のほうで質問させていただきます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金であります。節区分で1項目しかありませんので。納付金へ追加、追加という説明は文章を読めば分かります。その納付金の追加しなきゃいけない理由について伺いたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） ただいまの御質問について御説明、お答えいたします。

追加の理由としましては、まず歳入、繰越金がありますので歳入で増額させていただいております。それから精算金、歳出の3款2項1目6,000円のマイナスということでございます。歳入歳出で金額総額をそろえることとなりますので、どこで調整するかということがございますが、こちらの2款1項1目のほうで調整をさせていただくということで毎年行っております。こちらは、最終的には歳入で入って繰り越した分のお金が負担金として流れていくということが基本にありますので、こうした処理をさせていただいております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 要するに、当然年度当初については、過去のそれぞれの市町村の実績に基づいて人口割、医療給付状況等々を鑑みて試算すると思うんですけども、今回のやつは、

特に県からの納付金の追加ということで定められたものではなくて、繰越しが出たので、その分は自主的に、七ヶ浜としては前金みたいな形で納付するというような流れとして理解してよろしいのかどうか。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） お答えいたします。

今回の歳出の納付金の増額につきましては、広域連合から指示があったというものではございません。当町の特別会計の整理として、このような形にさせていただいております。こちらにつきましてなんですが、納付金につきましては保険料を徴収させていただいて、それを広域連合に納めるという額になりますので、実際の保険料の額が最終的な歳出額になります。5年度の保険料につきましては、3月末まで徴収させていただいたものを5年度分として広域連合に納めておりますが、出納閉鎖期間内で異動があった分につきまして繰越し等々が出ますので、便宜上こちらに補正をさせていただいております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 議長なんかは私に度々言うんですね、簡単明瞭と言うんですけども。簡単明瞭に教えてください。要するに私は、広域連合からの指示に基づいて納付金を納付するのではなくて、繰り返します。繰越金が出てきたので、それを今後の医療費の伸びとかそういうのを勘案した上で、せっかく取りあえず来たものは前金として納めるよということでの中身として、前金として納める納付金としての理解でよろしいのかどうかということです。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） ごめんなさい、説明がうまくできなくて申し訳ないんですが、連合から指示があつてこちらに積んだということではなく、自主的にこちらに積んだということでございます。（「了解」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第57号 令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第20、議案第57号令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） それでは、議案第57号令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

議案書72ページをお開きください。

第2条は、収益的支出について事業費用の既決予定額に189万3,000円を追加し、5億5,901万9,000円に定めるものでございます。

次に、補正予算の内容について説明いたします。

議案書74ページをお開きください。

収益的支出の1款3項2目その他特別損失1節その他特別損失189万3,000円の追加は、令和5年度分消費税及び地方消費税などへの追加で、確定納付額の確定に伴う不足額などの追加でございませぬ。

以上、議案第57号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませぬか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませぬか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませぬか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（安倍敏彦君） ここで、暫時休憩をいたします。午後4時から再開いたします。

午後3時48分 休憩

午後4時00分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

日程第21 認定第1号 令和5年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第22 認定第2号 令和5年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第23 認定第3号 令和5年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第24 認定第4号 令和5年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第25 認定第5号 令和5年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第26 認定第6号 令和5年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第27 認定第7号 令和5年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について

○議長（安倍敏彦君） この際、日程第21、認定第1号から日程第27、認定第7号まで、令和5年度の決算認定でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

初めに、認定第1号令和5年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） それでは、認定第1号令和5年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

決算書の2ページ、3ページをお開きください。

令和5年度の一般会計歳入決算額は、86億3,951万4,336円であります。歳出決算額は81億909万1,232円で、歳入歳出の差引きは5億3,042万3,104円となっております。

決算書の128ページをお開きください。

歳入歳出差引額のうち8,334万1,000円が翌年度へ繰り越すべき財源額となっております。

なお、詳細につきましては、後日開催が予定されております決算審査特別委員会において担当課長より説明申し上げます。

慎重に御審議いただきますようよろしくお願いいたします。以上であります。

○議長（安倍敏彦君） 次に、認定第2号令和5年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） それでは、認定第2号令和5年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

決算書2ページ、3ページを御覧ください。

下水道事業特別会計の決算額は、歳入が5億3,685万5,066円、歳出が4億2,710万9,915円で、歳入歳出差引残額は1億974万5,151円となっております。

なお、詳細につきましては、後日開催予定の決算審査特別委員会で説明いたします。

○議長（安倍敏彦君） 次に、認定第3号令和5年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） それでは、認定第3号令和5年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書は同じく2ページ、3ページになります。

国民健康保険事業特別会計の決算額は、歳入で23億5,225万6,928円、歳出で22億8,625万1,217円、歳入歳出差引残額は6,600万5,711円であります。

なお、詳細につきましては、後日開催されます決算審査特別委員会で御説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 次に、認定第4号令和5年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 認定第4号令和5年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書は同じく2ページ、3ページになります。

公園墓地事業特別会計の決算額は、歳入で1,573万1,419円、歳出で1,268万3,671円、歳入歳出差引残額は304万7,748円であります。

なお、詳細については、後日開催されます決算審査特別委員会で御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 次に、認定第5号令和5年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 認定第5号令和5年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書は同じく 2 ページから 3 ページになります。

介護保険特別会計保険事業勘定の決算額は、歳入が20億9,683万1,712円、歳出が19億6,108万3,225円、歳入歳出差引残額は1億3,574万8,487円です。

次に、サービス事業勘定の歳入は624万1,800円、歳出は592万8,940円、歳入歳出差引残額は31万2,860円です。

なお、詳細については、後日開催されます決算審査特別委員会で御説明いたします。以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 次に、認定第6号令和5年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） それでは、認定第6号令和5年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書は同じく 2 ページ、3 ページになります。

後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入で2億3,417万4,354円、歳出で2億2,944万5,527円、歳入歳出差引残額は472万8,827円であります。

なお、詳細につきましては、後日開催されます決算審査特別委員会で御説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 次に、認定第7号令和5年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） 認定第7号令和5年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について説明いたします。

決算書240ページ、241ページをお開きください。

収益的収入及び支出の事業収益決算額は4億9,850万8,673円、事業費用決算額は4億5,854万9,551円となっております。

242、243ページをお開きください。

資本的収入及び支出の資本的収入決算額は169万5,961円、資本的支出決算額は1億7,736万6,044円となりました。資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億7,567万83円については、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金で補填しております。

なお、詳細につきましては、後日開催予定の決算審査特別委員会で説明いたします。

○議長（安倍敏彦君） ここで、令和5年度一般会計及び各種特別会計歳入歳出決算並びに水道

事業会計決算の審査意見について、稲妻代表監査委員より御意見を拝聴したいと思います。稲妻代表監査委員、御登壇願います。

〔代表監査委員 稲妻敏行君 登壇〕

○代表監査委員（稲妻敏行君） 監査委員の稲妻でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、令和5年度決算につきまして、監査の意見を述べさせていただきます。

資料は皆様のお手元にお渡ししてございますので、それを見ていただければと思います。

概要について御説明申し上げます。

まず最初に、各種会計決算等の審査の意見でございます。

審査期間は、7月17日から26日までの間、事前審査を経て実審査日数は4日間で実施してございます。

審査方法は、監査基準の決算審査の着眼点を参考に審査をいたしました。

審査の結果、一般会計及び各種会計決算書並びに附属書類は、関係法令に基づき作成されており、計数は関係諸帳簿と符合しており正確であると認められましたが、今後も健全な財政運営を継続するための留意事項を5点述べさせていただきますので、一助になれば幸いです。

東日本大震災関連のハード事業が終息を迎えている昨今、継続している事務事業を見直す時期に来ていると思われれます。住民ニーズと、その中での優先順位を的確に比較、判断し、特にスクラップアンドビルドを英断し、より透明性のある執行に当たられることを期待するものでございます。

次に、水道事業会計決算審査の意見であります。

審査期間は6月19日から28日までの間、事前審査を経て実審査日数は1日間で実施をいたしました。

審査の結果は、計数は関係諸帳簿と符合しており正確で、経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示していると認められました。

なお、意見書の各比較表などは、前年度を踏襲した記載内容で作成をしております。

経営状況では、経済性を評価するための経営比率を算出した結果、経営資本営業利益率及び営業収益営業利益率については年々悪化していることが確認できましたが、財政状態については、給水人口から見た類似団体の平均を全ての項目で上回っており、良好な状態にあると思われれます。

給水人口の減少に比例し、年間総配水も減少傾向にあることから、営業収支がさらに厳しくなることが推測されますので、適正な受水量への見直し検討及び経常経費の再確認等、支出面での不断の工夫をお願いするものであります。

今後も先を見据えた計画的な施設整備を進められ、安全で安心な水の安定供給に努められることを期待し、結びとさせていただきます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 進みます。

各議員の皆様から事前通告はありませんでしたので、質疑はないものとみなします。

以上で決算審査意見の報告を終了いたします。ありがとうございました。

お諮りいたします。

日程第21、認定第1号から日程第27、認定第7号までは、本日、町長より提案理由の説明と各担当課長などより概要の説明を受けましたが、審査の慎重を期するため、議長を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審議することに決しました。

日程第28 報告第5号 令和5年度七ヶ浜町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（安倍敏彦君） 日程第28、報告第5号令和5年度七ヶ浜町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） それでは、報告第5号令和5年度七ヶ浜町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明いたします。

議案書の82ページ、議案参考資料の13ページ、資料8をお開き願います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和5年度の健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付して報告いたします。

まず、令和5年度決算に基づく健全化判断比率について説明します。

1つ目の指標、実質赤字比率は、福祉、教育、まちづくりなどを行う一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政の深刻度を示すものですが、黒字であったため比率は出てきておりません。

2つ目の指標、連結実質赤字比率は、全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政の深刻度を示すものですが、こちらも黒字であったため比率は出ておりません。

次に、3つ目の指標、実質公債費比率ですが、借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもので、本年度は1.3%となっており、健全な状況となっております。

4つ目の指標、将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等の借入金や将来にわたる負担の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものでありますが、比率はこちらも出ておりません。

4つの指標いずれも早期健全化基準を下回っており、当町の健全化は保たれていることとなります。

次に、資金不足比率について説明いたします。

公営企業の資金不足を公営企業の料金収入と比較し、経営状況の深刻度を示すものです。資金不足がないため、水道事業会計、下水道事業特別会計とも比率は出ておりません。

以上であります。

○議長（安倍敏彦君） これより、報告について質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、質疑を打ち切り、報告第5号についてを終了いたします。

お諮りいたします。9月4日より9月12日までの9日間を決算審査特別委員会のため休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、9月4日より9月12日までの9日間を休会とすることに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

9月13日決算審査特別委員会全体会終了後に再開いたします。

御苦労さまでした。

午後4時21分 散会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和6年9月3日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和 6 年 9 月 13 日（金曜日）

七ヶ浜町議会定例会 9 月会議会議録
（第 3 日目）

令和6年七ヶ浜町議会定例会9月会議会議録第3号

令和6年9月13日（金曜日）

出席議員（13名）

1番	鈴木洋市君	2番	鈴木篤君
3番	佐藤信輝君	5番	鈴木博君
6番	鈴木恵子君	7番	佐藤直美君
8番	熊谷明美君	9番	佐藤壮一君
10番	遠藤喜二君	11番	岡崎正憲君
12番	歌川渡君	13番	仁田秀和君
14番	安倍敏彦君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長兼デジタル推進室長	藤井孝典君
防災対策室長	石井直紀君
企画財政課長	青木ゆかり君
税務課長	遠藤衛君
町民生活課長	宮下尚久君
まちづくり振興課長	鈴木昭史君
建設課長兼復興推進室長	鈴木英明君
国際村事務局長	我妻幸弘君
子ども未来課長	菅井明子君
健康福祉課長	関本英児君
長寿社会課長	沼倉隆弘君

会 計 管 理 者	鈴 木 正 実 君
上 下 水 道 事 業 所 長	後 藤 謙 一 君
教 育 長	須 藤 清 君
教 育 総 務 課 長	我 妻 和 久 君
生 涯 学 習 課 長	遠 藤 弘 次 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	佐々木 祐 一 君
同 書 記	鈴 木 一 叶 君

議事日程 第3号

令和6年9月13日（金曜日） 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認定第 1号 令和5年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 認定第 2号 令和5年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 認定第 3号 令和5年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 認定第 4号 令和5年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第 5号 令和5年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 6号 令和5年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 7号 令和5年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第58号 令和5年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益余剰金の処分について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 認定第 1号 令和5年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 認定第 2号 令和5年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第 4 認定第 3号 令和5年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第 5 認定第 4号 令和5年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第 6 認定第 5号 令和5年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 日程第 7 認定第 6号 令和5年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 8 認定第 7号 令和5年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第58号 令和5年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益余剰金の処分に
ついて

午前10時00分 開会

○議長（安倍敏彦君） それでは、引き続き、令和6年七ヶ浜町議会定例会9月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安倍敏彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において13番仁田秀和議員、1番鈴木洋市議員を指名いたします。

日程第2 認定第1号 令和5年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 認定第2号 令和5年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定第3号 令和5年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定第4号 令和5年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第5号 令和5年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第6号 令和5年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 認定第7号 令和5年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について

○議長（安倍敏彦君） この際、日程第2、認定第1号から日程第8、認定第7号までを会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

ここで、決算審査の結果を決算審査特別委員会の委員長佐藤直美議員より一括して報告を求めます。佐藤直美議員、御登壇願います。

〔決算審査特別委員会委員長 佐藤直美君 登壇〕

○7番（佐藤直美君） それでは、私から決算審査特別委員会の審査結果を報告いたします。

本委員会は、令和6年9月3日の七ヶ浜町議会定例会9月会議において、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会として設置され、令和5年度各種会計決算審査につきまして付託されたものです。9月3日、4日、5日、6日、9日、10日、11日、そして本日の8日間、各課長等の出席を求め慎重に審査した結果、賛成多数により一括して認定すべきものと決しました。

以上、報告申し上げます。

○議長（安倍敏彦君） ただいま決算審査特別委員長より審査結果の報告がありましたが、特別委員会において十分に審議を尽くされたことと思われまます。よって、質疑を省略し、会計ごとに討論、採決を行います。

認定第1号令和5年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。

認定第1号令和5年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

令和5年度の詳細については、これまで行われた決算審査特別委員会での審査の質疑の中で指摘しており、主な点を改めて取り上げ、次年度への改善実施を求めるものであります。

1点は、いまだ一部において町条例や要綱に照らした事業が行われていないことであります。町では予算に限りがあるのでその対象になっていないから、逆に地区の要望があつてと実施すべきものを怠っておりますが、条例や要綱に基づき実施すべきではないでしょうか。また、住民からの要求、要望に対し、条例等で決まっているから対象になっていないなどよく言われますが、行政の都合で事業を狭めるのではなく、条例や要綱を遵守するとともに住民の要求に耳を傾け、柔軟な拡大解釈で受入れを行うべきではないでしょうか。

その一つは、いまだに児童遊園施設の設備基準を遵守していないことであります。児童福祉法第6章の児童厚生施設の設備基準第37条1項で、児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けることと義務づけており、さらに国の定めた児童遊園の設置運営について、平成4年3月26日では、標準的児童遊園設置運営基準要綱の第3項設備において、基準的な設備として、設置遊具、飲料水設備、ごみ入れ、照明等の設備を明記しているものであります。また、七ヶ浜町環境美化の推進に関する条例でも、第4条3項で占有者、町の責務として公園広場等の公共の場所にごみを回収する容器を設け、これを適正に維持管理しなければならないと規定されております。持ち帰りを呼びかけることも大事であります。条例に基づいた措置

をすべきではないでしょうか。充足を求めるものであります。

2点は、町営住宅事業に関わる施策であります。

1つは、安心して住み続けられる施策として町営住宅入居に係る単身者の年齢制限を廃止していないことであります。公営住宅法の第23条の入居者資格では年齢制限を規定しておりません。成人された単身者の方が入居できるような見直しをすべきではなかったでしょうか。

2つは、家賃減免の取組であります。一般入居者で認定月額7万2,800円以下の入居者、世帯に対し、家賃減免制度について町営住宅提供の趣旨に沿った丁寧な対応の場を設け、入居者に減免を講ずることを求めるものであります。

3つは、駐車場使用料金の引下げであります。公有財産である町所有の駐車場の貸出し基準が異なっていることあります。生涯学習センターでの駐車場使用料金に準じた使用料に設定すべきではないでしょうか。町営住宅運営への補助金である家賃低廉化及び同低減化を活用し、駐車場使用料を引き下げるべきであります。

第3点は、通学路交通安全プログラム事業に関してであります。通学路の合同点検を実施しているということですが、児童生徒の登下校の歩道の見直しの確保のために樹木の剪定、伐採、安全確保に必要な箇所横断歩道、防犯灯の増設が十分に行われることを求めるものであります。また、いまだ解消されていない危険ブロック塀の早期改修のために助成増額を求めるものであります。

4点は、防災・減災に関わる施策であります。木造住宅耐震化の促進であります。宮城県は令和3年度末で92%の耐震化を実施、令和7年度末でおおむね解消との目標を掲げているところあります。本町の耐震化の計画が不十分であることから、事業計画を設けるとともに、減災策の一つとして地震災害に耐えられる住宅の確保のために、平成12年度に改正された新耐震基準に対応した耐震化の促進のための住宅改修工事の促進策として、町独自の助成制度の創設と助成費用の増額を行うべきではなかったでしょうか。

5点は、道路環境・公園整備の施策についてであります。道路維持費及び公園管理費における除草回数が当年においても2回にとどまっておりますが、3回の除草とすべきではありませんか。その費用は僅か800万円であります。

6点は、就学援助制度の周知についてであります。町は広報紙に、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者で援助を希望する方等々を記載しておりますが、住民の方で、我が家が就学援助制度に該当することが、見て、読んで分かるような、借家世帯を対象にした所得及び収入額を示したお知らせ文章を年度ごとに各学校に配布すべきではなかったでし

ようか。

7点は、子育て世帯での多子世帯支援事業で実施している第3子以降の児童を持つ保護者、世帯に対し、小学校入学準備金を支給しておりますが、中学入学時に際しても同様の支給を行うべきではなかったでしょうか。

8点は、学校給食費であります。民間委託する前の学校給食事業に関わる費用は、町職員も含め年間約4,000万円でしたが、それが令和4年度では5,300万円に、令和5年度では5,900万円になっているものであります。経費削減という立場を述べるものであれば、直営にすべきであります。

9点は、避難行動要支援者に対応する災害時の地域の自主防災会の対応が、町が示す避難行動要支援者名簿の取扱いに照らすと、現実的に対応ができる状況にはなっていないことから、改善を求めるものであります。

10点は、高齢者等安否確認に活用している緊急通報システムであります。独居高齢者や避難行動要支援者の数から照らして少ないのではないのでしょうか。利用しやすい実施要綱やスマートフォン等を取り入れた事業に改善すべきであります。

11点は、会計課及び政策課に関わるものであります。主要な施策の成果等の記載事項が改善されたことは一定評価するものであります。改めて決算書の書式表示も予算書の書式に準じた表示をすべきではなかったでしょうか。改めて改善を求めるものであります。

12点は、七ヶ浜町区長条例についてであります。いまだ改められていないことでもあります。令和2年度から改正施行された地方自治法第138条の4第3項で規定された執行部の附属機関として、自治紛争処理委員審査会、審議会、調査会、その他の調停、審査、諮問または調査のための機関を置くことができるとあることから、現在の区長の委嘱内容からかけ離れているものであります。法令に即した対応を求めるものであります。

13点は、町民バスぐるりんこの乗車料金であります。改めて見直しを求めるものであります。本塩釜から北遠山まで150円であります。町内料金は100円となっているものであります。それであれば、町内外含めて本塩釜から花刈までは250円にすべきではないでしょうか。

14点は、町有地の貸出し問題であります。3点目の町営住宅で指摘しておりますが、改めて改善を求めるものであります。汐見台南地区で汐見台駐車場管理組合に貸出ししている土地の件であります。土地面積に乗じた貸出し額ではなく、駐車台数25台掛ける1,000円掛ける12か月ということで30万円とのことですが、同組合の駐車場確保台数は36台になっております。どのような貸出し管理をしているのでしょうか。町当局は敷地内の除草をしてもらって

いるからといいますが、26台分、31万2,000円分の除草を行っているのでしょうか。貸出し契約の見直しを求めるものであります。また、ほのぼの農園未使用地にシルバー人材センターが除草の仮置場として無償使用していることも問題ではないでしょうか。

15点は、敬老会事業であります。対象高齢者3,121人に対して参加者は僅か61人でありました。会場の見直しも含め、多くの高齢者が参加できる催しを求めるものであります。

16点は、放課後児童クラブ使用申請を12月20日までにとっておりますが、待機児童の解消のためにも、再申請日を設ける必要があるのではないのでしょうか。

17点は、グローバル人材育成事業であります。英語コミュニケーション能力の向上と異文化理解に国際交流員との交流が主たる事業となっておりますが、全ての児童生徒の基礎学力を高める施策を講じることこそが必要ではないのでしょうか。町独自の少人数学級や教員の加配などをすべきであります。そのために基金の活用を求めるものであります。

18点は、町職員数に占める会計年度任用職員数が約19%も占めております。就業時間が1日の差が1時間も満たないにもかかわらず、職種によっては正規職員の5割から7割となっております。日常業務として必要な部署には、正規職員として雇用すべきではないのでしょうか。

最後に、一般会計における各種基金の積立て状況を見ると、復興基金、復興交付基金を除く基金で年予算を上回る決算額になっております。ちなみに、当年度で基金積立額は財政調整基金で14億9,000万円、グローバル人材で1億2,000万円、減債基金等々、多額の基金が積み立てられております。本来、後年の必要な事業は負担の公平の考えから、後年のそのときの住民で負担するよう、必要とする時期に起債で充当することが行政の望ましい対応ではないのでしょうか。このことから、地方自治の財政運営の基本は将来に新たな事業を行うことに対し、今の住民の方々は後年の人の分まで負担の義務はなく、そのときの住民がその負担をするのが原則のことから、必要のない基金への繰入れは行わず、これらの基金の年次的取崩しを行い、経済的負担が増した住民、事業者の負担軽減と各地区住民からの要求、要望の施策の実施を進めるべきではないのでしょうか。

これらのことを述べ、一般会計決算認定に反対するものであります。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありませんか。熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 8番熊谷明美でございます。

令和5年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

令和5年度は、町制施行65周年や七ヶ浜国際村開館から30年の節目が重なる年とし、町制施行65周年記念行事など各種記念行事が実施され、町民同士の交流やにぎわい創出につながった

とされております。町制施行65周年記念式典では4人の生徒が司会を行い、人材育成の観点からも評価されるものであります。

13年半前に東日本大震災で大きな被災を受けている本町は、まず第一に防災・減災に取り組まなければなりません。令和5年度は、松ヶ浜小学校を主会場に3地区合同の総合防災訓練を実施し、防災意識を高めております。また、社会体育施設災害復旧ではアクアリーナ復旧事業により、終了後には避難所としても利用されとの回答もございました。

住民の生活支援としては、新型コロナウイルス感染症区分が5類に引き下げられたとしても、経済や家計へのダメージは大きく、国県からの支援である電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付や物価高騰対応重点支援給付金支援事業など、特に家計への影響が大きい住民に適正に支給され、生活支援がなされておりました。

学校教育では、不登校やネグレクト、虐待など様々な問題に対応するため、スクールソーシャルワーカーを配置し、保護者や児童生徒の相談体制の充実を図り、問題解決に向けて取り組んでおりました。また、通学路交通安全プログラムで合同点検を実施し、通学路における子供たちの安全を確保しております。

子育て支援に関しては、子育て世帯に対する燃料券支給や小学校入学祝金支給など家計応援に、また、認定こども園送迎バス安全装置設置など、子供の安全確保にも取り組んでおりました。

健康寿命延伸に向けた取組については、地域介護予防活動やフレイル予防普及啓発活動など、高齢者の健康増進に取り組んでおります。地域活動事業では、七ヶ浜アロープログラム事業を活用して町民の健康寿命の延伸にも取り組んでおりました。また、屋内運動施設すばーくや3X3コートは、町内外の利用者が増えており良好だと評価を得ております。

最後に、地域公共交通七ヶ浜町民バスぐるりんこですが、運行业者とのさらなる連携強化は今後も必要であります。利用者からのアンケート調査の実施やスマートフォンでのバスの現在位置が分かるバスロケーションシステムの利用者数が増えていることなど、今後も利用向上に向けて期待したいと思います。

以上のことから、賛成といたします。

○議長（安倍敏彦君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決しました。

次に、認定第2号令和5年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡でございます。

認定第2号令和5年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

当年度の当初予算において、一般会計からの応分の繰入れで下水道使用料金の引下げを行い、町民の負担軽減を求めています。当年の予算収支の内容を見ると、改めて水道料金引下げが、応分の繰入れを行えばできることが示されております。当年度においても、過去の平成17年度に示された下水道事業の5か年改正財政計画に準じた一般会計から約4億円並みの繰入れを行い、引下げに努力していなかったこと、決算での当初繰入額より3,500万円軽減し、約2億5,700万円の繰入れでしかありませんでした。5か年計画で定めた繰入れ金額の引き続きを行えば、さらに一般世帯当たり年額約3万円の負担軽減ができるのであります。町当局は常に町民の負担軽減を考慮し運営しなければならないのに、令和5年度事業においても、歳出で削減された分を一般会計からの繰入額の減額に充当するだけで町民に還元しておらず、過大な負担を押し付けていることから、改めて料金軽減の実施を求め、決算認定に反対いたします。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありませんか。鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 1番鈴木洋市でございます。

私は、認定第2号令和5年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

本町の下水道普及率は99.9%、水洗化率は98.1%と非常に高い水準を維持しており、下水道施設が地域全体に行き渡り、住民の衛生環境を大きく向上させている点は高く評価できます。こうした高水準のインフラ整備が、住民の快適で衛生的な生活を支え、地域全体の健康と福祉に貢献しております。一方で、昭和53年度に事業が着手されて以来45年が経過し、施設の老朽化が進んでいることは避けられません。しかし、下水道管路施設ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の長寿命化を目指した計画的な維持補修や機械設備の更新が進められており、令和5年度も適切に維持管理が実施されております。これによりインフラの管理が確実に行われていることが確認でき、地域住民の生活を支える基盤が着実に維持されていると評価い

たします。令和5年度の歳入は、前年度比7.6%の減少を見せましたが、これは内水ハザードマップ作成業務の終了や令和6年度から地方公営企業法が適用されることによるものです。これに伴い事業は企業会計に移行し、適切に実質収支額が引き継がれていることから、今後の事業運営に関しても財政面での安定が見込まれます。こうした状況を踏まえ、下水道事業が今後持続可能な形で運営され、地域住民に対する生活インフラとしての役割を果たしていくものと考えます。

また、老朽化した施設の更新や将来的な財政運営の見直しには引き続き注視し、今後も適切な対策が進められることを期待申し上げ、令和5年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について賛成いたします。

○議長（安倍敏彦君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決しました。

次に、認定第3号令和5年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。

認定第3号令和5年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

1つは、基金のさらなる取崩しで国民健康保険世帯全体の引下げを行わなかったことであります。当年度の当初予算での基金の取崩し額は1億3,300万円でしたが、実質取崩しは僅か2,100万円であります。予算額の取崩しを行えば保険料の引下げ分に充当できたのではないのでしょうか。

2つは、私は一般会計からの繰入れは法律でも規制されていないことを繰り返し述べ、繰入れを求めてきました。今年度初めて、一般会計からの繰入れで納税世帯の負担軽減を図ってきたことは一定評価するものでありますが、本町の国保世帯の大半は中小企業世帯や年金受給世帯、非正規雇用者などであり、年収に占める国保税は過大な負担となっていることは当局も承知のことだと思います。被用者保険事業並みに、国民健康保険世帯への負担軽減事業として一

般会計からさらなる繰入れ増額を行うべきではなかったでしょうか。

3つは、国保事業が県の広域化に変わり、事業に占める国庫支出率や県の一般会計からの繰入れ等の負担率が法に定められている割合を支出していないことが、加入市町村の負担増額になっていることでもあります。町は異議を申し入れるべきではないでしょうか。

以上のことから、これらの施策を十分講じていなかった決算認定に対し、反対いたします。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありませんか。鈴木 博議員。

○5番（鈴木 博君） 5番鈴木 博でございます。

私は、認定第3号令和5年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

今回の決算において、被保険者数は減少しているものの、保険給付費総額は70万7,000円、0.04%の増加を見せ、1人当たりの医療費は45万2,640円と0.4%の減少が確認されました。これは医療費適正化の成果の一端として評価できる点であります。一方、国民健康保険税の収納率については、現年度分で96.1%と前年度を0.6%下回り、延滞繰越し分においては22.0%と2.5%の減少を見せました。新型コロナウイルス感染症による影響から徴収強化が控えられた期間があることを鑑みれば、収納率の低下はある程度理解できるものの、今後の収納率向上に向けた取組が一層重要となります。

また、厳しい国保財政を反映し、今回の決算ではやむを得ず一般会計から1億円の繰入れが行われました。この繰入れにより、国保事業が安定的に運営され、住民の医療サービスが維持されたことは評価できるものです。しかしながら、法定外繰入れが財政の健全性や運営の透明性に影響を及ぼすこと、さらには、国民健康保険税の公平性、将来的な保険料引上げリスク、一般会計への圧迫といった課題が残されている点については、今後の財政運営において慎重に検討する必要があると考えます。それでもなお国保税の収納率向上を目指した取組や、糖尿秒性腎症重症化予防事業、さらには健康増進を図る生活習慣病予防事業など、医療費抑制に向けた具体的な施策が着実に進められていることを高く評価いたします。特に、関係各課との連携を通じ、住民の健康を守りながら医療費の適正化に努める姿勢は、今後も重要な取組であると考えます。

今後は、さらに被保険者に寄り添った運営を期待し、特定保健事業の強化や医療費抑制策の継続を進め、持続可能な国民健康保険事業の運営が行われることを望みます。

以上の理由から、令和5年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に賛成いたします。

○議長（安倍敏彦君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決しました。

次に、認定第4号令和5年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決しました。

次に、認定第5号令和5年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。

認定第5号令和5年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

同制度は、少子高齢化が進む中で、社会全体で支え合う介護が十分受けられる制度をうたい文句として平成12年度から発足した制度であります。20年経過した令和2年度からは、介護納付金に総収入制度が全面導入され、令和3年度8月からは補給給付の預貯金要件が見直しされ、さらに食費の負担限度額の見直しで被用者保険の負担がさらに増え、国保負担が減少されてきている状況であります。また、平成27年度から導入された総合事業で要支援サービスが介護保険から切り離され、訪問介護、デイサービスなどが対象外となりました。さらに対象外が拡大され、保険料金の引上げなどで利用者の負担が増えるばかりになっている制度にほかなりません。改めて制度の実態を把握し、保険料軽減と利用者負担軽減と国への要望を上げることが求められるものであります。

その一つは、発足当時の国の負担は、居宅サービス、施設サービスとも25%で、65歳以上の方の保険料負担は17%でした。しかし、現在は施設サービスの国負担分については20%に削減されました。65歳以上の方の保険料負担について、保険料金が改定された第7期では、居宅サービス、施設サービスともさらに23%に引き下げられたことでも明らかなように、高齢者の負担が増えるばかりの制度であります。制度が始まった平成12年度から14年度の第1期の保険料は基準額で2,740円でしたが、令和3年度からの第8期では6,200円になり、発足当時の2.3倍になっております。さらに指摘しなければならないのは、滞納予想額分を給付見込額に上乘せし、65歳以上の第1号被保険者に負担させていることでもあります。保険料を徴収できなかった未収額は65歳以上の第1号被保険者に負担させるのではなく、一般会計からの繰入れで補填すべきではないでしょうか。

2つは、在宅支援サービスでは、ホームヘルパーが掃除など家事を行う生活援助がおおむね1日1回利用に制限、要支援者には保険サービスの対象外となり、さらに施設入所サービスでは特別養護老人ホーム入所対象者が原則介護度3以上になったことで、さらに介護保健サービスの削減が行われ、当初制度から大きく後退した制度になっております。

3つは、低所得者世帯ほど介護度が高い傾向にあることでもあります。保険利用料の負担が重く、介護サービスを控えざるを得ない状況に置かれているのではないのでしょうか。町の高齢者地域福祉計画・第9期介護保険計画に掲げている「健康で 生きがいのある 支え合うまち七ヶ浜」の実践のためにも、行政が積極的に一人一人が十分にサービスが受けられるかどうか調査し、予防、病状の軽減を図るために地域密着型介護利用施設の充実とともに、必要な介護を経済的負担の心配がない保険料の軽減、利用料への助成制度を設けるなど、手だてを積極的に行うべきではなかったのでしょうか。さらに、高額介護サービス費の負担軽減限度額が引き上げられ、現役並み所得世帯の負担上限の年収額が引き上げられました。また、1割負担の世帯に設けられていた年額負担上限額44万円も廃止され、利用者の負担がさらに増えていることでもあります。

最後になりますが、介護保険制度が始まる前は、介護に関わる費用は国が50%、都道府県、市町村がそれぞれ25%で全てが公費でありました。憲法第14条及び第25条の実践を求めるものであります。

以上のことから、令和5年度の本事業会計においても、第1号被保険者の負担軽減などの施策が十分講じられていなかったことから、決算認定に反対するものであります。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありませんか。鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 2番鈴木 篤でございます。

認定第5号令和5年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

団塊の世代が65歳を迎え、これまで以上に急速な高齢化が進む現状において、介護保険も厳しい運営を強いられております。そのような状況の中、本町では令和6年の3月末における要介護認定者が令和5年度末よりも5名減少しております。このことは、令和5年度における介護保険事業が短期的ではなく長期的な視点に立ち、町民にとって本質的に有意義かつ有効な事業になるよう実施されたことを証明していると考えます。高齢者の方が尊厳を維持し、自立した日常生活が送れるよう、事業のさらなる充実が図られることを期待し、本決算に賛成いたします。

○議長（安倍敏彦君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決しました。

次に、認定第6号令和5年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。

認定第6号令和5年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者と65歳以上の障害者を対象にした制度であり、平成20年4月から始まった制度であります。当初の厚生労働省の考えは、国民医療費を年間約2,300億円削減する医療構造改革の柱として位置づけられ、75歳以上の高齢者はそれまで加入していた医療保険から切り離され、高齢者を対象にした終末期医療として受診の制限が多い安上がりな保険制度としてつくられたものであります。

私は、この制度の発足から8年間、宮城県の後期高齢者医療広域連合議会議員として、高齢者がお金の心配がなく安心して医療が受けられる制度に戻すため、この後期高齢者医療制度の廃止を含め、改善を求めてきました。その成果として、発足当初から後期高齢者の診療内容は

廃止させることができましたが、制度そのものは廃止させることはできなかったことが残念でなりません。残ったのは、健診事業と高齢者からの保険料を新たに徴収するという制度だけがあります。高齢者から見れば、年金から保険料が天引きされるという新たな負担が増えただけの制度であります。

このことは、制度当初の3年間と令和5年度を比較してみると、事業に占める高齢者の保険料負担と国、県、現役世代の負担である繰入金割合を見ても明らかではないでしょうか。発足当時の高齢者の保険料負担割合は72.8%でしたが、現在は76.76%と3.96%増加し、繰入金は25.1%から22.13%と2.97%も減少しております。高齢者の保険料負担の増加の要因は、発足当初から私たちが高齢者の方の負担軽減のために創設させた保険料軽減措置が完全廃止されたことによるものであります。私はこの制度を継続するのであれば、高齢者の医療に占める国保負担を45%に戻し、国としての公的役割を果たすことを求めるものであります。

さらに、同事業は憲法第25条国民の生存権、国の社会的保障義務に基づいて国の法定受託事務として行われてきた老人保健制度から地方自治体の自治義務になり、国の責任である「国民の社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」、これを地方に押しつけるもので、国の責任を放棄しているものにほかなりません。

このことから、私は後期高齢者医療制度を早急に廃止し、取りあえず以前の老人保健制度に戻し、全国民が英知を出し合い、高齢者の方々が安心して受けられる医療制度にするよう求めるものであります。

また、高齢者のさらなる負担の押しつけが行われていることであります。この制度としてつくられた前期高齢者65歳から74歳の方に対し、65歳になれば医療機関での医療費窓口一部負担が1割から2割に順に引き上げられておりますが、令和5年10月からはさらに後期高齢者である75歳以上の方で一定の所得のある方の2割の窓口負担が設けられました。また、この間、高齢者の保険料の軽減措置としてなっていた所得割額も廃止され、被用者の被扶養者であった方の均等割額が当初の9割軽減だったのが、現在は取得後2年まで5割の軽減とされ、高齢者の負担が増すばかりであります。

さらに、高齢者の医療に関する確保に関する法律で、高齢者の保険料の負担額が2年ごとの改正で引き上げられる仕組みになっていることであります。この法律の第100条の後期高齢者交付金の条項で、発足時の平成20年度を基準として、将来の若人の人口減少に伴う若人の負担増加分を2年ごとに高齢者にその半分を負担してもらおうという仕組みをつくり、総医療費に占める高齢者の一割負担率をさらに引き上げるという仕組みになっていることであります。この

制度は、少子高齢化が進めば進むほど高齢者の保険料の負担額が増えていくものであります。このことから、当年の保険料総額の増額の要因にもなっているものであります。

次に問題にしなければならないのは、普通徴収者に対し、保険料滞納による制裁措置として短期保険者証の発行を行うという事業をいまだ設けていることでもあります。この対象者となる方は年金年額18万円以下の高齢者であります、直接徴収者であります。なぜ直接徴収にしたのでしょうか。それは、年金から自動天引きすれば低額な年金暮らしの高齢者が日常生活していく上で支障を来すからではないでしょうか。このような生活困窮者までに保険料を賦課し、徴収することが行政として望ましい行為なのでしょう。町としてこのような方々に減免額を講ずることこそ行政の責務であります。このことを強く求めるものであります。

長年社会に貢献されてこられた高齢者の方々が老後も財政的不安もなく安心して長生きできるよう、医療、福祉の充実を果たすことが国及び地方自治体の責任であります。

改めて、町当局に対し、国に対し、同制度の早急な廃止を求めることを求め、本事業会計決算認定に対し、反対するものであります。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありませんか。佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 7番佐藤直美です。

認定第6号令和5年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

75歳以上、もしくは65歳以上で障害を持つ高齢者は、広域連合が運営する独立した後期高齢者医療制度に加入し、給付を受けております。現役世代と高齢者の分担ルールが明確化されており、保険料を納めるところと、それを使うところを都道府県ごとの広域連合の一元化により、財政運営責任においても明確化されております。さらに、都道府県ごとの医療費水準に応じた保険料を高齢者全員で公平に負担するといった制度となっており、現行制度を評価推進するものであります。

加入している市町村の役割は、保険料の徴収及び被保険者の利便性の向上に寄与する窓口業務を行うことであり、令和5年度においては、現年度分徴収率は特別徴収、普通徴収合わせて99.98%と高い徴収率を保っており、適切に窓口業務を行っていたと理解しております。令和5年度において、宮城県後期高齢者医療広域連合との連携においては、健康啓発等訪問事業を行ってまいりました。その点は高く評価するものでございます。

しかし一方で、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業は行っておらず、また、後期高齢者医療制度特別対策事業費補助金の申請もしていなかった点は、今後の改善の余地が大いにあ

ると考えます。今後は、令和5年度において実施できなかった事業を広域連合とともに、そして関係各課と協力して実施していくことを大いに期待しております。

また、物価の高騰をはじめとする後期高齢者の生活を取り巻く状況を十分に把握し、被保険者の保険料負担や地区町村の公費負担が過度のものとならないよう、国による新たな仕組みや財政措置を行うことを本町としても要望していくものと考えますので、引き続き県と連携し、国への要望や意見を伝え、被保険者の方々のために努力を重ねられますことを期待し、賛成の討論といたします。

○議長（安倍敏彦君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決しました。

次に、認定第7号令和5年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。

認定第7号令和5年度七ヶ浜町水道事業会計決算認定について、反対の立場で討論いたします。

初めに、令和5年度においても、6月及び7月分の料金の軽減を行ったこと、また、令和6年度から日受水量を5,300トンに削減したことは一定評価するものでありますが、以下のことを述べ、さらなる町民負担軽減を求めるものであります。

1つは、過大額とも言える現金預金であります。震災前の平成22年度の現金預金額は約7億3,500万円でしたが、今年度決算では、当年度純利益約2,680万円を含めると約15億6,200万円となっております。13年間で約8億2,700万円も積み増しされているものであります。

剰余金が生じたその要因の一つは、県事業である広域水道事業が平成22年度、平成27年度、令和2年度と3度にわたって受水している市町村に対し受水契約料金を、平成22年度からは年間約1,900万円、平成27年度からは年間約2,300万円、令和2年度からはさらに年間約5,400万円と引下げを行っており、この13年間で広域水道事業への原水費の支払額は約4億2,600万円削減されております。削減された費用分は住民の使用料金の引下げに充当すべきにもかかわらず、本町では町民への料金引下げを行わなかったことにより、このような預貯金額ともなっ

いるのであります。これら必要のない過大な積立金は行うべきではありません。町内の全世帯、事業者の1か月分の基本料金額は約1,300万円、1年間では約1億5,600万円であります。この積立金等の計画的取崩しを行い、町民の使用料金の引下げを行うべきではなかったでしょうか。

2つは、本町は仙南・仙塩広域水道と仙台市から受水しておりますが、仙台市と高過ぎる受水量契約をいまだ行っていることでもあります。仙南・仙塩広域水道のトン当たり約120円に対し、仙台市は約927円と7.7倍となっていることでもあります。仙台市からの受水量は全体の僅か2.5%で、1日受水量116トンしか受水していないのに800トン分を支払っているという、とんでもない契約内容になっていることでもあります。

3つ目は、1日当たりの使用水量が責任水量に達していないことで、責任水量分までの負担料金として年間約2,080万円も支払っていることでもあります。このお金の出どころはどこでしょうか。

4つは、令和2年度に宮城県広域水道の給水自治体との水道料金の改定が行われました。基本料金の基となる最終日水量1万900トンを実日水量の約5,000トンに見合った契約をしなかったことで、令和5年度まで住民の必要外の負担額となっていることでもあります。例えば最終水量を実水量に近いこの5,000トンに契約見直しすれば、年間約5,800万円削減できたのではないのでしょうか。

このことを踏まえ、当年事業において受水費の再契約の実施、必要以上の積立てを改めるとともに、現金預金の計画的な取崩しと県の受水料金引下げ事業を行ってこなかったことにより、水道事業会計認定に対し、反対いたします。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありませんか。佐藤信輝議員。

○3番（佐藤信輝君） 3番佐藤信輝です。

認定第7号令和5年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。

まず、令和5年度の水道事業の運営状況について、町当局が示したデータは非常に明確であり、特に契約水量や配水量の管理が適切に行われていると確認できました。仙南仙塩広域水道との契約において4,640トンの責任水量が確保され、仙台市からも800トンの供給が行われていることは、地域住民に対する安定した水供給の基盤を築いています。さらに、年間を通じて最大日配水量やその超過日数についての情報も、今後の水道事業運営に役立つ重要なデータです。これにより、需要の変動に対する柔軟な対応が可能となり、住民のニーズに応じたサービス提供が実現できております。

資本費や給水原価についても、町の数値が国の基準を下回っていることが指摘されましたが、これは必ずしも財政運営が不健全であることを示すわけではありません。高料金対策補助金が適用されなかった理由も、町が過剰な料金を設定せず、水道料金を適切に設定し、住民に対して公平な料金を提供しているからと考えられます。

また、老朽管の更新工事について、令和5年度の水道事業に関する調査結果に基づく老朽管の更新工事は、地域住民の安全と安心を確保するために非常に重要です。老朽管調査業務委託が行われ、その結果として老朽化した箇所への更新工事が進められていることが確認できました。特に、吉田浜地区の管が52年を経過しており更新が必要であるとのことは、住民の安全な水供給を考慮した適切な判断だと考えます。また、調査の結果、菖蒲田浜地区については20年以内に再審査を行う必要があるとされており、ほかの地区についても10年以内の再審査が求められるとのことです。このように、耐用年数を踏まえた適正な管理が行われていることは、今後の水道事業の安定運営にとって非常に重要です。さらに、耐用年数に関する考え方について、基本的には管の耐用年数を40年とし、その年数を目安に調査を行っているとのことですが、実際の状況について柔軟に対応していく姿勢が求められます。特に、老朽化による水漏れやその他の問題を未然に防ぐためには、定期的な検査と適切な更新が不可欠です。

また、消火栓維持管理負担金の減少や減価償却費の適切な管理についても、町当局がしっかりとした運営方針を持っていることがうかがえます。これにより、将来的な施設の更新や維持管理が適切に行われ、住民に安心して水を利用していただける環境が整備されることにつながると思います。

最後に、今後の水道ビジョンについても長期的な視点での計画が示されており、県との契約に基づく水量の見直しや将来の水需要に応じた対応が求められていますが、町当局は適切なタイミングで見直しを行う意向を示しており、住民の負担を軽減するための努力が続けられ、安全で安心な水の安定供給に努めていることから、賛成といたします。

○議長（安倍敏彦君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決しました。

日程第9 議案第58号 令和5年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分
について

○議長（安倍敏彦君） 日程第9、議案第58号令和5年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） それでは、議案第58号令和5年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について説明いたします。

議案書83ページを御覧ください。

本議案は、地方公営企業法の規定に基づき、令和5年度の未処分利益剰余金の一部を建設改良積立金に積み立てることについて、議会の議決を求めるものでございます。

84ページを御覧ください。次のページです。

内容については、剰余金処分計算書に記載のとおり、未処分利益剰余金の当年度末残高5億7,800万6,836円のうち、議会の議決による処分額として建設改良積立金の積立てを5,000万円、未処分利益剰余金の処分後の残高を5億2,800万6,836円に定めようとするものでございます。

以上、議案第58号の説明とさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川です。

議案第58号令和5年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、反対の立場で討論いたします。

令和5年度七ヶ浜町水道事業剰余金処分書に記載されている建設改良への5,000万円の積立金にしたことで、反対するものであります。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 13番仁田秀和でございます。

私は、議案第58号令和5年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、賛成の立場で討論いたします。

本議案は、決算において発生した純利益を今後の水道事業の安定運営に向けて建設改良積立金に積み立てるものでございます。利益剰余金は、資本的収支の不足を補う財源として将来の

更新工事や災害時の補修に活用される必要があります。また、将来の人口減少に伴う料金収入の減少が見込まれる中、安定した財源を確保し、持続的な給水を確保することが管理者の責務であると考えます。

以上の理由から適切な積立であると判断し、賛成いたします。

○議長（安倍敏彦君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会 9 月会議に付議された案件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会は明日 9 月 14 日から 12 月 27 日までの 105 日間を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本定例会は明日 9 月 13 日から 12 月 27 日までの 105 日間を休会とすることに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前 11 時 12 分 散会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和6年9月13日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員